

点検・評価報告書

令和4年3月31日

日本赤十字九州国際看護大学

目 次

序 章・・ p. 7

本 章

第1章 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9

(1) 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9

① 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定しているか。また、それを踏まえて、学部・研究科の理念・目的を適切に設定されているか・・・・・・・・ p. 9

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか・・・・ p. 11

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか・・・・ p. 12

(2) 長所・特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13

(3) 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13

(4) 全体のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13

第2章 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14

(1) 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか・・・・・・・・ p. 14

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか・・・・・・・・ p. 20

③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか・・・・ p. 21

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか・・・・・・・・ p. 24

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか・・・・ p. 24

(2) 長所・特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 24

(3) 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 25

(4) 全体のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 25

第3章 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 26

(1) 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 26

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか・・・・・・・・ p. 26

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 27
(2) 長所・特色	p. 28
(3) 問題点	p. 29
(4) 全体のまとめ	p. 29
第4章 教育課程・学習成果	p. 30
(1) 現状説明	p. 30
① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか	p. 30
② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか	p. 32
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか	p. 33
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか	p. 39
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか	p. 44
⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか	p. 47
⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 50
(2) 長所・特色	p. 52
(3) 問題点	p. 53
(4) 全体のまとめ	p. 53
第5章 学生の受け入れ	p. 55
(1) 現状説明	p. 55
① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか	p. 55
② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか	p. 58
③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	p. 63
④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 65
(2) 長所・特色	p. 66
(3) 問題点	p. 66

(4) 全体のまとめ	p. 66
第6章 教員・教員組織	p. 68
(1) 現状説明	p. 68
① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか	p. 68
② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか	p. 69
③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか	p. 73
④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか	p. 74
⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 78
(2) 長所・特色	p. 78
(3) 問題点	p. 78
(4) 全体のまとめ	p. 78
第7章 学生支援	p. 80
(1) 現状説明	p. 80
① 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか	p. 80
② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか	p. 81
③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 91
(2) 長所・特色	p. 93
(3) 問題点	p. 93
(4) 全体のまとめ	p. 94
第8章 教育研究等環境	p. 95
(1) 現状説明	p. 95
① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方略を明示しているか	p. 95
② 教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場	

等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか	p. 95
③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しているか。また、それらは適切に機能しているか	p. 98
④ 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか	p. 101
⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している	p. 103
⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 105
(2) 長所・特色	p. 105
(3) 問題点	p. 105
(4) 全体のまとめ	p. 106
第9章 社会連携・社会貢献	p. 107
(1) 現状説明	p. 107
① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか	p. 107
② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか	p. 107
③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 114
(2) 長所・特色	p. 115
(3) 問題点	p. 116
(4) 全体のまとめ	p. 116
第10章 大学運営・財務	p. 117
【1】大学運営	p. 117
(1) 現状説明	p. 117
① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか	p. 117
② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営	

を行っているか	p. 118
③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか	p. 120
④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか	p. 121
⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか	p. 122
⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか	p. 123
【2】 財務	p. 124
① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか	p. 124
② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか	p. 124
(2) 長所・特色	p. 125
(3) 問題点	p. 125
(4) 全体のまとめ	p. 125
終 章	p. 127

序 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下、「本学」という。）は、学校法人日本赤十字学園（以下、「学園」という。）の4番目の看護大学として平成13年に開学し、学部教育の充実に努め、平成19年には看護学研究科を開設、令和3年度は21年目を迎えた。本学は、九州地区の赤十字看護師養成の拠点として、また、国際組織である赤十字の一員として、広く国内外において人道的任務の達成を図るため、国際的にも活動できる看護師の育成を目指す学園6大学のうち、唯一「国際」を標榜する看護系大学である。

本学は、「赤十字の基本原則である『人道(Humanity)』に基づき、個人の尊厳と尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実践し、人々の健康及び福祉の向上に貢献するための基礎的能力を育む」ことを教育理念として、学部、研究科のそれぞれにおいて、教育目的・目標に沿った教育活動を実施している。また、世界に開かれた大学として、地域連携活動ならびに国際連携活動を重点事業として取り組み、平成22年に看護継続教育センター、平成25年に国際看護実践研究センターを開設、その後の改組を進め、広く社会の人々との交流を図ってきた。

大学における教育研究ならびに運営について自律的に評価、改善、発展を進める上で、本学では、開学の翌年には自己点検・評価委員会を整備して、大学運営の適切性の確保に注力してきた。平成27年度には、公益財団法人大学基準協会の大学認証評価を受審し、平成28年3月23日付で同協会から、「大学基準に適合している」との認定を受けた。

平成27年度の大学認証評価では、「国際看護に関する教育に注力し、学生がその成果を学内外で発表していることは特徴である。今後は、構築されつつある内部質保証体制を機能させ、教育の質保証および質の向上に一層取り組むことを期待したい。」との総評を頂いた。

平成27年度の大学認証評価以降、教職員一丸となって、内部質保証体制の充実と教育の質保証および質の向上に取り組んできた。今般、令和4年度に3回目の大学認証評価を受審するにあたり、この7年間は、相次ぐ自然災害、新型コロナウイルス感染症パンデミックという危機の時代に直面した期間であったといえる。本学では、教育理念である「人道(Humanity)」の重要性を再認識しつつ変化への対応をするために、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成、大学運営について活発に意見交換を進め、第二次・第三次の中期計画策定を推進してきた。以下に本学の7年間の取組の特徴について記す。

1. 大学認証評価で改善課題として求めている内部質保証システムの構築と運用に向けて、大学組織に質保証・IR室を位置づけ、IR機能の強化を図るとともに、自己点検・評価委員会を中心としつつ、学長の下、本学の教育研究、運営を適切かつ効果的に推進してきた。
2. 持続可能な社会の未来を見据えた人材育成をめざし、教育研究の点検・評価に基づき、学部ならびに大学院においてカリキュラム改訂をすすめた。
3. 教育改革の推進をめざし、文部科学省の補助事業である大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」のテーマV「卒業時における質保証の取組みの強化」に応募し、看護系大学の中で唯一採択され、教育改革の一層の推進を図った。
4. 危機の時代の持続可能な社会の未来を見据え、ニューノーマルの原動力として、デジタ

ルトランスフォーメーション(DX)に基づく教育研究、運営の在り方について経営会議・教授会において検討を重ね、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、取り組みを開始している。

5. 危機の時代、格差や不平等が顕在化している社会において、多様性、公平、包摂性を重視した教育、大学運営を進めるために、学生の受け入れ方針と選抜方法、教育環境・方法等の検討・改革を重ねている。一例として、視覚障害のある学部学生が看護師国家試験を合格することへと結びついている。
6. 多様なステークホルダーとの連携・協働を進めるために、「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」を設置し、赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者を対象に継続教育、公開講座等を通して、地域住民を対象とした生涯教育、国際社会に貢献できる人材を育成するための学部学生・大学院生の国際経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA 等）との連携・協力等を実施してきた。
7. 本学の特色を示す「国際」を具現化するために、英語を中心とした語学力及び多様な国の文化背景の知識を獲得する科目や赤十字の理念・歴史・活動を学ぶ赤十字概論等の赤十字関連科目の充実を図った。さらに、海外研修を含む国際関連科目を選択履修する「国際看護コース」を設置した。「国際」への視点は、海外研修のみならず、地域における多様な文化や人々との交流を通して培われるものであり、看護学統合実習、地域連携プログラムにおいて多世代、多様な文化における人々の看護実践の機会を設けている。

平成 27 年度の大学認証評価を受け、内部質保証システムの構築と運用のために、大学組織に質保証・IR 室を経営会議の直下組織として位置づけたことにより、情報の集積・分析、共有が円滑に行われ、委員会、大学各部門を横断しつつ、相互の意見交換に基づく、全学的な自己点検・評価を実施することができた。この 7 年間は先の読めない変革の時代であり、大学の在り方を抜本的に問われる課題に直面してきた。この時期に、大学認証評価を受審できたことは、「人道(Humanity)」の理念に基づく本学の社会的使命の大きさ、そのために、大学の理念・目的、教育目標に沿って各自が責任を持って教育活動を行うこと、そして、大学運営の目標達成に向けて協働することの再認識と体制の基盤強化を推進につながったことは有益であったと考える。

今回の評価の成果を真摯に受け止め、今後引き続き、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成、大学運営に努めていきたい。

令和4年3月

日本赤十字九州国際看護大学長

小松 浩子

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の理念・目的を適切に設定されているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

日本赤十字九州国際看護大学（以下、「本学」という。）は、学校法人日本赤十字学園によって、平成13年4月に九州地区における赤十字看護人材養成の拠点として開学した。本学の前身は、昭和33年に開学した福岡赤十字高等看護学院（後に福岡赤十字看護専門学校に改称）であり、当時の設置主体は日本赤十字社である。日本赤十字社は、世界の192の国と地域にグローバルなネットワークを持つ人道援助機関として、紛争・災害・病気などで苦しむ人々の救済のために、国境、民族、宗教等を越えあらゆる支援を行っており、看護師養成には130年の歴史がある。さらに、医学・看護の高度化に応えるより質の高い看護職を養成するため、看護師養成施設の高等教育部門として昭和29年に学校法人日本赤十字学園（以下、「学園」という。）を創立した。本学は学園の4番目の看護大学であり、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、国内外で活躍できる看護職を養成している（根拠資料1-1）。

本学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。単科大学であるため、これは看護学部の理念・目的ともなっている。そして、学部の教育目標として、①赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する、②常に世界に関心を持ち、看護実践を通して国際貢献できる能力を養う、③人格的成熟・自立をはかり、他者との関係性を発展させることができる能力を培う、④事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む、⑤看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う、⑥社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動できる能力を養う、の6項目を定めている（根拠資料1-2）。

大学院研究科の理念・目的は「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」であり、修士課程の目的は、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」である。

大学院研究科博士課程は、学園が運営する本学及び日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学の5大学が共同で設置する「共同看護学専攻」であり、5大学で一つの教育課程を編成し、教育理念、課程の目的等を共通して設定しつつ、その達成に向け共同で運営している。その共同看護学専攻博士課程の教育理念は「赤十字の理念である『人道 (humanity)』の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現することである。さらに、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を实践できる人材を育成できるような教育を行うこと」であり、目的は、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養う」ことである（根拠資料 1-3）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的は、学部・研究科の目的等の周知及び公表

学部及び研究科とも、理念・目的を学則・大学院学則に明記し、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載するとともに、ホームページ（以下、「HP」という。）にも継続的に掲載し、公表している（根拠資料 1-2、1-3、1-4、p. i, 39、1-5、p. 1、1-6、p. 3-4、1-7、p. 5、1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】）。新入生には入学時オリエンテーションにて説明し、他の学年には年度初めのガイダンスで説明している。教職員に対しては教職員会議にて周知し、新規採用者にはオリエンテーション時に説明し、学内に浸透させている。

また、本学は開学以来、学生に対して、赤十字や看護に関する活動への取り組みを促進することで、大学の理念・目的の浸透を図ってきた。具体的には、学園の6大学間の学生交流、学生・教員のナイチンゲール記章授与式への参加、学生の福岡県日赤紺綬会総会参加、学生奉仕団活動（献血支援、各地の薬箱の設置、キャンドル・サービス等）、学生災害支援委員会やボランティアサークルによる地域活動（根拠資料 1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16）、日本赤十字社九州八県支部合同災害救護訓練への参加（根拠資料 1-17、1-18）、赤十字社会員登録および募金活動の促進等である。

上記の活動に参加する学生は多いものの、平成30年および令和元年の学生生活調査によると、そのような活動と大学の建学の精神や教育目標とを結びつけて認識できている学生は全体の約半数にとどまっていた。そのため、令和元年、本学が取り組むべき課題の一つとして本学の理念・目的のより一層の周知を挙げ（根拠資料 1-19、1-20）、その対策の一つとして学生に対する自校教育を強化する方針を策定した。令和元年12月に学生支援委員会を中心に「自校教育の充実強化策について（案）」を作成し、教学会議にて検討した（根拠資料 1-21、1-22）。具体案として、学生企画による赤十字や看護関連行事、自校教育強化月間

の設置、赤十字関連活動を含む正課外活動ポイント制導入等を計画している。令和2年初めから活用開始予定であったが、COVID-19の拡大に伴って延期しており、導入時期を検討中である。自校教育は、COVID-19による社会的危機を乗り越えて行くうえでも重要と捉え、令和6年にむけた学部カリキュラム改訂の強化内容と位置付けている。

令和2年度及び3年度は、COVID-19禍で学生の登校回数が減少し学内行事も制限せざるを得ず、学生が例年通り日常的にキャンパスにおいて大学の理念・目的を認識する機会が少なくなったため、オリエンテーションやガイダンスの機会に説明するだけでなく、COVID-19対策を指導する際にもそれが大学の理念・目的につながる意味でも重要であることを説明するなど、機会を捉えて大学の理念・目的を周知した。また、学生および教職員に対してオンラインにて赤十字の国際活動を紹介したり国内外で活躍する看護師による講話を提供したり、教職員に対しては日本赤十字社主催の研修受講を推奨する等、理念・目的の周知およびその具現化を推進している。

近年の災害対策や地域での看護活動へのニーズの高まり、および看護系大学間競争の激化に伴い、大学の理念・目的をより意識した人材育成に努めるとともに、大学の社会的役割を拡大するため、より広く本学の理念・目的を周知することが必要との認識を高めている。令和3年度には、改めて学長のリーダーシップのもと、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的に基づく教育・研究・社会活動の推進およびそれらの周知に努めている（根拠資料1-23、1-24）。前述した自校教育の他にも、大学として、看護教員をCOVID-19による医療現場の逼迫に対する看護支援（福岡赤十字病院での外来受付支援およびワクチン接種支援、宗像市ワクチン接種支援）に派遣したり、自治体（宗像市）の感染予防対策に協力したりする活動を通して、本学の理念・目的を示すことができている（根拠資料1-25、1-26、1-27）。今後も、自校教育を強化し、学外への研修・教育活動や社会貢献の機会も活用しつつ、より大学の理念・目的の周知を推進していく方針である。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか。

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

本学の理念・目的を実現するため、第二次中期計画においては本学の教学機能、事務機能を向上させ大学組織を構築するとともに教育の質の確保に取り組み、併せて、平成27年度の「大学認証評価」受審を契機とした改革の取り組みにより、全体的に所期の目的は概ね達成したものとする。近年の文部科学省の教育行政施策及び第二次中期計画の達成状況等を踏まえ、令和元年度からの5か年計画として、次の5項目「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」を目標に掲げた第三次中期計画を策定した（根拠資料1-28）。また、第三次中期計画実現のため、各事業計画項目に5か年の年度ごとのアクションプランを策定した（根拠資料1-29）。各年度の事業計

画は、学園から示される基本方針に基づき、第三次中期計画及びアクションプラン等に基づく事業計画及び収支予算並びに重点事業を作成している（根拠資料 1-30）。また、年度初めには学長から事業計画に応じた今年度の方針が示され、各会議体や委員会が各年度の活動計画を設定している（根拠資料 1-31）。

長期計画については、学園の第三次中期計画において「第三次中期計画期間中に、2040 年に向けた学園及び各大学のグランドデザイン（全体構想）を策定する」としており、検討中である（根拠資料 1-28）。

本学第三次中期計画の達成状況は自己点検・評価において行っている（根拠資料 1-32）。事業運営においては、本学の理念・目的、教育目標の達成が課題となったため、COVID-19 拡大防止のために学内の衛生・学修環境を整備に努めるとともに、危機の時代の持続可能を考慮した教育研究環境、大学運営について経営会議・教授会で検討を重ね、令和 3 年度、4 年度の重点事業及び事業計画を策定した（根拠資料 1-33、1-34）。格差や不平等が顕在化している社会において、多様性、公平、包摂性を重視した教育、大学運営を進めるために、大学サテライトにおける地域連携活動の推進、自校教育の強化を重点事業として令和 4 年度事業計画に加えた。併せて、危機の時代の持続可能な社会の未来を見据え、ニューノーマルの原動力として、デジタルトランスフォーメーション（DX）に基づく教育研究、運営の在り方について経営会議・教授会において検討を重ね、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、第三次中期計画の推進を図った（根拠資料 1-35）。DX 推進を本学の教育・研究・社会活動の基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもと ICT 推進会議を新設し、教育・学習環境充実に向けた推進事業及び業務改善のための推進事業に取り組んでいる（根拠資料 1-36）。

（2）長所・特色

- ・ 本学は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、国内外で活躍できる看護人材の養成、および人道の実現のための社会貢献・地域連携に取り組んでいる。開学以来、赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を通して大学の理念・目的を広く学内外に示してきた。
- ・ 大学の理念・目標の実現のため、学園の第三次中期計画に基づき策定する中期（5 か年）計画を基に、毎年度の事業計画およびアクションプランを策定している。
- ・ 令和 2 年度及び 3 年度は COVID-19 禍での本学の理念・目標、教育目標の達成が課題となり、それを受けて、危機の時代の持続可能な社会の未来を見据えた事業計画およびアクションプランの策定につなげている。具体的には、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、DX 推進を本学の教育・研究・社会活動基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもと ICT 推進会議を新設し、デジタル化に適応した教育方法の具体化等に取り組んでいる。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、学園の第三次中期計画に基づき策定する本学の中期（5か年）計画を基に、年度ごとに事業計画およびアクションプランを策定している。また、年度初めに学長から中期計画に応じた今年度の方針が示され、各会議体や委員会が令和3年度の活動計画を設定している。

大学は、理念・目的を学則等に定め、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載し、公表している。大学・大学院ともに、大学の理念・目的を踏まえ、学部では、学部領域代表者会議、平成28年度カリキュラム形成・統括評価会において、研究科では、研究科代表者会議において、それぞれ、大学の理念・目的に基づく教育目標とカリキュラムの一貫性・適切性について点検評価を行った。

令和2年度及び3年度はCOVID-19禍での本学の理念・目標、教育目標の達成が課題となり、それを受けて、危機の時代の持続可能な社会の未来を見据えた事業計画およびアクションプランの策定につなげている。「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、DX推進を本学の教育・研究・社会活動基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもとICT推進会議を新設した。同時に、各組織や委員会が柔軟に、COVID-19禍での本学の理念・目標の実現および教育目標の達成にむけた方策を講じた。

学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・大学院の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースの新設に取り組んでいる。学部では、平成28年度に「大学再生大学教育再生加速プログラム(AP)」(平成28年度～令和元年度)に採択され、卒業時における質保証に取り組み、本学の教育の目標の実現に向けて、現在も継続発展させている。

大学院については、理念の実現に向けて、平成28年度には看護学研究科共同看護学専攻博士課程を、平成29年度にはCNSコース(在宅看護・クリティカルケア看護)を開設した。令和4年度には老年看護と精神看護のCNSコースを開設予定であり、より高度な看護専門職育成に取り組んでいる。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みについては適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証に関する基本方針は、以下の2点である。(1) 本学の理念・目的の実現に向けて、自らの教育研究その他諸活動について自己点検・評価を行い、大学としての一定水準の維持・向上を図り、社会に対し説明するための仕組みを恒常的に機能させることによって内部質保証を行う、(2) 「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」をはじめとする各種方針の実現並びに学部・研究科の三つの方針を起点とするPDCAサイクルの構築に向け策定した行動計画を、段階的・重層的に点検・評価、改善することにより、継続性・組織性・透明性・客観性に基づく内部質保証を推進する、と定め、教職員には、教職員会議及び教職員ハンドブックにて明示するとともに本学ホームページで公表している。（根拠資料2-1、2-2、2-3、p.70-76）。

また、「内部質保証に関する方針」を定め、本方針に基づき制定した内部質保証規程に則った運用を進めている（根拠資料2-4）。また本方針においては、内部質保証の責任体制と手順を下記のように(1)～(6)と定め、教職員に明示している。なお、詳細な手順は、点検・評価項目②において説明する。

- (1) 本学は、学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長等を構成員とする「経営会議」を、内部質保証推進組織と位置づけ、当会議において、本学の理念・目的の実現に向けた各種方針、事業・財政計画、自己点検・評価を基盤とした他諸活動の改善方針等を決定し、学内外に明示する。これら方針等の決定にあたっては、学長は、教授会、研究科委員会に意見を求める（根拠資料2-5、2-6、2-7、2-8）。
- (2) 内部質保証の基盤として行う自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が統括し、当委員会において、学部・研究科並びに委員会等の各組織が行う諸活動（教育・研究活動、組織運営等）に関する自己点検の結果を評価し、全学的または教育課程・部門横断的課題を抽出する。自己点検・評価結果は、当委員会が、毎年、自己点検・評価報告書として取りまとめ、学長に報告する（根拠資料2-9、2-10、1-32、2-11）。
- (3) 経営会議が行う内部質保証推進を支援するため、経営会議に設置された「質保証・IR室」が、自己点検・評価報告書に基づく自己点検・評価結果の検証、学部・研究科並びに各組織における質保証の支援、質保証に係る情報の集約・分析・発信の他、学部・研究科並びに各組織の諸活動に対し、学長が改善指示を行うにあたっての根拠情報を提供する（根拠資料2-12、1-19、1-20、1-21、1-22）。

- (4) 内部質保証を担保するため、有識者等による外部評価並びに認証評価機関による機関別認証評価及び専門分野別認証評価を受審する。
- (5) 内部質保証の推進について、広く社会に証明・説明するため、教育情報並びに自己点検・評価結果、外部評価結果、認証評価結果を、多様な媒体を用いて積極的に公表する（根拠資料2-13、2-14【ウェブ】、2-15【ウェブ】、1-11）。
- (6) 内部質保証推進の一環として行うファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）並びにスタッフ・デベロップメント（以下、「SD」という。）を通じて、教職員の資質・能力の向上を図る。FDは、教員の専門性、授業運営、カリキュラムの質の向上を目指す。SDは、これらの組織的基盤となる「大学人」として質の向上を目指す。

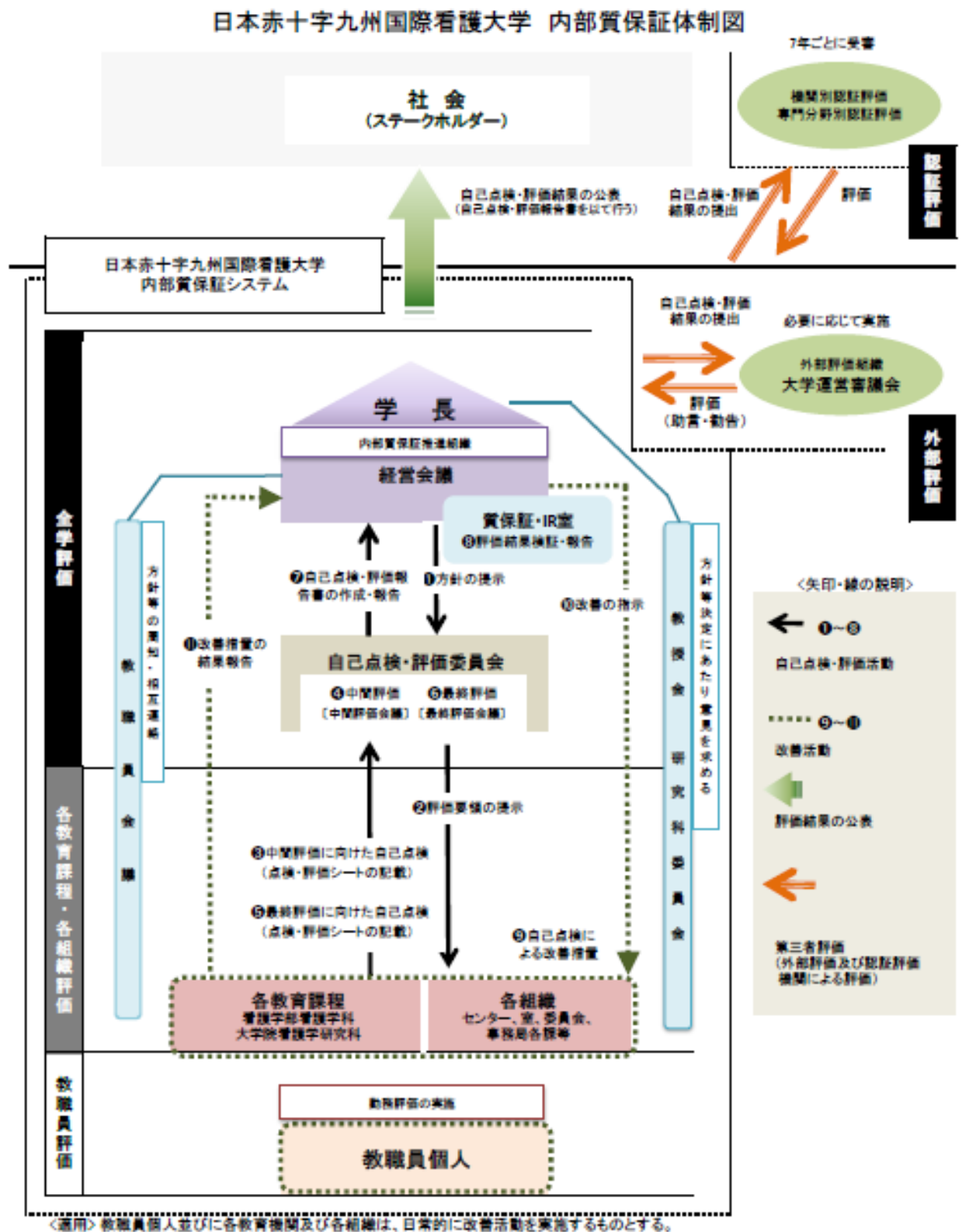
さらに、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針として、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」を定め、教学マネジメント体制図で明示した手順で、PDCAサイクルを運用している（根拠資料2-16）。

内部質保証に関する方針及び関連規程等に示す内容や、三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針及び大学の取組みの連関については、以下に示す4つの概念図（概念図1：内部質保証体制図、概念図2：経営システム及び教学マネジメント概念図、概念図3：教学マネジメント体制図、概念図4：教学マネジメントに係る学内組織体制図）として整理し、内部質保証の方針等と併せて、教職員ハンドブックに明示している。また、教職員会議で学長が講話する際に方針に触れつつ話題提供したり、FD/SD研修を開催して教職員の理解に努めている（根拠資料2-3, p.71-73、2-17、2-18、2-19、2-20、2-21）。

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を全学的な取組みとして確実に実行していくため、具体的な作業手順やスケジュール、積極的に公表すべき情報等について明示した「自己点検・評価実施要領」を学内で共有し、経営会議及び各種委員会等において、要領に従って、自己点検・評価を進めている。また、内部質保証として必要となる自己点検・評価の意義・目的を再確認するために、自己点検・評価の基本方針として、当該実施要領に以下を明示している（根拠資料2-10）。

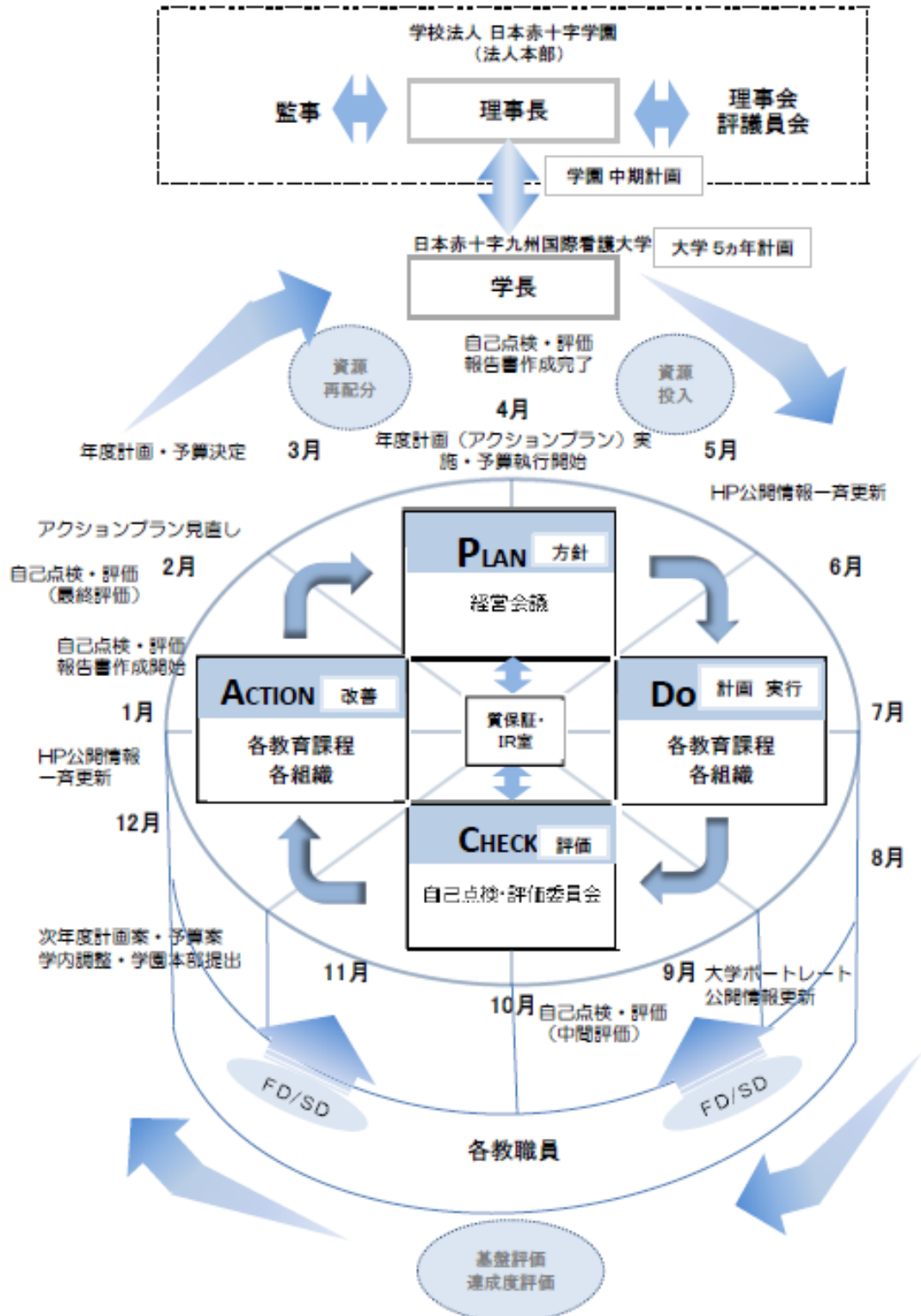
- (1) 自己点検・評価は、内部質保証に関する方針及び内部質保証規程に基づいて毎年行うこと。
- (2) 自己点検・評価は、日本赤十字学園中期計画に基づく本学中期計画及び年度計画の達成度と取組みの適切性・有効性を【内部基準】として、大学設置基準等の法令要件や認証評価等で設定された評価基準に対する適合性を【外部基準】として点検・評価する。加えて、法令要件に定める最低限の情報のほか、教学マネジメントに係る情報についても積極的に公表を進めること。
- (3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行うこと。
- (4) 広範囲かつ多種多様な活動に対する総点検という目的を達成するため、諸活動に関わる全ての教員及び職員による、いわゆる教職協働で実施すること。

①概念図1：内部質保証体制図



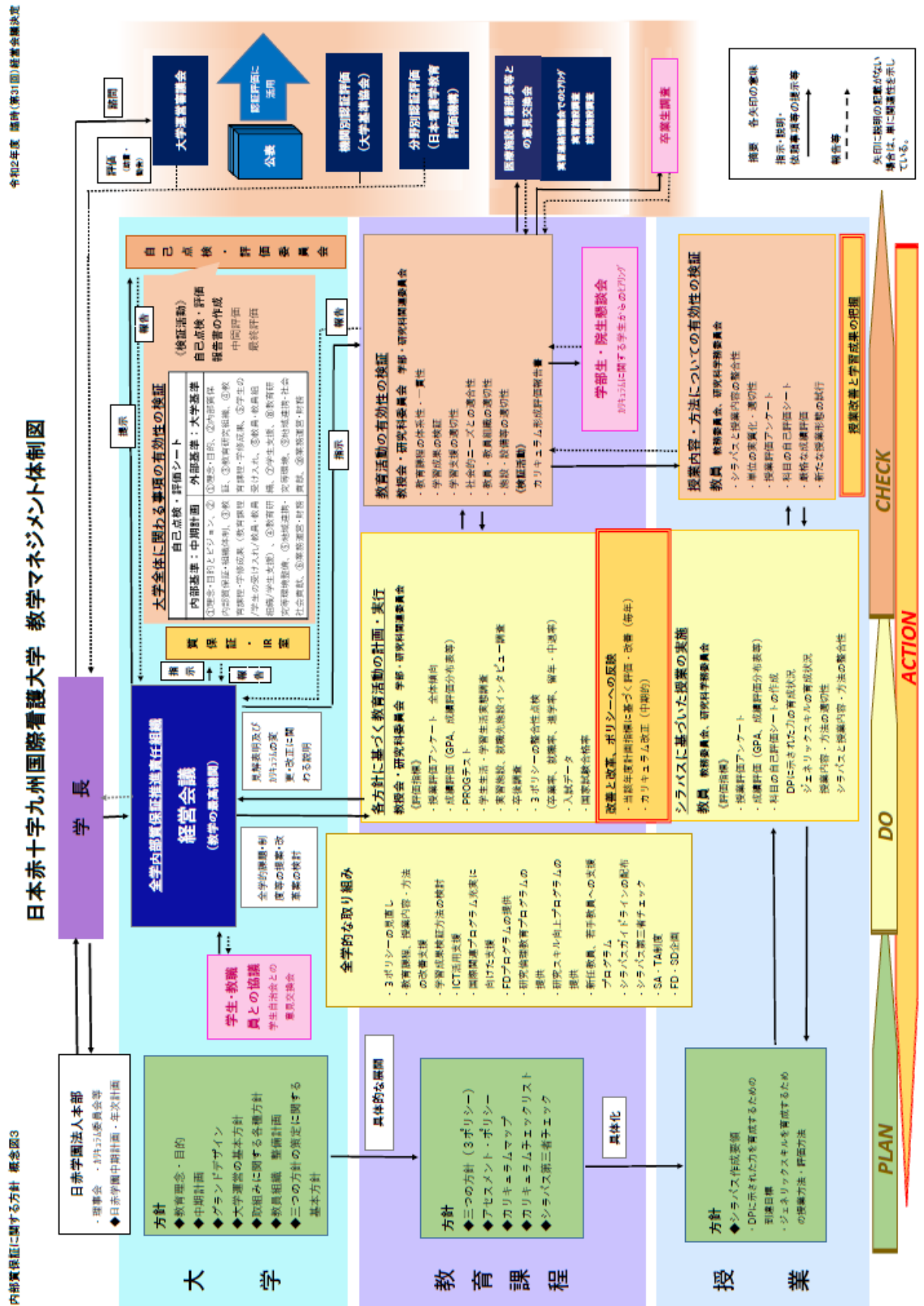
②概念図 2：経営システム及び教学マネジメント概念図

日本赤十字九州国際看護大学 経営システム及び教学マネジメント概念図

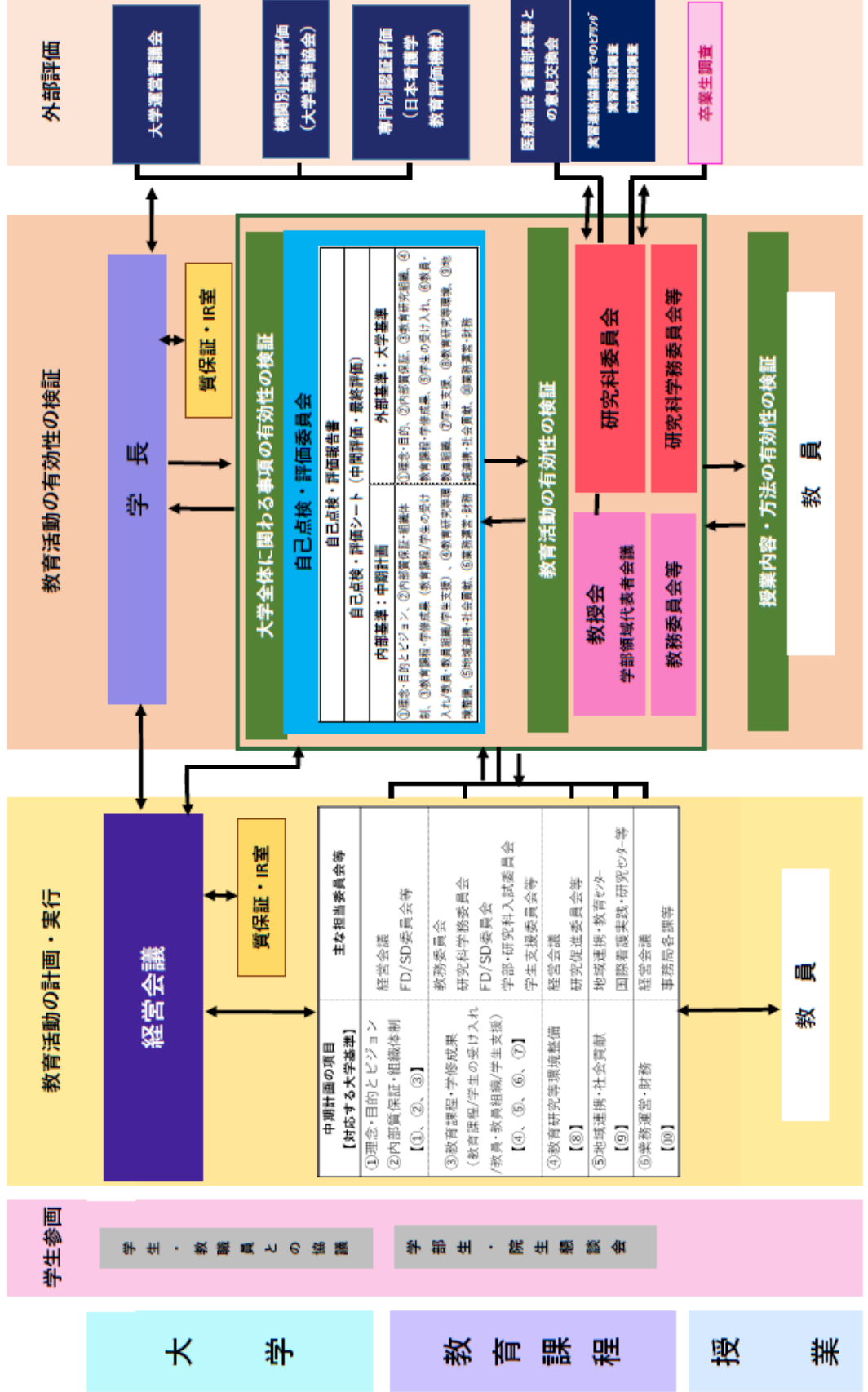


注) 各教職員及び各教育機関及び各組織は、日常的にPDCAサイクルを循環させる。

③概念図3：教学マネジメント体制図



日本赤十字九州国際看護大学 教学マネジメントに係る学内組織関連図



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う組織は、経営会議、質保証・IR室、自己点検・評価委員会である。本学の自己点検・評価の具体的な流れは、自己点検・評価要領に示しており、以下の通りである。

(1) 内部質保証に関する方針の明示

経営会議は、内部質保証に関する方針を策定し、学内外に明示する（内部質保証体制図・矢印①）。当該方針は、経営会議で審議し、学長が決定する。また、学長は、理事長が示した学園の第三次中期計画に基づき本学の中期（5か年）計画を立案し、提示する（経営システム及び教学マネジメント概念図）。

(2) 自己点検・評価実施要領の提示

質保証・IR室は、自己点検・評価を実施するうえで必要な事項をとりまとめた要領を策定し、経営会議に諮ったうえで、自己点検・評価委員会に提示する。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価実施要領を確認したうえで、各教育機関及び各組織に提示する。また、当該年度の点検・評価シートを作成し、各教育課程及び各組織の長に、点検・評価シートを配布する（内部質保証体制図・矢印②）。各教育課程及び各組織の長は、本学の中期計画にもとづき、年度ごとに事業計画およびアクションプランを策定し、点検・評価シートに記載する（経営システム及び教学マネジメント概念図）。

(3) 中間評価の実施

中間評価は、年度計画等の進行状況等を点検・評価し追加・修正等の必要性等を確認する。

① 自己評価による点検・評価

各教育課程及び各組織の長は、活動実施者として、点検・評価項目に沿って自らの取組みを点検し、「現状説明」「長所・特色」「問題点」について点検・評価シートに記載する（内部質保証体制図・矢印③）。

② 自己点検・評価委員会による点検・評価

自己点検・評価委員会の委員は、評価者として、点検・評価項目ごとに設定された「評価の視点」を踏まえ、点検・評価シートの記載内容について評価し、点検・評価シートに評価結果を記載する。評価結果は、中間評価会議で協議し決定する（内部質保証体制図・矢印④）。

(4) 最終評価の実施

最終評価は、内部基準及び外部基準に基づき点検し、取組みの有効性・適切性等を評価して、次年度に向けた強化課題等を抽出する。

① 自己点検による点検・評価

各教育課程及び各組織の長は、活動実施者として、中間評価の後の取組みを点検し、評価できること及び改善の必要があることについて点検・評価シートに記載する（内部質保証体制図・矢印⑤）。

② 自己点検・評価委員会による点検・評価

自己点検・評価委員会の委員は、評価者として、は、点検・評価シートに記載された

各点検・評価項目の記載内容について評価し、点検・評価項目に対する総評（ピアレビュー）を記載する。評価結果は、最終評価会議で協議し決定する（内部質保証体制図・矢印⑥）。

(5) 自己点検・評価報告書の作成

活動実施者である各教育課程及び各組織の長は、執筆者として、点検・評価シートの記載内容を踏まえ該当箇所の報告書原案を執筆する。自己点検・評価委員会ワーキング・グループは、各教育課程及び各組織の長の執筆の際に協力して根拠資料を集約・整理する。自己点検・評価委員長は、報告書の原案をもとに、自己点検・評価報告書を校正する。作成した自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会から経営会議に提出する（内部質保証体制図・矢印⑦）。

(6) 評価結果の検証・報告

経営会議は、自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価報告書を元に、評価結果を質保証・IR室に検証させ、質保証・IR室長は検証結果を学長に報告する（内部質保証体制図・矢印⑧）。学長は、検証結果をふまえ自己点検・評価報告書を理事長に提出する（経営システム及び教学マネジメント概念図）。

(7) 自己点検による改善措置

各教育課程及び各組織は、点検・評価結果に基づき、自ら改善が必要と認めた事項について改善のために必要な措置をとる。自己点検による改善措置は、常時行うものとし、今後の活動計画に反映されるよう留意する（内部質保証体制図・矢印⑨）。

(9) 改善の指示

学長は、大学として改善が必要と判断した事項について、各教育課程及び各組織の長に、改善を指示する（内部質保証体制図・矢印⑩）。

(10) 改善措置の結果報告

改善の指示を受けた各教育課程及び各組織の長は、改善に必要な方策を速やかに協議し、その結果について経営会議に報告する。経営会議は、報告を受けた改善方策の適切性を質保証・IR室に検証させ、適切と認められる方策については、各教育課程及び各組織に対し速やかな実行を指示する（内部質保証体制図・矢印⑪）。

なお、共同看護学専攻博士課程の自己点検・評価は各構成大学で実施し、共同看護学専攻連絡協議会にて報告しているが、専攻全体の改善項目、課題、各委員会の取り組みについては、専攻の自己点検・評価委員会が点検報告書として取りまとめ、連絡協議会に報告している（根拠資料 2-22）。

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、7年毎に受審する大学認証評価をさらなる質向上の好機ととらえ、第2期認証評価受審後の令和元年度には、企画情報室が自己点検・評価結果を検証し、経営会議及び自己点検・評価委員会に必要な提言を行った（根拠資料 1-19、1-20）。具体的には、企画情報室を質保証・IR室に改組し、学内組織をより有機的に連携させることと質保証推進責任組織である経営会議への支援の強化を目指した。続いて、質保証・IR室が、本学の内部質保証システムを見直し、内部質保証に関する方針、および、内部質保証規程を再整備した。そのうえで、教学マネジメントとして、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下、「DP」という。）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下、「CP」という。）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー、以下、「AP」という。）の「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」、ならびに、教学マネジメント体制図を定めた。大学・研究科ともにDPは据え置いたまま、CPとAPを、平成28年に中教審大学分科会が示したガイドラインに則って整理し、3ポリシーの整合性を点検した。整合性の点検は、学部は学部領域代表者会議、研究科は研究科領域代表者会議が担当し、点検の必要性等を教職員で共有しつつ、教授会、研究科委員会の意見を踏まえて取り進めた（根拠資料 2-23、2-24、2-25、2-26、2-27、2-28、2-29、2-30、2-31、2-32、2-33）。

上記に示した内部質保証システムにもとづき、経営会議、質保証・IR室、ならびに、自己点検・評価委員会は、教育のPDCAサイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行っている。具体的には、年度初めに、日本赤十字学園の中期計画に基づく本学の5ヵ年計画を踏まえ、実施責任者がアクションプランを立案し、自己点検・評価委員会にて確認している。続いて、中間と最終の年2回、実施者が実施状況を自己点検・評価するとともに、その結果を自己点検・評価委員が評価者となって評価し、自己点検・評価委員会にて確認している（根拠資料 1-32）。研究科の博士課程については、本学の内部質保証システムとは別に、構成大学の教員らで組織される「大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価委員会」で毎年2回、中間及び最終評価を行っている。委員は、各大学の自己点検・評価の状況を踏まえ、博士課程の教育を中心に点検・評価しており、その結果については、本学の点検・評価において研究科で共有されている。平成28年度の開講後に受審した3ヵ年間の設置履行状況調査では、開設時に留意事項3点が付されたが、大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ早急に対応している（根拠資料 2-34、2-35、2-36）。博士課程を共同で運営する各大学の研究科委員会、大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価委員会において共有されている。

特に、令和2年度は、コロナ禍で、大学運営上の質の担保、ならびに、教育の質の担保の視点を踏まえて取り組んだ。大学運営上の質の担保のために、組織体制として、学長直轄の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、感染症予防対策を講じるとともに、経営会議を中心に、各委員会組織と連携・協働を強化し、教育・研究・社会地域連携について適宜、柔軟で効果的な対応を行った（根拠資料 2-37）。具体的には、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」を策定して、感染拡大状況に応じて区分（大学構内立ち入りの許容範囲、授業形態、臨地実習の可否、学生の課外活動の許容範囲、教職員の勤務体制）

を変更しながら、学生の学修機会の確保と感染拡大防止の両立をはかった(根拠資料 2-38)。また、教育の質の担保として、コロナ禍における本学の理念・目標の実現について検討し、経営会議が「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、ICT教育の強化により教育上の工夫や支援をすすめた(根拠資料 1-35)。加えて、学生の健康管理や相談体制を整備した。

認証評価機関等からの指摘事項については、第2期認証評価の結果を受けて、企画情報室(当時)を中心に、改善に取り組んだ。第2期認証評価では、特段の改善指示や指摘事項等は無かったものの、概評においてさらなる質向上に向けた具体的な方向性がいくつか示されたことを受け、令和元年度の経営会議で改めて内容を確認・検討するとともに、学長が、委員会活動等に反映するよう改めて教職員会議等で周知した。対応に関する具体的な事例としては、第2期認証評価結果においてスクールカウンセラーの往診日数が少なく学生が相談しやすい体制整備について言及されたことを受け、経営会議において保健室職員の配備と外部の学生相談サービスの利用を決定し、学生支援の質向上につなげたものなどがある(根拠資料 2-39、2-40)。

また、点検・評価における客観性、妥当性の確保として、学外の実務者や有識者から成る大学運営審議会を外部評価機関と位置づけ、毎年、本学の取組みについて報告し意見・提言等をいただく機会を設けている。委員は、自治体関係者、職能団体関係者、実習施設の長などから構成され、年に1回、本学会議室にて審議会を開催している(根拠資料 2-13、2-41)。委員からあげられた提言等については、質保証・IR室が中心となって対応案を検討し、経営会議にて審議し決定している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで対面で行ってきた審議会を書面による審議に変えて意見聴取を行い、経営会議において委員からの提言に対する対応を検討した(根拠資料 2-42、2-43)。さらに、教育上の外部評価の一環として、学長、学部長、研究科長、学務部長と、九州・沖縄地区の赤十字病院看護部長との意見交換会や実習施設及び学生の就職先施設の看護部長・教育担当者との意見交換会、書面による意見聴取の機会を設けており、大学運営のみならず学修成果をはじめとする教育上の取組みについても、複数かつ立場の異なる第三者から意見を聴取する機会を設け、客観的な適切性、妥当性の担保に努めている(根拠資料 2-44、2-45、2-46)。加えて、法人本部による監査のほか、外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受け、各報告書を学園のホームページで公表している(根拠資料 2-47【ウェブ】)。

これらの第三者による評価の取組みのうちのいくつかは、教育の質保証のための客観的指標として学部及び研究科のアセスメント・ポリシー(以下、「ASP」という。)にも明示しており、研究科では研究科教務委員会が教育評価を中心に行っている。学部においては、ASPに示す指標を取り扱う委員会が複数となるため、アセスメント・チェックリストを作成し、責任部署の明確化を図っている(根拠資料 2-48【ウェブ】、2-49【ウェブ】、2-50)。

さらに、重要なステークホルダーである学生からの意見を聴取するため、特に学部生について、経営会議構成員が学生自治会の役員との意見交換を行う機会を設けるほか、大学構内に学生意見箱を設置して投函された内容について経営会議で確認し対応を検討することにより、直接的・間接的に学生の意見を吸い上げ、取組みに反映させる工夫を図っている(根拠資料 2-51、2-52、2-53)。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

毎年、委員会等学内組織が点検・評価を行う際に、自らの取り組みにおいて公表すべき情報について、自己点検・評価要領で確認し、自律的積極的に公表するようにしている。具体的には、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を大学HPの「情報公開」にて公開している。また、公表する情報の正確性、信頼性については、質保証・IR室が確認し、随時、更新している（根拠資料2-54【ウェブ】、2-55【ウェブ】、2-56）。さらに、私学版大学ポートレートにも情報を掲載するとともに、年2回発行している広報誌で、在学生、保護者ならびに卒業生・修了生に本学の教育研究活動等を公表している（根拠資料2-57【ウェブ】、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-26）。来学者には、事務室前の情報公開コーナーで大学案内及び財務状況等を常時閲覧できるようにしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

令和元年度に、第二期認証評価受審後3ヵ年間（平成28～30年度）の自己点検・評価結果を検証した結果、内部質保証システムの適切性について以下の改善点が明らかとなった。①内部質保証に関する方針の不足、②データに基づく内部質保証の強化の必要性、③企画情報室（当時）と経営会議との連携強化の必要性である。これらについて、企画情報室（当時）が、経営会議及び自己点検・評価委員会に提言し、①3ポリシー（DP、CP、AP）策定の基本方針の整理、②内部質保証の方針等の整備、③第三次中期計画を推し進めるための各種方針を経営会議で制定した（根拠資料1-20）。さらに、データに基づく検証を進めるため、企画情報室を質保証・IR室として学長直轄から経営会議直轄組織に改組した。同室には、事務局課長・係長を配置し、毎年度の自己点検・評価において委員会等の教員と事務担当の各課・係の職員とが教職協働で、データを用いて点検・評価を行うよう、またそれらのデータを同室に集約できるよう進めており、集約状況は教職員会議で共有している（根拠資料2-58、2-59、2-60）。令和2年度より、内部質保証の方針、内部質保証の規程、および、三つの方針の策定に関する基本方針にもとづき、内部質保証システムを運営している。このように、全学的なPDCAサイクル、ならびに、内部質保証システムの点検・評価を行い、改善・向上を図っている。

（2）長所・特色

本学の内部質保証システムを見直し、令和元年度～2年度にかけて、内部質保証の方針ならびに内部質保証の規程を定め、教学マネジメント体制図を作成し、経営会議を中心とした内部質保証システムを構築した。これにもとづき、PDCAサイクルを機能させている。特に、

令和 2 年度は、コロナ禍での教育の質の担保に尽力した。これについての詳細は第 4 章で述べる。

本学での内部質保証の取り組みについては、大学内外に公表するとともに、点検・評価における客観性、妥当性の確保として、内部基準、外部基準を設定し、確認している。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続きとして、本学では、内部質保証に関する基本方針および内部質保証規程を定め、学内外に明示している。内部質保証に関する基本方針の中に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制について定め、整備している。

内部質保証システムについては、卒業認定・学位授与の方針 (DP)、教育課程編成・実施の方針 (CP)、入学者受入れの方針 (AP) の「三つの方針の策定に関する基本方針」、ならびに、教学マネジメント体制図を定め、これにもとづき、教育の PDCA サイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行っている。

点検・評価における客観性、妥当性の確保として、日本赤十字学園中期計画に基づく本学中期計画及び年度計画の達成度と取組みの適切性・有効性を【内部基準】として、大学設置基準等の法令要件や認証評価等で設定された評価基準に対する適合性を【外部基準】として点検・評価している。さらに、外部評価として、平成 27 年度に受審した第 2 期認証評価の結果を受けて、改善に取り組んできた。加えて、外部評価機関である大学運営審議会提言等について、質保証・IR 室が中心となって対応案を検討し、経営会議にて決定している。

毎年、内部質保証システムの適切性について点検・評価を行い、令和元年度から 2 年度にかけて、本学に不足していた、内部質保証に関する方針、内部質保証規程、三つの方針の策定に関する基本方針、および、教学マネジメント体制図を作成し、内部質保証システムを構築した。

以上より、大学基準に照らして極めて良好な状態であり、内部質保証に関する取り組みが卓越した水準である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学の理念・目的は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することであり、その達成のために、教育課程として学部、研究科（修士課程、博士課程）をおき、赤十字の理想とする人道的任務の達成を実現するため、図書館、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センターを設置している。それらを効果的に機能させるために、各種会議・委員会が役割を担っている（根拠資料 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6【ウェブ】、3-7【ウェブ】、3-8【ウェブ】）。個々の教育課程の理念・目的を達成するために、学部教育は教授会、大学院教育は研究科委員会の議を経て、経営会議で審議し学長が決定する（根拠資料 2-5、2-6、2-7）。教育研究組織の設置、改組、廃止等に関する重要事項は、学園の理事会、評議員会で審議される。

以下、本学において特徴的な3つの組織について詳述する。

研究科の課程である「共同看護学専攻博士課程」は、赤十字の理念のもと、学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学および本学の5大学が、共同で教育理念を掲げ開設した。5大学が共同し教育の内部質保証・向上を図りながら、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を養成している。教育は、専用回線で結ばれた遠隔教育システムを用いて、5大学の様々な経験をもつ多くの教員の多様な考えや発想に触れる機会を設け、学生個々のニーズや能力等に応じた専門領域の垣根を越えたオーダーメイドの教育・研究指導を行なっている。学生は、指導教員の在籍する大学に学籍を置くが、5大学の施設を利用することができる。学位は、5大学の連名により授与されることとなる。共同看護学専攻博士課程の教育については、共同大学院の5大学から構成される連絡協議会において、審議される。決定事項について、本学の研究科委員会で報告後、具体的な実施事項を検討している。また、本学の決定事項及び実施状況については、共同大学院連絡協議会で審議また報告されている（根拠資料 2-34）。

平成25年度に設置した「国際看護実践研究センター」は、国際活動に関する一定の評価を更に高め、確実かつ強固なものにしていくために、国際活動のあり方やその推進方策等を専門的に研究・提言し、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」ことを目的としている。活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・大学院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会

創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、ランチョン・ミーティング、講演会等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営しており、大学の理念・目的である国内外で活躍する看護人材育成および本学が重視する社会連携・社会貢献をグローバルに推進する役割を担っている。

令和2年度に設置した「地域連携・教育センター」は本学の理念・目的である看護人材育成としての継続教育、および本学が重視している社会貢献の一環としての地域連携や継続教育に関する事項を運営し、「地域連携部門」と「教育研修部門」の2つの部門を擁する。地域連携部門は、地域社会との連携、地域社会発展への連携、自治体や産業界との連携に関する事項を運営し、「教育研修部門」は赤十字関連施設に勤務する看護職者等の継続教育、医療施設に勤務する看護職者等の継続教育に関する事項を運営する（根拠資料 3-5、3-9）。

上記について、毎年度の自己点検・評価委員会による点検・評価を行い、大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性を確認し、適切であると評価している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については経営会議において点検・評価し、年2回の自己点検・評価委員会において検証している（根拠資料 1-32）。検証の結果、教育研究組織の適切性に関する課題が明らかとなり、改善に取り組んだ。改善または新設した主な組織は、①認定看護師教育課程（救急看護）、②研究科、③経営会議ならびに IR・質保証室、④新型コロナウイルス感染症対策本部、⑤ICT教育検討ワーキンググループ、⑥地域連携・教育センターである。以下、詳述する。

①認定看護師教育課程（救急看護）

本学は平成22年に、より水準の高い看護実践ができる人材を育成するための認定看護師教育課程（救急看護）を、看護継続教育センター（現在は地域連携・教育センターに改組）が所管する課程として開設した。近年の医療の高度化に伴う専門看護師育成へのニーズの高まりを受け、平成29年度には研究科修士課程に2つの専門看護師教育課程（CNS）コース（在宅看護、クリティカルケア）を開設し、それに伴い看護継続教育センターが所管する認定看護師教育課程（救急看護）を休講した（根拠資料 3-10）。

②研究科

看護学発展への貢献という本学の理念・目的の達成に向けて、平成28年度に大学院看護学研究科共同看護学専攻博士課程を開設した。令和4年度には、社会や時代が要請する看護人材の育成のために、修士課程に2つの（CNS）コース（老年看護、精神看護）を開設する予定である（根拠資料 3-11）。

③経営会議ならびに IR・質保証室

令和2年度から、経営会議において「本学の経営・教学に関する重要な事項」を審議することとして同会議規程を改正し、教学マネジメントを含め内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけた。また、日本赤十字学園および本学の第三次中期計画においては、IR機能を含めた教学マネジメントの確立・強化を挙げている。これを受けて、経営会議の推進力を促進させるため、経営会議直下の「企画情報室」について、大学の質保証と各種データを基にした改善施策の立案、実施、検証といった側面を強化するために、発展的に「質保証・IR室」に変更した。

④新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年はじめから急速に拡大したCOVID-19に対し、大学が対応すべき様々な課題を検討するため、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。これには、学長、経営会議構成員に加え各課程の教務委員長、学生支援委員長、実習委員長等、大学の運営及び教学に関わるメンバーを構成員として、COVID-19に関する情報を集約するとともに、COVID-19に関連して緊急に対応を求められる案件について審議している（根拠資料2-37）。

⑤ICT教育検討ワーキンググループ

令和2年には、COVID-19への対応のため遠隔授業等を活用した教育を実現するために、全学的な環境整備等を進めつつ個々の教職員が、ICTに関する知識と技術を身につける必要性に迫られた。そのため、新型コロナウイルス感染症対策本部内に「ICT教育検討ワーキンググループ」を設置し、本ワーキンググループが指揮をとった。令和3年度からは、経営会議直下の組織として「ICT推進会議」を改めて設け「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、継続的・発展的に取り組みを進めている（根拠資料1-36）。

⑥地域連携・教育センター

大学と地域との連携については、令和2年度以前は、平成22年に設置した「看護継続教育センター」と平成26年に設置した「地域連携室」が、主な役割を担ってきた。近年、地域連携先からの大学に対する研修や継続教育及び研究協力へのニーズの高まりを受け、教育・研究の成果を地域・自治体・産業界と連携し広く社会に還元していくために、令和2年度に「看護継続教育センター」と「地域連携室」を統合する形で新たに「地域連携・教育センター」を開設した。同センター内に、「地域連携部門」と「教育研修部門」を設け、より一層社会の要請に応じた質の高い取り組みが行える編成とした。

以上より、教育研究組織の適切性については、毎年、点検・評価を実施し、その結果に基づき適切な組織改正を繰り返し行ってきた。社会の動向や要請に応じつつ、本学の理念・目的を達成するための教育研究組織を設置できていると評価できる。

（2）長所・特色

- ・学部、研究科（修士課程、博士課程）を設置し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」を実現するための研究教育体制を整備している。看護の単科大学として、学部から博士課程までの教育課程を設置していること、また CNS コースや助産コースを擁した教育課程により高度実践看

護師を養成していることは、より高度で多様な看護職者の養成という観点から看護学の発展に寄与できていると考える。

- ・社会からの要請に応えるために、平成 22 年に認定看護師教育課程（救急看護）を設置し、8 年間にわたって多くの水準の高い看護実践者を現場に送り出した。その後、平成 29 年度に専門看護師（CNS）コース（在宅看護、クリティカルケア）を開設し、より高度な人材育成に注力するため認定看護教育課程を閉校した。また、看護学発展への貢献という本学の理念・目的の達成に向けて、平成 28 年度に大学院看護学研究科共同看護学専攻博士課程を設置した。令和 4 年度には 2 つの CNS コース（老年看護、精神看護）を新設する予定である。
- ・令和 2 年からは「新型コロナウイルス対策本部」を設置するとともに、コロナ禍における本学の理念・目標の実現について検討し、令和 3 年度に「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、DX 推進を本学の教育・研究・社会活動基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもと「ICT 推進会議」を新設した。このように、毎年、教育研究組織の適切性について検証し、その結果をふまえ、組織の改編をしてきた。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は、学部、研究科（修士課程、博士課程）を擁し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」ための教育研究組織体制を整備している。また、現任者や卒業生等も含め広く看護人材を育成するとともに、本学の建学の精神である赤十字の人道的任務の遂行を実現するために、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター、および各種会議・委員会を設置している。

教育研究組織の適切性については、年 2 回の自己点検・評価委員会において検証している。その結果をふまえ、状況や実績に応じた組織の改編や整備に取り組んでいる。具体的には、①認定看護師教育課程（救急看護）の廃止、②研究科に共同看護学専攻博士課程の設置ならびに 2 つの CNS コース（老年看護、精神看護）の新設、③経営会議の機能強化ならびに IR・質保証室の設置、④新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、⑤ICT 推進会議の設置、⑥地域連携・教育センターの設置を行った。本学の目的に照らして各組織の設置状況は適切であると判断できる。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学部、研究科ともに、理念・目的ならびに教育目標にもとづき、DPを定めている。特に、看護職者の礎となる力といえる「人間の尊厳と権利を擁護する力を育む」ということを、各課程に共通して第一義的に設定している。また、DPは、令和元年度に定めた「三つの方針の策定に関する基本方針」（以下、「3Pの基本方針」という。）に則っており、CP、APとの一貫性を保っている。DPを、学生便覧/履修の手引き、大学案内、HP等に掲載し学内外に公表していることから、適切に定め、公表していると判断できる（根拠資料 2-16、1-4、p.38-43、1-5、p.1-4、4-1、p.1-2、1-6、p.10、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】4-4【ウェブ】）。

各課程のDPは、教育目標にもとづき、以下のように定めている。

[学部]

1. 人間の尊厳と権利を擁護する力

- 1) 幅広い教養を培うことによって豊かな人間性を育むことができる。
- 2) 赤十字の理念である人道に基づき、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護することができる。

2. 自己教育力

- 1) 自らの思考や行動を内省することにより、自己の成長を促進することができる。
- 2) 自ら目標を設定し、主体的かつ自律的に継続して学習することができる。

3. チームで働く力

- 1) 集団の中で自己の果たしうる役割を理解し、他者と協働することができる。
- 2) グローバル社会における看護の役割と機能を多面的にとらえ、チームの一員として集団の力の最大化に努めることができる。

4. 問題解決力

- 1) 人間・環境・健康・看護・国際に関する知識を体系的に修得することにより、看護を必要とする個人・家族・集団・コミュニティを適切にとらえることができる。
- 2) グローバル社会における健康ニーズを把握し、科学的根拠に基づいた解決策を考え、実践・評価することができる。

5. 看護の専門性を探究する力

- 1) 看護の課題を探究する総合的な視野を培うことにより、看護を発展させるための基礎的能力を身につけている。
- 2) 看護職としての社会的使命を自覚し、人々の健康増進への関心と意欲をもち、研究的取り組みを通して、看護の発展に貢献することができる。

[研究科]

研究科修士課程では、保健コース、看護コース、CNS コース、助産教育コースの各コースに DP を定めている。DP は、以下の通りである。

保健コース

1. 人間の尊厳と権利を擁護する倫理観をそなえた保健専門職として課題を探究する能力を有している。
2. 多様でグローバルな健康課題を学際的な視点から捉える能力を有している。
3. 保健学の発展に貢献する研究に取り組む能力を有している。
4. 保健専門職として研究の成果を社会に還元する能力を有している。
5. 保健医療福祉に関連した社会的ニーズに的確に対応するために、多職種と協働し、保健専門職としての役割を發揮する能力を有している。
6. 国内外の保健医療システムの改善を提案できる能力を有している。

看護コース

1. 人間の尊厳と権利を擁護する倫理観をそなえた看護専門職として課題を探究する能力を有している。
2. 多様でグローバルな健康課題を学際的な視点から捉える能力を有している。
3. 看護学の発展に貢献する研究に取り組む能力を有している。
4. 看護専門職として研究の成果を社会に還元する能力を有している。
5. 保健医療福祉に関連した社会的ニーズに的確に対応するために、多職種と協働し、看護専門職としての役割を發揮する能力を有している。

CNS コース

看護コースの 5 項目に加えて、2 項目の DP を追加している。

6. 専門看護分野において、卓越した看護実践能力を有している。
7. 専門看護分野において、ケアの質を評価し、ケアの質改善に向けた取り組みができる能力を有している。

助産教育コース

看護コースの 5 項目に加えて、3 項目の DP を追加している。

6. 人の一生における性と生殖をめぐる健康・権利を守る援助ができる能力を有している。
7. 妊娠・分娩・産褥・新生児期が安全に経過するように、根拠に基づいて助産ケアを実践できる能力を有している。
8. 助産管理の視点を持ち、地域の社会資源の活用や多職種との連携ができる能力を有している。

それぞれの DP 到達度を測定するために、研究科領域代表者会議において修了時の能力評価指標（以下、「能力指標」という。）を作成し、内容および方法の妥当性について検討してきた。能力指標は、各コースに設定された DP の下位項目の評価指標であり、修了時に学生が身につけておくべき知識、技能、態度を明示している（根拠資料 4-5、1-5、p. 1-4）。

研究科博士課程では、以下のように DP を定めている。

1. 看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している。

2. 高度な専門性と倫理観を有した、実践者、指導者、管理者、教育者、研究者として、多角的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している(根拠資料 4-1, p. 1-2)。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」であり、各課程のCPは、これにもとづいている。CPには、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、および、授業形態を備えており、学生便覧/履修の手引き、HP、大学案内等に掲載し、学内外に公表している(根拠資料 1-4, p. 38-43、1-5, p. 1-4、4-1, p. 1-2)。また、前述したように、DPとの関連性を確認していることから(根拠資料 4-6、2-28、4-7、2-33、4-8)、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表していると判断できる。

[学部]

以下のようにCPを定めている。

1. 教育課程は、赤十字の理念を基盤として、その編成の主要概念を「人間・環境・健康・国際・看護」の5つとし、科目区分は「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」とする。「リベラルアーツ・専門基礎科目」は、「人間・環境・健康・国際」により構成し、もう一つの主要概念の「看護」と有機的に連携を保つ。「専門科目」は、「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」に細分し、さらに看護学演習科目・実習科目についてはI～Vのレベルで学部を通して段階的に学修できるように構成する。
2. リベラルアーツ・専門基礎科目のうちリベラルアーツ科目は、専門科目の基盤となる力を涵養する。また、専門科目の基礎となる自然科学・社会科学・人文科学の各科目を専門基礎科目として設定する。リベラルアーツ・専門基礎科目の多くは1、2年次に配置するが、専門科目との連動を意図して3、4年次にも配置する。一方、専門科目については、1年次から配置し、「看護の基盤」から対象の特性に応じた看護を学ぶ「看護の展開と応用」、そして既習の科目を統合する「看護の統合」へと段階的に学修できる構成とする。
3. 本学の特色を示す「国際」を具現化するために、英語を中心とした語学力及び多様な国の文化背景の知識を獲得する科目や赤十字の理念・歴史・活動を学ぶ赤十字概論等の赤十字関連科目、さらに、海外研修を含む国際関連科目を選択履修する「国際看護コース」を設置する。

[研究科]

研究科修士課程のCPは、以下のように定めている。

1. 人間の尊厳と権利を擁護する倫理観をそなえた看護専門職として課題を探究するために、学修の基盤となる共通科目を置く。
2. 多様でグローバルな健康課題を学際的な視点から捉え、各領域における専門性の発展・深化を目指すために専門科目を置く。
3. 看護学の発展に貢献する研究に取り組むために、様々な研究方法を段階的・構造的に学べる研究科目を置く。
4. 看護専門職として研究の成果を社会に還元するために特別研究または課題研究（CNSコースおよび助産教育コース）を設定している。
5. 研究者・教育者、高度実践看護師、助産師という多様な目的を有する学修者が領域を横断して学問を探究できるよう合同演習を置く。

これに加えて、当該教育課程における「学修方法・学修過程」、「学習成果の評価」の在り方を具体的に示している。

研究科博士課程のCPは、以下のように定めている。

1. 看護学を導く理論を探求するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく。
2. 看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力を身につけ、広範な健康問題や看護課題について実践的な研究を行うために専門科目をおく。
3. 自らの研究テーマに関わる事例や先行研究を分析し、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究するために演習をおく。
4. 博士学位論文作成に向け、専門領域の垣根を越え異なる専門性の観点から、実現可能な研究に向けての方向性を明確化するために合同研究ゼミナールをおく。
5. 保健・医療・福祉の場で科学的視点を持ち教育・研究能力が発揮できる高度専門職業人に必要な研究能力の修得を目指すため特別研究をおく。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等との関わり
- ・実践的・応用的な能力、職業倫理の肝要への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

CPをもとに、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。以下、詳述する。

[学部]

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性および教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

学部では、令和元年度に実施した平成28年度カリキュラム総括評価において、CPと教育課程の整合性を確認した（根拠資料4-9）。

教育課程の編成として、以下のように順次性及び体系性への配慮をしている。

1. 初年次教育として、“人道の理念”を理解するための科目を1年次に履修し、看護職者として備えるべき【人間の尊厳と権利を擁護する力】を身につける。また、4年間を通じた学修基盤を培うため、【自己教育力】や【問題解決力】と関連する「基礎力総合ゼミナール」を中心に、大学での学修スキルを修得する。
2. 専門基礎科目である「人体の構造と機能」、「疾病と治療」等の科目を通じて、体系的かつ段階的に看護の基礎となる知識を修得する。
3. 講義・演習科目においては、討議、発表、グループ・ワークなどのアクティブ・ラーニングを含む多様な学修方法により【自己教育力】、【チームで働く力】等を身につける。
4. 実習科目においては、看護実践による対象者との関わりを通じて、講義・演習で学んだ知識や技術を実践の場で活用する。また、【問題解決力】、【看護の専門性を探究する力】等を用いて、問題発見—解決—評価のプロセスを主体的に学ぶ。
5. 専門科目を中心とする教育内容の統合を図り、【看護の専門性を探究する力】を身につ

けるため、4年次の「卒業研究」の履修によって、ディプロマ・ポリシーに示す力の到達を目指す。

6. キャリア教育として、職業観を養うための科目や演習・実習科目を設定する。学修成果を活かして社会の発展に関与できるよう、実習施設・就職施設・地域社会等とも連携し、正課並びに正課外プログラムを実施する。
7. 科目担当教員と、学修・生活上の指導助言を行うアカデミック・アドバイザー教員とが連携し、入学から卒業まで一貫して、ディプロマ・ポリシーに示す力を身につけられるよう、きめ細かで効果的な学修支援を行う。

令和2年度の形成評価において、科目間の調整（到達目標、授業内容、順序性）、授業時間数と単位、学生の生活時間を考慮した予習・復習時間の設定、に課題があることが明らかとなった。これらの評価内容を踏まえ、一部は令和4年度施行のカリキュラムに反映したが、令和6年度以降のカリキュラム改正で課題改善に向けてカリキュラムを設計する予定である（根拠資料4-10）。

○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目について、内容や方法についての記載のルールを定め、シラバスに記載している。各科目のシラバス内容の点検評価は、教務委員会が責任をもって実施している。シラバスの項目は、授業の目的、本科目で育成する力（DP）、到達目標、授業計画、先行履修科目、テキスト、参考文献、評価方法、教員の実務経験、メッセージとしており、授業計画には單元ごとに授業概要、授業方法、予習/復習の内容と時間を明記し、学生に周知している。先行履修科目は、各科目の基盤となる科目等、教育課程における科目間の関連や順序性を可視化している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

本学において、学位課程にふさわしい教育内容を設定できているかについて、令和元年度に授業レベル・カリキュラムレベルおよび3ポリシーの視点でアセスメント・ポリシーを作成し、それに基づいた総括評価を行った。その結果、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性、また、単位数に対する授業時間数、授業外での学習時間の確保について一部課題があることが明らかとなった。これらについては、令和2年10月に文科省文部科学省から公布された保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、変更申請をし、令和4年度入学生より適用できるようにした（根拠資料4-11）。

初年次教育として、入学前の課題提示や取り組みの確認、入学前補講を実施し、それ以外にも、入学後に基礎力総合ゼミナールⅠ・Ⅱやアカデミックライティング、プレゼンテーションスキルズⅠを設定し、大学生としての学び方、レポートの書き方、他者への説明の仕方等を学習する機会としている。高大接続への配慮に関しては、宗像市の高校との教育連絡の機会を持ち、生徒のニーズを把握しつつ、令和4年度には定期的な連絡会議、教員人事交流を計画しており、高大接続の基盤づくりが進んでいる。

教養教育と専門教育の適切な配置については、点検・評価項目③にて述べた。

○実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置／学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、学生が、看護師・保健師・助産師国家試験合格を目指す特性を持つ。学部では、CPに示すように、「リベラルアーツ」「専門基礎科目」「専門科目」で構成し、基礎から応用へと順序性を重視した科目配置をしている。専門の職業を取り巻く状況への配慮として、平成29年度の「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（文部科学省）、「大学教育の分野別保障のための教育課程編成上の参照基準 看護学分野」（日本学術会議）、平成30年度の「看護学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業到達目標」（日本看護系大学協議会）等、看護学教育の質向上を目指す複数の報告が出されたことを受け、令和3年度にカリキュラム改正の準備を開始した。現行のカリキュラムについては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則ならびに国家試験出題基準と照合し、不足がないことを確認している（根拠資料4-12）。また、職業に係る教育科目等の適切な配置として、専門科目は、それぞれ講義・演習（技術科目等）・実習で構成し、看護専門職として必要な実践能力の育成、倫理観の醸成を行っている。ことに本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るための能力の涵養をめざし、平成28年度文部科学省大学教育再生加速プログラム（AP）【テーマV：卒業時における質保証の取組の強化】により、DP ルーブリック及びディプロマ・サプリメント（学位証明書補足資料）を開発し、学部ならびに卒業後において専門職としての能力獲得を自律的に評価できる教育ツールの開発・適用をすすめてきた（根拠資料4-13、4-14）。カリキュラム全体については、総括評価において問題がないことを確認している（根拠資料4-10）。

【研究科】

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性および教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

研究科修士課程では、保健コース、看護コース、CNS（専門看護師：Certified Nurse Specialist）コース、助産教育コースの4つのコースに7つの専門領域を設定し、高い専門性を備えた看護・保健医療の専門家の養成をめざしている。具体的には、研究・教育者を目指す「保健コース」と「看護コース」、高度実践看護師を目指す「CNSコース」、助産師国家試験受験資格取得を目指す「助産教育コース」である。コース別に、共通科目と専門科目を体系的に編成している（根拠資料1-5, p.9-18）。令和元年度に、平成29年度カリキュラムの総括評価を行った（根拠資料4-15、4-16）。平成29年度カリキュラム（以下、「現行カリキュラム」という。）において、保健コース（世界の健康危機管理、ヘルスプロモーション）の分野について、看護専門職者である学修者のニーズを反映できるように保健コースの分野名を「災害・国際協力、ヘルスプロモーション」とし、それに伴い科目を構成した。しかしながら、保健コースをめざす大学院生のニーズや修了生の活動状況を調査し、看護学を基盤とした国際保健・医療の学修要請が高いことから、国際看護として学修内容を再構築し、保健コースを看護コースに統合するよう令和4年度に改正することとし申請している。併せて、各分野の特徴を検討し、コース・領域・分野を新設・統合する予定としている（根拠資料4-17）。

研究科博士課程では、共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している（根拠資料 4-1, p. 3-8）。

○個々の授業科目の内容及び方法

研究科において研究科領域代表者会議が責任をもって、各科目のシラバス内容の点検評価を実施している。研究科のシラバスは、授業の目的、到達目標、DP との関連、授業計画、学習方法、オフィスアワー、テキスト、参考文献、評価方法で構成している。学部同様に授業計画は単元ごとに授業内容・授業方法を明記している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

研究科修士課程では、令和元年度に保健コース、看護コース、CNS コース、助産教育コース毎にカリキュラムマップ、ならびにコースツリーを作成し、教育課程の体系を可視化している（根拠資料 1-5, p. 19-23）。また、モニタリングを継続的に実施し、コースワークとリサーチワークの適切性、授業科目の内容や順序性を検討し、半期ごとに評価するとともに研究科委員会で共有し、改善している（根拠資料 4-18）。令和 3 年度に Web シラバスに移行し、各科目のシラバスに DP との関連を明示するようにした（根拠資料 4-19）。COVID-19 の影響で令和 2 年度前期はすべてオンライン授業であったが、モニタリングの中間評価において、適切性や順序性に課題はなかった。令和 2 年度後期と令和 3 年度前期は対面授業とオンライン授業のハイブリッドとなったが、適切性や順序性等において同様に課題がないことを確認した。令和 4 年度改正カリキュラムでは、精神看護学 CNS コース、老年看護学 CNS コースの新設を目指し日本看護系大学協議会に申請し、1 月 31 日付で認定された。

研究科博士課程では、CP に基づいて授業が設定されていることを確認した。セメスター毎に学生による授業評価と教員によるフィードバックコメントを行い、継続的に授業改善に取り組んでいる（根拠資料 4-20、4-21）。令和 3 年度は、カリキュラムに関する修了生へのヒアリングを行った（根拠資料 4-22）。その結果、教育目標到達のための科目設定、テレビ会議システムや授業形態、授業の時期・時間帯、授業内容・方法の適切性、学位論文の作成プロセス、DP に示した能力の到達に関し、満足度の高さが明らかとなった。その他、一層学びを深めたい科目がありコマ数を増やしてほしいとの要望があったため、令和 4 年度以降に検討していくこととした。上記に加えて、専攻全体の今後の課題として、共同看護学専攻連絡協議会において、ASP の制定が挙げられ、今後検討することが合意された（根拠資料 2-22）。今後は ASP に基づいてカリキュラム評価を行うことが課題である。

○実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置／学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

修士課程では、DP に掲げた資質・能力の習得を目指し、コース別に CP に基づき共通科目と専門科目を体系的に編成している。看護専門職として課題を探究する能力を育成するた

めに、学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目、専門性の発展・進化を目指す専門科目は順序性を考慮して配置している。総括評価においてカリキュラムには問題がないことを確認している(根拠資料 4-15、4-16)。看護学の発展に貢献する研究能力の育成のために、複数の研究科目を設け、科目間で連携しながら、基本から応用へと段階的、体系的に学べるように配置している。

[学部、研究科共通]

○教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等との関わり

学部及び研究科の教育課程の編成は、本学の内部質保証推進組織である経営会議のもと、教学マネジメント体制を整え、系統的に実施している。即ち、教学マネジメント体制の概略は、内部質保証に関する方針及び同規程に定めるとおりであり、教学に関わる委員会等の学内組織と経営会議との関係性を、同方針の概念図として分かりやすく明示して学内で共有している。経営会議規程においては、教授会及び研究科委員会の審議等に付す重要事項を審議すると定めており、さらに、組織分掌規程並びに教授会及び研究科委員会の各規程において、各課程の編成等について教授会、研究科委員会の審議に附すまたは意見を求めることができるとしている。経営会議の議長である学長は、教授会及び研究科委員会の構成員であり一教員としての教育課程の編成に対する意見を提示する機会が確保されているほか、最終的には学長の意見は方針として経営会議の審議・決定に反映される仕組みとなっている。実質的には、各課程に設置する教務委員会及び領域代表者会議において、教育課程の編成に係る具体的な検討・実施・運営・評価を行っているが、教務委員会は、特に現行のカリキュラムに基づく運営を、領域代表者会議は、点検・評価結果を受けた新カリキュラムに向けた検討を行っており、所掌を棲み分けている。これらの委員会・会議等での審議結果は、必要に応じて教授会、研究科委員会、経営会議に附議または報告される。

また、各課程のカリキュラムの適切性・有効性については、日本赤十字九州国際看護大学大学運営審議会において定期的に確認しており、改正にあたっては、日本赤十字学園のカリキュラム委員会及び常務理事会での議決が必要となる。

具体例として、経営会議で審議・決定した各課程のカリキュラム改正に係る直近の動きは、次のとおりである。平成 29 年度に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、「大学教育の分野別保障のための教育課程編成上の参照基準 看護学分野」、平成 30 年度に「看護学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業到達目標」等、看護学教育の質向上を目指したカリキュラム開発に関する複数の報告が出された。これを受けて学部では、平成 30 年度から、平成 28 年度カリキュラムの編成や内容と照合し、過不足なく編成されていることを確認した。この結果を踏まえて、令和 3 年度カリキュラム改正の準備を始めたが、指定規則変更の可能性に鑑みて、教学会議(現行の経営会議)で検討し、令和 5 年度改正とした(根拠資料 4-23)。しかしながら、令和 2 年度の COVID-19 以降、当面、現行カリキュラムにおいて危機に対応しつつ教育の充実を図ることに注力すること、また、危機を乗り越え、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成に必要な教育目標の強化を検討するため、経営会議にて 1 年の延期を決定した(根拠資料 4-24)。学部では、令和 6 年度以降のカリキュラム改正に向け、研究科では、令和 4 年度カリキュラム改正に向け、学則の変更等を、教務委員会や学部領域代表者会議のワーキンググループである新カリキュラム検討会議、研究科教務委員会で協

議し、その結果を、教授会、研究科委員会、および、経営会議で報告し、審議している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じている、と判断できる。以下、詳述する。

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学習の活性化や効果的な教育の工夫として、①履修ガイダンス、②授業方法・時間の工夫、③GPA導入、④教員・学生間コミュニケーションの仕組み、⑤シラバスの充実、⑥施設整備、⑦進級要件の設定、⑧授業評価アンケートの実施、⑨学習時間調査、⑩学生表彰の取り組み、を行っている。

また、看護学を学ぶうえで重要な科目である臨地実習については、「文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請等提出書類の作成手引」に則り、文部科学大臣の承認を得た実習施設での受入協力のもと、毎年整備する「看護学実習要項」に実習体制及び実習計画及び全般的な留意事項等を明示し、運用している。

- ① **履修ガイダンス**は、学部・研究科ともにセメスターごとに実施し、半期の学習活動や学生生活をプランニングできるように説明・指導を行っている（根拠資料 4-25）。
- ② **授業方法・時間の工夫**として、学部はシラバスに授業時間外の学習活動や取り組み時間を記載、研究科は学習方法を記載するなど、準備学習・反転学習の指示、レポートや小テストの実施・復習を明示している。令和3年度にはLMS(Learning Management System)を導入し、動画の視聴や課題の取り組みの管理、能動的学習のための環境、合格点に到達するまでの反復トレーニング、ブレイクアウトルームを使用したグループワーク等を

行っている。また、単位による授業時間数の厳格化を図るだけでなく、14回目と15回目の間に定期試験を実施し15回目に試験結果のフィードバックや科目のまとめを行っている（根拠資料4-26）。

授業方法改善への取り組みとして、平成28年度にAP事業の下、教務委員会でアクティブ・ラーニング（以下、「AL」という。）について推進の検討を始め、平成29年度には、教員向けの研修会を2回開催し、AL実施に関する実態調査を実施した。平成30年度にはFD/SD委員会と学部領域代表者会議にてGood AL賞の要件を決定し、同年度より受賞科目の選考・表彰を開始した。受賞科目は、教員を対象とした公開授業を行い、全学的な教育力向上および魅力的な授業の例示として位置づけた。さらに令和2年度からは、授業方法としてのALの内容に限定せず、ALの活用結果としての科目の到達目標の達成度に着目し、「科目別到達目標の達成度」、「授業評価アンケート」、「科目の自己評価」の結果をそれぞれ得点化し、合計得点より評価する表彰制度へと発展させた（根拠資料4-27、4-28）。

また、過度な履修登録を防ぐために、学部では1年間における履修科目の上限を50単位と定めている。履修については、学部ではAA教員や教務委員が、研究科では研究指導教員が学務課教務係と連携して指導を行っている（根拠資料4-29）。

- ③ **GPA 導入**については、学生がセメスターごとの学年順位や総合順位を確認することにより、学習状況の客観的な把握や目標設定、自主的な学習ができるようにシステム化している。また、学習支援や生活支援の面談の際に、AA教員や教務委員会委員が指導の参考資料として活用している（根拠資料4-30）。
- ④ **教員・学生間コミュニケーションの仕組み**として、ポータルサイトと連動させたポートフォリオ（夢・目標）やオフィスアワーの設定をしている。ポートフォリオは平成29年度にAP事業や教務委員会、学生支援委員会と連携し、学年の節目や実習などの学修イベントに合わせ、学生が目標を入力し、AA教員や実習担当教員がコメントをフィードバックする仕組みを構築した。4年間の軌跡となるポートフォリオも前述したDPサプリメントの1項目となっている。オフィスアワーは、学部では前期履修ガイダンス時に教員全体のオフィスアワー一覧表を配布し、研究科は科目のシラバスに明示することで周知している。記載以外の時間帯であってもタイムリーに支援できるよう可能な範囲で対応をしている（根拠資料4-31、4-32）。
- ⑤ **シラバスの充実**については後述する。
- ⑥ **施設整備**については、ラーニングcommonsやグループワークスペースなど、学生が課題や実習のまとめ、プレゼンテーションの練習など能動的学習活動ができるように整備している。大学院においても、院生室・院生用講義室や休憩スペース等、学習環境の整備を行っている。学部では、卒業時アンケートのなかで学習環境の満足度を聴取している。研究科では研究科教務委員会が毎年アンケートを実施し、可能な範囲で要望に応じている。また、自治会との意見交換会や学内に設置している「意見箱」に施設整備に係る要望が寄せられることもある。「意見箱」に寄せられたWi-fiに関する要望から本学DX推進方針に基づき回線強化にも繋がった（根拠資料4-33、4-34、4-35）。
- ⑦ **進級要件の設定**は、国家試験受験資格取得や合格を目指す性質上、学習の順序性を重視する学問分野であるため、2年次までの必修科目の単位取得をもって3年次科目の履修

を認めることとしており、実質的な進級要件としている。この要件は、履修規程及び同細則に明示し学生便覧にて情報提供を行うとともに、入学時や進級時のガイダンスで再三説明し、周知している（根拠資料 1-4, p.51）。

- ⑧ **授業評価アンケート**は科目の最終日にポータルサイトからの入力を促し実施している。入力と同時に集計が開始されるシステムになっており、タイムリーに確認することができる。アンケート結果は、科目担当者が確認し、授業自己評価および次年度への授業改善に活用している（根拠資料 4-36）。
- ⑨ **学習時間調査**は、学部では学生支援委員会が学生生活調査の項目として設定し、調査結果から得られた学生の学習・生活等の実態やニーズを教員間で共有し、必要な支援を行っている（根拠資料 4-37）。
- ⑩ **学生表彰**として、平成 28 年度から優れた卒業論文を作成した学生に対し、最優秀賞・優秀賞を授与している。表彰された学生は、卒業論文発表会で成果発表を行い、4 年生の他に研究方法を履修した 3 年次生や下位学年の学生にも公開している（根拠資料 4-38）。

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

授業期間は、年間 35 週の 2 学期制としている。1 単位当たりの学習時間は 45 時間であり、うち授業の時間数は、講義・演習は 15～30 時間、実験・実習・実技は、30～45 時間としている。学部においては、履修規程第 3 条 5 項に学則に定める履修科目の上限を 1 年間において 50 単位とすると定めている。また、前述したようにシラバスには授業時間外の学習時間・内容を記載し、準備学習・復習等についての具体的な指示を明示している。（根拠資料 1-2、4-29）

研究科（修士・博士課程）においては、1 年間の履修登録単位の上限は示していない。修士課程では、学生便覧/履修の手引きに履修モデルや履修の流れ、研究スケジュールを、博士課程では、学生便覧に学位取得までのプロセスを示し、学生がコースワークとリサーチワークを計画的に進められるように明示している。

○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・シラバスの内容

学部・研究科ともに Web シラバスに移行し、各科目の授業の目的、到達目標、卒業（修了）認定・学位授与の方針との関連、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法及び基準を明示している。シラバスについては、学部・研究科ともに作成要領等に明示し点検・評価・改善する方法でシラバス作成ルールを作成し、毎年シラバス作成に関する FD を開催している（根拠資料 4-39、4-40）。シラバスの点検は、学部教務委員会、研究科教務委員会修士部門・博士部門の委員が行っている。シラバスに明示した内容と実際の授業運営の適切性・順序性等は、学生の授業アンケート項目として収集し、確認を行っている。教員は学生からのアンケ

ート結果をふまえ自己評価を行い、必要に応じて改善を行っている。

学部では、シラバスに各科目と DP に示す 5 つの力（第 2 階層）との関連を明示している。また、各科目にジェネリックスキル（PROG）の「コンピテンシー」と「リテラシー」を紐付けており、DP およびジェネリックスキルを意識した授業計画・運営に加え、授業自己評価・次年度に向けた改善等、さらに PDCA サイクルが機能するようになった（根拠資料 4-41）。

・履修指導の工夫

履修指導については、令和 2 年度までは、平成 24 年度カリキュラムの履修学生と現行カリキュラムの履修生が混在していたため、読み替え科目や単位に留意しながら慎重に履修指導を実施したが、特段の問題はなかった。

研究科修士課程の大学院生に対する履修指導は Semester ごとのガイダンスの際に研究指導教員が実施している。令和 2 年度前期は、COVID-19 による感染拡大防止のため、履修に関する説明文書を学生に郵送した。後期はオンラインでガイダンスを行い、担当教員毎に履修指導を行った。

研究科博士課程では、Semester 毎に研究指導教員が履修指導を行っている。研究指導計画については、適宜、研究科教務委員会博士部門で情報共有している。

・コロナ禍での授業の工夫

【学部】

令和 2 年度は COVID-19 感染拡大によって、オンライン授業への変更を余儀なくされた。オンライン授業への変更在先立ち、新入生をはじめ在学生全体に対し、ITC を用いた教育の特徴の説明などを実施、新たな学習方法に対する準備教育を実施した（根拠資料 4-42、4-43）。併せて、質の高いオンライン教育を実施するために、教職員を対象に ICT を用いた教育方法の展開について研修を行った。新入生および在学生がオンライン授業の受講に慣れるまで ICT 教育検討 WG（現 ICT 推進会議）と AA 教員が連携して継続的にサポートを行った。PC やプリンター、ネット環境の実態把握のために全学年に対してオンライン授業受講に関する環境調査を実施し、必要に応じ支援体制を整えた。令和 2 年度前期は、福岡県における新型コロナウイルス感染症拡大を受け、すべてオンライン授業（ほぼオンデマンド）とし、1 週間で 25 コマ（1 日 5 コマ×5 日）以上にならないよう視聴用時間割を作成した。授業のため込み防止のため、授業の公開と非公開は 1 週間単位で設定し、学生にも周知した。また、授業の視聴状況と理解度の確認のために小テストを実施するなど工夫し対応した。インターネット接続やデバイスによる受講の不具合については ICT 教育検討 WG が「科目に関する学生からの意見を集約するフォルダ」を作成し、科目担当教員と連携してタイムリーに対応した。また、前期に開講する「疾病と治療Ⅱ～Ⅳ」は福岡赤十字病院の医師による講義であり、医療のひっ迫状況に鑑みて後期へ移行した。それに伴い後期科目がタイトとなるため、急遽、後期に配置されている看護専門科目を過度な時間数にならないように配慮しながら前期へ移行する措置をとった（根拠資料 4-44、4-45、4-46、4-47、4-48）。

令和 2 年度後期の授業は、COVID-19 の感染拡大状況および学習効果を考慮し、オンラインと対面授業のハイブリット形式で実施した。演習は感染予防対策を講じて少人数・複数の実習室を使用して実施した。一部の講義・演習では、3 密を回避するために複数の教室を映像と音声をつないで実施した。対面で実施する演習は、科目担当者が変更した演習案が教育の質を担保できているかについて学部領域代表者会議で審議した。保健師課程以外の臨地

実習は施設の受け入れが不可となり、学内実習に変更した。各担当教員が、複数の事例の作成、日々変化する患者を想定したカルテや動画の作成をすることで、臨地実習に近い状態を創出するように努めた。実習評価として、看護過程の思考の部分は臨地実習以上の成果が上がったと評価できた。一方で、学生が、リアルな患者の反応を捉えることやタイムリーなコミュニケーションの体験ができなかったことは課題となった（根拠資料 4-49、4-50、4-51、4-52、4-53、4-54、4-55、4-56）。

オンライン授業に関する自己評価の結果、授業動画の工夫、資料の提示や配布、グループワークの工夫等が課題として挙げられた科目もあったが、オンライン上の AL、教材の工夫、反転学習については概ね実施でき、課題の提出にも問題はなかった。また、今後さらに加速化するシミュレーション教育や ICT 教育を視野に入れ、ICT 教育検討 WG が電子教科書の導入、LMS（学習管理システム：Learning Management System）、シミュレーション教育について勉強会を開催した。令和 2 年以降、オンライン教育が急速に進展し、各教員が工夫を凝らしながら授業運営を行っている。この機に、ICT 推進会議を中心に、危機の時代における大学教育として、ICT を用いた教育のさらなる応用や発展を検討し、カリキュラム改訂の強化点へとつなげている。

【大学院】

令和 2 年度前期は 5 月中旬よりオンライン授業を開始した。後期は教育効果や学生の移動の負担等に鑑みて金曜日を対面授業、土曜日はオンライン授業とした。曜日によって受講場所を区分することによって、学生は時間を有効活用できたと評価していた。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業の内容及び授業方法について、学部生に対しては、前頁の点検・評価項目 4-④「②授業方法・時間の工夫」において説明しているため、参照されたい。

大学院生に対しては、特に、博士課程の学生に対して、学生の学習を活性化し、効果的に教育に取り組むための措置として、自宅や職場からでもスムーズに講義に出席できるようスマートビデオシステムを導入している。ただし、ビデオ会議の接続ができない時のリスク管理として、授業開始 30 分前の入室確認、トラブル時の ZOOM への変更などの対処方法を 5 大学で共有し実施している。

○各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学籍異動や卒業・修了判定をはじめとして大学としての判断が必要となる事項に関しては、各課程の教務委員会等において検討・提示された案について、教授会、研究科委員会の意見を踏まえ、経営会議で審議・決定している。特に、令和 2 年度以降は、COVID-19 感染拡大に際し、オンライン授業の開始や LMS および動画編集ソフトの導入、セメスター変更等に関し付議し、方針を当該委員会および全学に周知した。

また、オンライン授業による授業計画の変更については、学部領域代表者会議で変更内容と教育の質の担保について確認し、経営会議で報告した。質の担保は、令和 2 年 4 月 21 日の文科省の事務連絡「学事日程等の取り扱い及び遠隔授業の活用にかかる Q&A」や令和 2 年

6月1日の文科省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所および養成施設等の対応について」に記載されている「1. 学校養成所等の運営にかかる取り扱い」、「4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等」を参考に確認した。これらの報告内容に関する経営会議からの意見や提案は各委員会で共有し、検討してきた。さらに、令和2年6月5日付文部科学省高等局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」の留意事項に基づき、本学の対応状況が適切であるか、根拠資料に基づき評価した（根拠資料4-57）。結果としては、該当項目の全てにおいて対応に対応している旨を8月の経営会議で審議・決定した。現在は、令和4年度入学生から導入予定の電子教科書については、ICT推進会議で検討した結果を経営会議に諮り、意見を踏まえて進めている途上である。

○学士課程：授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

学部では、講義科目は概ね学年単位（100名前後）で授業を行っている。技術演習科目については学年を2つに分けて、科目担当教員の指導が行き届くように配慮している。実習は実習内容によって、1人の教員が6名から8名程度の学生の指導を行っている。令和2年度後期の授業は、COVID-19の感染拡大状況および学習効果を考慮し、オンラインと対面授業のハイブリット形式で実施した。演習は感染予防対策を講じて少人数・複数の実習室を使用して実施した。一部の講義・演習では、3密を回避するために複数の教室を映像と音声をつないで実施した。

○学士課程：適切な履修指導の実施

学部では、セメスターごとに成績一覧表を作成し、単位取得状況を確認している。CPの学修方法・学修課程「(7) 科目担当教員と、学修・生活上の指導助言を行うAA教員とが連携し、入学から卒業まで一貫して、DPに示す力が身につけられるよう、きめ細やかで効果的な学修支援を行う」ことを目指し、単位取得状況が芳しくなく、GPAが低い学生には、学生個々の状況を踏まえた面談の必要性について検討している。検討結果は学生支援委員会と共有し、面談が必要な学生の学生支援につなげている（根拠資料4-58）。

○修士課程：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

修士課程の研究指導については、1年前期の演習において研究テーマを絞り込み、10月に仮テーマを提出させている。研究科領域代表者会議において仮テーマに基づいた指導体制案（研究指導教員と研究指導補助教員）を作成し、研究科委員会で審議・決定している。標準課程あるいは長期履修課程ごとに研究スケジュールを明示し周知している。研究指導教員はスケジュールに基づいて指導を行っている（根拠資料1-5, p.27-36、4-59【ウェブ】）。

博士課程の研究指導についても、10月の合同研究ゼミナール後に学位審査委員会が副指導教員案を作成し、研究科長会議の議を経て連絡協議会にて審議・決定している。指導計画は履修の手引きに掲載し、ガイダンスで説明し周知している（根拠資料4-1, p.12）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルール設定その他全学質保証推進組織等の関わり

本学では、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われていると判断できる。以下、詳述する。

○単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨については、学則及び履修規程に明示しており、これらの規定に基づき単位認定を行っている。学部では、各科目担当教員がシラバスに記載している評価方法に基づいて成績評価を実施し、科目担当者間でダブルチェックの上、科目責任者が「評点内訳表」を記載し提出することとしている。全学生の成績一覧はsemesterごとに教授会に提示し単位認定をしている。

研究科修士課程では、年に2回、研究科教務委員会にて成績評価・単位認定の適切性を確認し、研究科委員会で審議の上で単位認定している。

博士課程では、共同大学院教務委員会にて年に2回、成績評価・単位認定の適切性を確認し、共同大学院連絡協議会で報告を行っている。

○既修得単位の適切な認定

入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第31条に記載している通り、教育上有益と認めるときには大学、短期大学又は高等専門学校において履修した単位を上限60単位まで認定している。

研究科では、大学院学則第22条に記載している通り、教育上有益と認めるときには他の大学院において履修した単位を上限20単位まで認定している。

○成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

学部・研究科ともに評価方法・配分をシラバスに明記し、初回の講義の際に学生に説明している。成績評価は、成績内訳表への記録およびポータルサイトの成績報告登録に入力し、転記ミスがないかをダブルチェックしている（根拠資料4-60）。

○卒業・修了要件の明示

卒業・修了要件は大学学則第 37 条及び大学院学則第 28 条に明示している。学部においては、教務委員会で在籍期間や取得単位数を確認した上で卒業予定者の案を作成し、教授会で審議、経営会議で承認を得て、学長が決定している。本学が掲げている DP の 5 つの力（下位項目は 10 項目）の到達度を測定するために、DP ループリックの最終到達度を学生個々に評価させ、全員が目標値の 3 点以上／5 点満点であることを確認している。大学院においては、学位論文等及び最終試験の可否を学位規程に基づき研究科委員会で審議、経営会議で承認を得て、学長が課程修了の認定を行う旨を、大学院学則第 30 条に明示しており規定に基づき進めている。

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程においては、特別研究と課題研究（量的研究・質的研究・事例研究・文献研究）ごとに審査基準を定めており、学生便覧/履修の手引きや HP 上で公表し、研究方法論（研究方法総論）の講義時に周知している（根拠資料 4-61）。

博士課程においては、共同看護学専攻後期 3 年博士課程学位審査規程に博士論文審査基準を定め、学生便覧/履修の手引き、HP にて公表している（根拠資料 4-62）。

○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程においては、研究科領域代表者会議にて修士論文審査体制に関する申し合わせ事項を検討、研究会委員会で報告し、平成 28 年度より、主査ならびに副査の位置づけを修正した新たな体制で修士論文審査を実施した。しかしながら、さまざまな視点での審査が望ましいことから、令和 4 年度より、主査、副査の領域区分をなくして実施することとしている（根拠資料 4-63）。審査結果は主査が報告書を作成し、研究科委員会で審議の上、可否の判定を行っている。

博士課程においては、日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程および共同看護学専攻後期 3 年博士課程学位審査規程、共同看護学専攻博士学位審査委員会規程、共同看護学専攻研究計画審査委員会内規、共同看護学専攻専門委員会内規、共同看護学専攻の運営に関する要項を定め、教員についても共同看護学専攻教員資格基準に関する規程をもって厳格に運用している。主研究指導教員および第 1 副指導教員以外に各構成大学から 3 名の審査員を選出した審査体制により、客観性及び厳格性を確保することとしている（根拠資料 4-64、4-65、4-66【ウェブ】、4-67、4-68、4-69）。

○学位授与に係る責任体制及び手続の明示および適切な学位授与

学部は、学則第 37 条に基づいて教務委員会が卒業予定者の成績を確認している。卒業要件を満たしている学生について、卒業予定者一覧表を作成し、教授会で審議し、経営会議の議を経て卒業認定をしている。

研究科修士課程では、課程修了の認定は大学院学則第 30 条に明示している。研究科教務委員会修士部門で在籍期間や取得単位数、論文審査および最終試験の報告書を確認した上で修了予定者の案を作成し、研究科委員会で審議、経営会議で承認を得ている。また、修士課程において修得することが求められる知識、技能、態度のひとつとして、修了後 2 年以内に論文公表を義務づけている。学生が修了後、学術雑誌への投稿を可能な限り早く着手でき

るように、修士論文の形式を簡素化し、令和2年度修士論文より適用した。

研究科博士課程では、課程修了の認定は大学院学則第30条に明示している。共同大学院教務委員会で履修登録、単位修得および成績を確認し、専門委員会で合否判定案を作成したのちに学位審査委員会で合否判定案の検討を行い、連絡協議会における合否の決定を行う（根拠資料4-62、4-64、4-65、4-66【ウェブ】、4-67）。

○学位授与に関わる全学的なルール設定その他全学質保証推進組織等の関わり

学部・研究科ともに学位授与については学則・大学院学則に規定しており、学部教務委員会および研究科教務委員会（修士・博士部門）が作成した卒業・修了者案を教授会および研究科委員会で審議し、経営会議の議を経て決定している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学質保証推進組織との関わり

本学では、学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価していると判断できる。以下、詳述する。

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

3Pの基本方針に基づき、学部・研究科ともに、3Pに加えて、それぞれアセスメント・ポリシーを明示し、学生便覧/履修の手引き、HP上で公表している（根拠資料1-4、p.38-43、1-5、p.1-4、4-1、p.1-2）。

ASPは、学生がより確実に各課程のDPを達成できるようカリキュラムをマネジメントするために、①本学の定める3つのポリシーが適切であるかどうか、また②本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、2つのレベル（カリキュラムレベル・授業レベル）で、多面的、総合的に、点検・評価するための具体的実施方法を定め、改善につなげることを目的としている。

学部においては、下表1に示す18指標を設定し、学生にとっても直接的・間接的に学習成果を測定する指標となっている。本学では、これらの各指標を相互に関連させカリキュラム評価を行うこととしている。また、これらの指標を運用するために、各指標の目的や実施時期等を明示したアセスメントチェックリストを整備し、関係委員会等で分担して各指標を運用している（根拠資料 2-50）。

研究科においては、カリキュラムレベルでの評価指標として3Pの整合性評価及び定期的なカリキュラム評価、授業レベルでの評価指標として成績・単位取得状況、学生による授業評価、教員による授業自己評価、領域及びコース担当者による「演習」「実習」「特別研究（課題研究）」の評価を設定している。加えて、各コースのDP到達状況を測定するために「大学院修了時の能力評価指標」を整備している（根拠資料 4-70）。

表1 学部のアセスメント指標

①選抜機能評価（各種入学試験とその後のGPA/単位修得状況/留年・中退状況との関係）	⑦ジェネリックスキル/専門性/カリキュラムチェックリスト	⑬実習関連施設調査
②入学前補講時テスト	⑧成績評価（GPA）	⑭カリキュラム形成評価
③シラバスの第3者チェック（DPと各科目の内容/順序/レベルの整合性）	⑨PROGテスト	⑮実習評価関連（レベル代表者会議、実習教育評価会、実習連絡協議会等）
④学生生活調査	⑩就職先調査	⑯学生との意見交換会
⑤授業評価アンケート	⑪卒業生調査	⑰国家試験合格率
⑥科目の自己評価	⑫3つのポリシーの整合性点検（卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率/国家試験合格率）	⑱DPルーブリック ※4年生

○学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《ルーブリックを活用した測定》

学部では、各科目の到達目標の到達状況自己評価を最終授業の際に入力させている。学生の到達状況と学生からの授業アンケートを踏まえ、科目ごとに教員による5段階の授業自己評価を実施している。令和2年度の形成評価において、前期・後期科目ともに到達度は4もしくは5であり、概ね到達していた（根拠資料 4-41、4-71、4-72）。

また、平成28年度にDPルーブリックを作成している（根拠資料 4-73）。

DPルーブリックは学生が卒業までに修得すべき知識、技能、態度について段階的に評価できるものである。平成29年度よりポータルサイトで入力できるシステムを構築している。DPルーブリックは前期ガイダンスの際に全学生に入力を促しており、学生個々がDPの5つの力の修得状況や目標設定の意識化につながっている。DPルーブリックの令和2年度卒業生の平均値は、以下の表2に示すとおり、DP1：人間の尊厳と権利を擁護する力は3.62、DP2：自己教育力は3.78、DP3：チームで働く力は3.71、DP4：問題解決力は3.57、DP5：看護の

専門性を探究する力は 3.48 であり、全員が卒業時に到達を目指す 3 点以上には到達していた。DP ルーブリックは DP サプリメントの 1 項目として反映しているが、令和元年度は学生の自己評価に対して、AA 教員が客観的評価としての値を別に追加するように修正した。

表 2 令和 2 年度卒業生における各 DP の到達度の平均値

DP 1	人間の尊厳と権利を擁護する力	3.62
DP 2	自己教育力	3.78
DP 3	チームで働く力	3.71
DP 4	問題解決力	3.57
DP 5	看護の専門性を探究する力	3.48

また、4 年間の学習の成果の 1 つである卒業研究は平成 27 年度にルーブリック評価を開始している（根拠資料 4-74）。

その他、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向をジェネリックスキルとして測定し、成長を支援するアセスメントプログラムである PROG を平成 28 年度から導入した。入学後と 3 年次後期の実習終了後に測定し、学生それぞれ成長や変化の現状を客観的に把握することを可能にしている。PROG テストも DP サプリメントの項目として活用している（根拠資料 4-75）。

研究科修士課程では、各コースの DP 到達状況を測定するために「大学院修了時の能力評価指標」を作成し、学生の意見を踏まえて修正・測定を重ねてきた。また、学生の自己評価のみならず教員による評価も導入している。これにより、学生個々の学習成果および獲得している能力をタイムリーに把握し、指導に活用できている。評価指標および評価方法（実施時期・フィードバック方法を含む）も定着してきた。

「大学院修了時の能力評価指標」は、4 段階評価のうち 3 以上（60%以上の修得状況）を到達目標として設定している。令和 2 年度の学生による自己評価では一部項目に 2 と評価している学生が若干名いたものの、研究指導教員による客観的評価ではすべての項目が 3 以上であり、DP に示した学習効果を確認できた（根拠資料 4-76）。

《学習成果の測定を目的とした学生調査》

学生を対象としたカリキュラム評価を、令和元年と令和 2 年度に実施した。令和元年は 2 年生と 4 年生を対象に、令和 2 年度は全学年を対象にカリキュラムに関する学生との意見交換会を開催した。学部の評価指標の一つである学生生活調査において、履修要件、難易度などに不都合がないか、カリキュラムの想定している学修生活・学修時間等となっているかなどといった学修状況や学修に対する意欲、またアルバイトの有無を含む大学生活全般に課題がないかどうか等を確認し、学修成果を測定する際に活用している。調査結果は、全教職員で共有し、学生の生活支援・学修の支援に活用するとともに、学生へのフィードバック資料を作成・公開している。また、例年 9 月に開催している学部生保護者懇談会においても本指標を用いて学生の学修状況及び学修成果を説明している。これ以外に、科目別到達目標の達成度にて学習成果を測定している。

学生との意見交換会や学生生活調査の結果等を基にした形成評価において、カリキュラムにおける設計の適切性、実行の適切性、学習時間の確保等に関する課題が浮き彫りとなった。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性、単位数に対する授業時間数、授業外で

の学習時間の確保など、一部課題については、令和4年度の指定規則の変更に伴い改善した申請を提出している。全体的には令和6年度カリキュラム改正で改善を図るべく、新カリキュラム検討会議が検討した改正案を基に学部領域代表者会議において検討を進めている途上である（根拠資料4-9、4-77、4-78、4-11）。

《卒業生、就職先への意見聴取》

卒業生（卒後1年目・3年目）への意見聴取に対しては、教務委員会が、カリキュラムや学生支援に関するアンケート調査を実施している。4年生が卒業する時点での調査も平成30年度から実施しており、令和2年度卒業予定者の回収率は9割弱であった。卒後1年・3年の回収率は20%前後と低いが、結果の信頼性が確保できた調査内容として、今後の学生の生活および学修の支援に活用していく予定である（根拠資料4-79、4-80）。

就職先からの意見調査は、令和元年度から実施しており、8割弱の回答を得ている（根拠資料4-81）。質問項目は、「本学のDPに示す力がどれだけ身についているか」、「本学で強化して欲しいこと」、「本学の教育・卒業生に臨むこと」である。調査結果は教職員会議で共有し、学生に対しては、3年生対象のキャリア相談会で結果の説明を行った。また、就職先からは、卒業半年後の調査であり、この時点でDPに示す能力が身についているかを評価するのは難しいこと、卒業生の個別もあり現行の質問内容では評価しにくい等の意見もあり、令和3年度は9月と2月に実施し、令和4年度以降は2月頃に実施することとした。

研究科修士課程では、平成29年度カリキュラムの評価のために、令和元年度の修了生にアンケートを配布したが8名中1名のみ回収であり、結果は個人の意見となった。調査時期、回収方法、結果の有効活用をふまえて、修了生へのアンケート調査を見直す必要がある。また、就職先に対するアンケート調査の必要性もあるため令和3年度の研究科教務委員会内で検討を行う予定である。

研究科博士課程では、本学の教育課程修了後の学習効果に関し、令和3年度に修了生2名にインタビューを実施した（根拠資料4-82）。

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学質保証推進組織との関わり

学部の学習成果については、平成30年度から学部教務委員会が科目ごとにGPAの平均値を算出し、経営会議に報告している。研究科修士課程、博士課程においても経営会議に報告している（根拠資料4-83）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各取組みは、年間の自己点検・評価の中で、各課程の教務委員会が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している。

○学習成果の測定結果の適切な活用／点検・評価結果に基づく改善・向上

【学部】

学部では、平成28年度カリキュラムの形成評価および総括評価に向けて、授業レベル・カリキュラムレベルおよび3ポリシーの視点に基づいたアセスメント・ポリシー及びアセスメントチェックリストを作成した（根拠資料4-84、2-50）。

当該カリキュラムの完成年度である令和元年度に、教務委員会が中心となり、国家試験合格率と就職・進学率以外の項目の形成評価を実施した。令和2年度に入り、残りの項目の評価を実施・統合して、総括評価を終了した（根拠資料4-10）。その結果、科目間の連続性や単位数と授業時間数の不一致などが課題として挙げられた。そのため、令和2年10月に文部科学省から公布された保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、順序性、必修／選択、時間数と単位数の整合性についても変更申請し、令和4年度入学生より適用できるようにした。さらに、令和2年度3月にはオンライン授業の実施を中心とした形成評価を実施し、これらの結果を踏まえて、令和6年度以降のカリキュラム改正を進めている。

授業レベルの評価としては、セメスターごとに教員による科目の自己評価と学生による授業アンケートを継続している。令和元年度に、各科目の到達目標の到達状況を5段階で評価し、2以下の場合にのみ、科目の自己評価シートに具体的な改善策を記載することとした。後期には、DP（第2階層）との関連やジェネリックスキル（PROG）の「コンピテンシー」と「リテラシー」との関連および到達度も評価項目に追加した。しかし、各科目のPDCAサイクルを回しているかが可視化しにくいという課題がみられたため、令和2年度のフォーマットに改善・継続すべき点を記入する欄を設けた。また、令和2年度は、COVID-19により、オンライン授業を導入したため、実施に関する評価と課題についても記載できるようにした。それについては、点検・評価項目④にも記載しているとおりであり、令和2年度カリキュラム形成評価で共有した（根拠資料4-71）。科目の自己評価シートについては、セメスターごとに提出を求め、教務委員会で確認し、教員間で閲覧できるように掲示している。これらの取り組みにより、各科目のPDCAサイクルが可視化されている。

学習成果の測定結果の適切な活用として、理科系科目の改善をした。本学では入学後の基礎的な学力のうち特に理科系科目の基礎学力強化のために、入学予定者に対して理科系科目の入学前補講を実施している。入学前補講時の生物、化学の学力テスト、入学前の課題ドリル（人体のしくみとはたらき）の確認テストと1年次前期の「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」の定期試験成績の相関をみたところ、生物、化学の成績と人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱとの成績には相関を認めた。ところが、入学後のカリキュラムでは、1年次前期の「生物」と「化学」は選択科目であり、生物の履修者は6割弱、化学については1割に満たず、「人体の構造と機能」の成績に影響したと分析した。そこで「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」の学修効果を高めるため、令和4年度より、「生物」「化学」を統合した「生物・化学（基礎）」を必修科目に変更する措置を講じた（根拠資料4-85、4-86、4-11）。

GPAについては、平成30年度より学年ごと、科目ごとのGPA分布を作成し、教員に結果を周知するとともに学生にも公表した（根拠資料4-83）。本学は看護専門職の育成を使命とする性質上、成績の正規分布ではなく高い知識・技術・態度の修得を重視している。そのため、GPAの平準化の考え方として、科目担当教員があらかじめ想定する点数と最終成績との整合もしくは乖離の程度を分析・評価し、改善する取り組みを検討している（根拠資料4-

87)。

DP サプリメントは、成績 (GPA・GPT の表記) および各科目の達成度の自己評価、DP ルーブリック (自他評価)、看護職キャリアパススケール、外部テストに基づく到達度 (PROG テスト結果)、卒業論文要旨、ポートフォリオ、学外活動状況の総評で構成している。卒業時に発行し、卒業生に配布するものであるが、在学中においてもプレ・DP サプリメントとして、学生自身の振り返りや学生指導に活用している (根拠資料 4-75)。

【大学院】

研究科修士課程では、アセスメント・ポリシーに基づき形成評価を実施している。各科目は、授業アンケートに基づいた授業自己評価を実施し、研究科領域代表者会議で内容の確認を行っている。これらの内容を統合した形成評価資料を作成し、研究科委員会で共有している。令和 2 年度は、COVID-19 の影響でオンライン授業と対面授業のハイブリッドとなった。例年通り、各科目担当者が学生にアンケートを実施し、学修状況をモニタリングした。その結果、授業評価に大きな改善点の指摘はなく、学生自身はオンラインのメリットを実感したという意見もあった (根拠資料 4-88)。

令和 2 年度には、より体系的かつ多面的に評価するために、授業レベル・カリキュラムレベルでのアセスメント・ポリシーの見直しを図った。学部のアセスメント・ポリシーに準じつつ、大学院の特徴により加除修正して作成した。これに基づき、平成 29 年度カリキュラムの総括評価を令和 2 年度第 4 回研究科領域代表者会議において行った。その結果は、研究科委員会、教学会議 (現経営会議) において審議され、令和 4 年度カリキュラム改正に適用した。令和 4 年度カリキュラムの大きな変更点は、社会や時代が要請する看護人材の育成のために、保健コース (国際保健) を廃止し看護コース (国際保健・国際看護学) を開設したことと CNS コース (老年看護学・精神看護学) の開設である (根拠資料 4-16、4-15、4-17)。

平成 30 年度より開始した「修士課程修了時の能力評価指標」は、学位授与の方針に示した能力別に、修了時の能力を評価する指標である。当初は学生による自己評価のみの実施であったが、令和元年より研究指導教員による評価も新たに加えた。研究指導教員は学生の中間評価 (2 年生 4 月時点) と修了時評価による変化を比較することが可能であるため、学修状況を学生と一緒にモニタリングしながら研究指導に活かしている。また、学生が自己の学修状況を客観的に捉えることに役立っている (根拠資料 4-89)。

研究科博士課程では、共同看護学専攻教務委員会、共同看護学専攻連絡協議会との連携のもとに学習効果の把握と評価を実施した。更に令和元年度より 1 年次 1 月に研究計画書の提出が出来るようになり、早期から研究計画書の審査や研究の着手ができるようになった。令和 3 年度は、本学の博士課程修了生の 2 名から博士課程カリキュラムに関するヒアリングを実施し、コースワーク・リサーチワーク両方において問題がないことが明らかとなった (根拠資料 4-82)。TV 会議システムの不具合という課題に対しては対処方法を検討・共有し改善を図った。次年度からは TV 会議システムを終了し、Zoom 会議に変更することとなった。論文提出から論文審査までの期間について、9 月修了者と 3 月修了者とで同等ではなかったため、令和 4 年度より、論文提出から審査までの期間を同等にし、公平性を担保することとなった (根拠資料 4-90)。

(2) 長所・特色

- ・学部・研究科ともに3ポリシーの整合性の確認およびアセスメント・ポリシーの見直しと改正によって、教育課程の多面的評価が可能となった。具体的には、アセスメント・ポリシーを基にカリキュラム形成評価・総括評価を実施し、課題を明らかにして、改善できた。研究科修士課程では、平成29年度カリキュラムの総括評価にもとづき改善点を明確にし、令和4年度の新カリキュラムを完成させた。これによって、本学の理念・目的にもとづく教育活動を展開することに資することができたと考える。
- ・学部では、平成28年度に大学再生加速プログラム（AP事業）【テーマV 卒業時における質保証の取組の強化】に採択され、教育の質保証に取り組んできた。具体的には、「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指し、DPサプリメントを作成し、4年間の課外活動やジェネリックスキルの変化など学業成績では示せない補助資料を卒業時に発行している。この点については非常に先駆的取り組みであるといえ、日本学術振興会大学教育再生加速プログラム委員会による事後評価で最高の「S評価」を得た。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

学部・研究科ともに修得すべき知識、技能、態度等、学位授与方針を定め学内外に公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、「教育課程編成」「学修方法・学修過程」「学修成果の評価」を具体的に示し公表している。学位授与方針および教育課程の編成・実施方針、入学生の受け入れ方針の整合性を図ってきた。

教育課程の編成・実施方針に基づいて設計したカリキュラムは、学部では令和元年度の形成評価および令和2年度の総括評価で、研究科は令和元年度の総括評価で、教育課程は概ね体系的に編成できていることを確認している。総括評価の結果は、学部では令和6年度以降のカリキュラム改正に、研究科では令和4年度のカリキュラム改正に活かしている。学部では、さらに育成したい人材像や学位授与の方針およびジェネリックスキルの見直しとそれぞれのルーブリック評価を検討している。

本学は、保健師、看護師、助産師国家試験受験資格取得および資格取得を目指す特性から、看護専門職に必要な知識、技術、態度を身につけるための教育を実施している。これらの教育課程については、学部および研究科の教務委員会が運営しているが、適宜、ICT教育推進会議や学部・研究科領域代表者会議での審議や報告、経営会議への報告や審議を得ながら進めている。成績評価や単位認定は、学部・研究科ともにシラバスに明示し、記載内容に沿って成績評価を行っている。また、本学ではDPルーブリックや能力指標を作成して、ディプロマ・ポリシーに記載している力が身についたかについても測定し、ディプロマ・ポリシーの適切性を確認している。加えて、卒業生・修了生調査や就職先へのアンケートを行っている。

大学院修士課程および共同看護学専攻博士課程の両者とも、学位論文の審査基準を明示し、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連および位置づけを明示している。

令和2年度は、COVID-19の感染拡大のため、全学をあげてオンライン授業の導入や安定的な受講の実現に取り組んだ。演習・実習科目については、オンライン授業への転換にあた

り、科目担当者が修正した授業計画および具体的な展開方法を学部領域代表者会議にて審議し、教育の質の担保の確認を行った。また、文科省の事務連絡にあった種々の「新型コロナウイルス感染症への対応」にもとづき、本学における対応の適切性を確認した。

以上より、大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、教育課程・学修成果を保証する取り組みが卓越した水準にある。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学は、教育課程に係る全学的な基本方針である「三つの方針の策定に関する基本方針（以下、3P 方針）」を踏まえ、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るという理念に基づき、各教育課程における学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：以下、「AP」という。）を設定している。

各教育課程の AP が、それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：以下、「DP」という。）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：以下、「CP」という。）を踏まえたものとなっているか、即ち、3P の点検・評価は、経営会議の指示に基づき、令和元年度に全学的に取り組んでおり、学部及び研究科修士課程の AP は、CP、DP を踏まえたものとなっていることが確認できている。

学部においては、AP の構成を、1. 求める学生像、2. 入学者選抜方法、3. 学力の3要素と選抜方法の3つの項目で内容を整理して、分かりやすく設定している。特に、「求める学生像」は、幅広い教養を支えに専門的な看護学の学修を通して、課題発見と解決に向け思考し行動する意欲ある人材の育成を目指すこととし、以下の能力および資質をもった人として明示している。

1. 赤十字の理念である人道に基づき、人間の尊厳と権利を理解する人
2. 大学で学ぶために必要な基礎的学力を有している人
3. 他者と良好な人間関係を築くことができる人
4. 自らの考えを適切に表現し、他者に明確に伝えることができる人
5. 国内外の保健・医療・福祉の分野で活躍する意欲のある人

学部の AP の適切性については、前述のとおり令和元年度に点検・評価を行い、これまでの内容を見直し検討を行った。

具体的には、CP ならびに DP との関連性、学力の3要素、入試科目との対応について、整合性を確認した。学生像の設定については、各課程の入試委員会において、下表1のとおり DP との関連性から適切性を確認している。

学部の AP は、大学案内、募集要項、ホームページ等を通じて公表しており、AP に併せて、受験資格、出題内容・範囲、面接および調査書を総合して選抜を行うことを継続的に発信し

ている。また、オープンキャンパスを利用し周知している（根拠資料 1-6, p. 9、5-1、5-2、1-8【ウェブ】）。

表 1 学部の AP と DP との関連性

			アドミッション・ポリシーに示す「求める学生像」				
			1	2	3	4	5
ダイプロマ・ポリシーに示す力	1	1)			○		○
		2)	○				
	2	1)		○	○		
		2)		○			
	3	1)					○
		2)	○				
	4	1)				○	
		2)	○		○		
	5	1)				○	
		2)				○	

修士課程においては、本学の理念にもとづき、AP を以下のように設定している。

1. 人間の尊厳と権利を擁護する倫理感を有する人
2. 基礎学力、専攻領域の基本的知識・思考力を身につけている人
3. 看護・保健専門職として研究する基礎的能力を有する人
4. 主体的に国内外の健康問題について学び、多職種と協働して社会に貢献する態度を有する人

修士課程の AP は、大学院案内ならびに募集要項に記載するとともに、ホームページで広く公表している。また、オープンキャンパスを利用し周知している（根拠資料 1-7, p. 5-3、1-9【ウェブ】）。

博士課程においては、同課程を共同で運営する日本赤十字学園管下 5 大学（本学を含む）で検討し、AP を以下のように設定している。

1. 保健・医療・福祉の専門知識を有し、更に深く追求する意欲のある人
2. 常に探究心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人
3. 自らの活動範囲を拡げ、看護を発展させる意欲のある人
4. 様々な分野の専門家と共に、独創的な研究を志す人
5. 社会での実践から得た知識と経験を体系化し変革する意欲のある人
6. 国際的な視座で、国内外へと向けて広く成果を発信する意欲のある人
7. 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性を持つ指導者を志す人

博士課程の AP は、大学院案内、募集要項、ホームページに継続的に公表している。なお、日本赤十字学園 5 大学で共有する博士課程共通のリーフレットについては、共同看護学専攻入試委員会および連絡協議会において内容を検討し、公表している（根拠資料 5-4、5-5、1-10【ウェブ】）。

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

前述のとおり、令和元年度に行った 3P の点検・評価において、学部・研究科修士課程の AP の適切性について、各課程の入試委員会で確認しており、学生の入学後の状況等を踏まえた内容となっている。

学部の AP と入学者選抜方法との関連性については、令和元年度の 3P の点検・評価の際に併せて、従前から用いていた 3 つの選抜方法の区分に照らして適切であり特段の修正の必要がないことを確認した。また、これらの関連性を下表 2 で整理し、募集要項に明示している。本表に示すとおり、いずれの選抜方法の区分においても、求める学生像に合う判定が行えることを確認している。

表 2 選抜方法の区分と各 AP との関連性

選抜方法の区分		AP1.	AP2.	AP3.	AP4.	AP5.
学校推薦型 選抜	英語基礎力調査	○			○	
	小論文				○	
	面接	○	○	○		○
	調査書、推薦書		○			○
一般選抜	学科試験				○	
	面接	○	○	○		○
	調査書		○			○
大学入学共 通テスト利 用選抜	大学入学 共通テスト				○	
	面接	○	○	○		○
	調査書	○	○			○

これらの検討は、学部入試委員会で行い、学部領域代表者会議で他の方針との関連性について確認を行ったうえで、教授会で承認を得ている（根拠資料 2-30、5-6、5-7、5-8）。

修士課程の AP の適切性については、令和元年度の 3P の点検・評価の際に、一部修正した。加えて、AP と選抜方法との対応について検討し、令和 3 年度の募集要項より、AP ごとに評価方法を明示するよう変更した。また、AP2 を「基礎学力と専攻領域の基礎的知識を身につけている人」から、「基礎学力と専攻領域の基本的知識・思考力を身につけている人」に修正し、本学の入試の評価方法で学力検査（小論文）と面接試験を用いていることとの整合性を図った（根拠資料 5-9、5-10）。特に、学士の学位を持たない受験希望者については、

個別出願資格審査を実施することとして、入学前の学習歴、取得した資格等、求める基準を定めている。

博士課程の受け入れ方針の適切性については、設立当初に CP と DP との関連性を検討し、一貫性を確認している。AP と選抜方法との対応については、AP の各項目すべてを、修士の学位を有すること、もしくは、専門職学位を有することとする出願資格を要件としている。また個別の入学資格審査を必要とする受験希望者の場合は、個別出願資格審査を実施し、学習歴、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を得た教育機関の卒業証書、研究業績を求める基準を設け、先の要件に照らして判断している。入学希望者に求める水準等の判定方法としては、学力審査では、受験生の専門領域における知識を問うもの、英語では、英語の知識だけでなく英語論文を読み取る力を判断している。作題方針に則り、作題会議にて厳格に審議を重ねている。書類審査では、受験生の業績確認を行なっている。また、意欲や将来の展望を図るため論文指導に当たる教員 4 名で面接試験を実施している。

以上のことから、AP については、CP 及び DP を踏まえ、適切に設定し公表していると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集方法の検討実施及び入学者選抜制度の設定にあたっては、各課程の入試委員会が、入試広報課と連携しながら、各課程の AP に基づいて教職協働で進めている。

学部の募集方法については、AP にもとづき、大きく三つの方法を用いて行っている。一つ目は、教職員が主に学外に出向いて説明等を行う広報活動、二つ目は、直接、来学する志願者に対して教職員が説明等を行う広報活動、三つ目は、学外の広告代理店等を通じた広報活動である。

一つ目の具体例は、ホームページや学生募集要項の公表、業者や高校主催の説明会への参加、高校訪問による広報活動である。説明の場では、前年度からの変更点や本学の特徴を強調している。高大連携をはかりつつ、高校訪問では、年 2 回を基本とし、また高校行事の参加の機会をとらえて説明を行っている（根拠資料 5-11、5-12、5-13）。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの高校訪問を行えなかったが、インターネットやオンライン会議システム（ZOOM）を活用することで高校や受験生の要望に沿う広報活動を行った。令和 3 年度も可能な限り高校訪問を行い、説明の場を設けている。また、高校教員を招き説明会を行なっている（根拠資料 5-14）。その他、入学後、在学生在が、出身校（当

時の担任) に受験勉強の支援に対する感謝とともに自身の近況、大学生活の所感を届けたいという要望から始めた『母校への手紙』も学生募集の一環として活用しており、手紙を受けとった高校側も卒業生の状況や学修環境を知る機会になっている(根拠資料 5-15)。特に、赤十字特別推薦型選抜の募集については、九州各県への募集にあたって、日本赤十字九州各県支部と学生受け入れ方針と学生募集に関する情報を共有し、協力を得ながら広報活動また高校訪問を実施している(根拠資料 5-16)。

二つ目の具体例は、オープンキャンパスである。開催にあたっては、学部入試委員会で開催時期、内容を検討し、教授会で報告し、全学的な協力を得て行っている。例年、体験コーナー、学部生との交流、体験講義等の企画をし、参加者に個別相談を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度からは、来場型のオープンキャンパスに加え、オンラインでオープンキャンパスをリモート開催し、近隣県だけでなく沖縄や関西・四国から参加を得ている。開催後には次の開催に向け、来場者アンケートを実施している(根拠資料 5-17、5-18)。

三つ目は、広告代理店等を通じた広報活動である。令和2年度に新たに一つ追加し、マイナビ、ライセンスアカデミー、リクルートの3つの業者と契約している(根拠資料 5-19)。

学部の入学者選抜制度の骨子はAPに明示するとおりであり、選抜方法は、1. 学校推薦型選抜、2. 一般選抜、3. 大学入学共通テスト利用選抜の3区分としている。各区分の評価方法及び各方法に関連する学力の3要素についても、下表3のとおりAPに明示している(根拠資料 5-1、5-2、1-8【ウェブ】)。

表3 選抜方法の区分及び評価方法と学力の3要素の関連性

選抜方法の区分及び評価方法		学力の3要素		
		知識・技能	思考力・判断力・表現力等の能力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
学校推薦型選抜	英語基礎力調査	○	○	
	小論文	○	○	
	面接		○	○
	調査書、推薦書	○		○
一般選抜	学科試験	○	○	
	面接		○	○
	調査書	○		○
大学入学共通テスト利用選抜	大学入学共通テスト	○	○	
	面接		○	○
	調査書	○		○

選抜方法の区分及び評価方法については、募集要項に明記し公表している。以下、3つの選抜方法の区分ごとに詳述する。

1. 学校推薦型選抜

同選抜では、高等学校が勉学への態度や意欲の面から本学で学ぶ能力を有すると認めた人を対象とし、小論文・英語基礎力調査では、専門知識を得るための基本的な読解力と論理的な文章を作成する力、面接では、本学で看護を学ぶ意欲、柔軟な対応力と表現力などを判定している。令和元年度より、公募推薦と赤十字特別推薦に、新たに指定校推薦を追加した。令和3年度には、指定校を更に増やし、対象地域を福岡県内のみならず隣県の佐賀県の高校にも広げている。入学者選抜の基準については、学校推薦型選抜では、出願要件となる評定平均値について、前年度入学生の成績結果、入学生の成績や学習状況を考慮して決定している（根拠資料 5-20）。具体的には、在校生の入試選抜の区分と入試成績から学年の評点の推移を詳細に分析している。学校推薦型選抜では、平成30年度には、評点平均値（学習成績の状況）を3.5から3.8に引き上げた。その後、令和3年度より学習成績の状況を3.5に戻すこととし、募集定員数を30名から5名増の35名とした。

2. 一般選抜

同選抜では、調査書を参考に高等学校での学習の達成度や社会活動を確認するとともに、学科試験で大学での学習に必要な基礎学力、面接では、看護への関心と学習への意欲、柔軟な対応力と表現力などを判定している。学力検査として平成30年度に、理系の生徒だけでなく文系の生徒も受け入れるよう、数学、化学、生物の3科目の中から2科目選択としていた受験科目を、数学I・数学A、化学基礎・化学、生物基礎・生物（化学・生物は単元を限定）の3科目の中から1科目選択に変更した。変更にあたっては、学部入試委員会で協議し、教授会、経営会議に諮り決定している（根拠資料 5-21、5-22、5-23）。

3. 大学入学共通テスト利用選抜

同選抜では、調査書を参考に高等学校での学習の達成度や社会活動を確認するとともに、大学入学共通テストで大学での学習に必要な基礎学力、面接では、看護への関心と学習への意欲、柔軟な対応力と表現力などを判定している。

修士課程においては、学生募集方法及び入学者選抜制度として、1. 一般入試、2. 社会人入試、3. 社会人推薦入試の3つの区分を設定しており、受験生の属性によって選択できるようにしている。それぞれの区分で、APに基づき、書類審査、学力検査および面接試験によって審査をして可否を決定している。特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のために、看護コースの大学院生の募集に苦慮しながらも、募集活動を強化し、定員数を確保した（根拠資料 1-7, p. 5、5-3、1-9【ウェブ】、5-24）。

博士課程においては、APに基づき、書類審査、学力検査、及び面接試験によって審査を行い可否の決定を行っている。令和2年度は、共同看護学専攻（5大学全体）での定員10名に対して8名の入学者を確保した。そのうち本学では2名の定員を確保している（根拠資料 5-4、5-5、1-10【ウェブ】、5-25）。

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学は、学納金について、初年度の入学金、授業料、実験実習費、維持運営費の名目と金額を大学案内、募集要項やホームページに明記している。

学部では、新入特待生制度を設けており、成績上位者として、一般選抜で7名程度、大学入学共通テスト選抜利用（前期）で3名程度を設定している。奨学金については、日本学生支援機構、地方公共団体奨学金・その他奨学金またナイチンゲール奨学基金を備えている。本学の特徴としては、学生は、日本赤十字学園管下大学で学ぶ看護学生を対象に募集される日本赤十字社各都道府県支部及び赤十字病院奨学金制度、日本赤十字社看護師同方会奨学資金制度を利用することができることである。いずれもオープンキャンパス、説明会で個別相談に応じながら情報提供を行なっている。さらに、経済的困窮度が高く就学困難であることを要件とする給付奨学金制度を設定しており、各学年5名程度を選考し支援している（根拠資料1-6, p.9、5-26【ウェブ】）。また平成28年熊本地震以降、被災した受験生の経済的負担を軽減するために、災害救助法適用地域で被災した入学志願者に対する特別措置として申請に基づき入学検定料と入学金の全額免除が適用できるようホームページ等で周知しており、累計で5名の受験生から申請を受け対応した（根拠資料5-27【ウェブ】）。

修士・博士課程では、初年度の入学金、授業料、実験実習費、維持運営費の名目と金額を大学案内、募集要項やホームページに明記している。経済的支援については、大学院授業料免除制度を設けており、1年次の学業成績の最も優秀な1名について、2年次の授業料の年額免除を設定している。奨学金については、地方公共団体奨学金・その他奨学金を備えている。本学の特徴として、学生は、本学の大学院生を対象に募集される上田奨学会奨学金制度を利用できることである。いずれもオープンキャンパス、説明会で個別相談に応じながら情報提供を行なっている。また、助産師を志す本学の大学院生を、受賞対象者として国際ソロプチミスト福岡「輝く未来へSI福岡賞」大学院助産師教育助成金へ推薦している。これらもガイダンスを利用し周知している（根拠資料1-7, p.5、5-3、5-28）。

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜の実施にあたっては、各教育課程に設置する入試委員会が各課程のAPに基づく企画検討・実施・評価を行う体制としている。各課程の入試委員会での審議結果は、経営会議、教授会、研究科委員会にそれぞれ報告または必要に応じて付議され、関係会議の規程に基づくプロセスを経て、全学的決定事項となる。

学部については、学長の指示の下、学部入試委員会を責任組織として、体制を整備している。学部入試委員会の構成は、委員である教員と入試広報課で組織されている（根拠資料5-29、5-30）。令和3年度より、入試広報課には、アドミッションオフィサーを加え、計画を立て実施している（根拠資料5-31）。実施にあたっては、事前に教授会で報告と承認を経ての決定を得て全学で取り組んでいる。令和3年度からはインターネット出願を導入し、必要となる環境及び体制の整備を進めた。

修士課程については、修士課程入試委員会を責任組織として、体制を整備している（根拠資料5-29、5-32）。また、入学者選抜の実施については、学長の指示の下、入試委員長を実施体制の長とし、研究科（修士）の学生の受け入れ方針に基づき、入試委員会を通じて行っている。また、実施にあたっては、事前に研究科委員会で報告と承認を得ている。

博士課程については、博士課程入試委員会を責任組織として、体制を整備している。また、入学者選抜の実施については、学長の指示のもと、入試委員長を実施体制の長とし、共同看

護学専攻の学生の受け入れ方針に基づき、共同大学院入試委員会と本学博士課程入試委員会と情報を共有しながら行っている。実施にあたっては、事前に研究科委員会で報告と承認を得たうえで、共同大学院入試委員会に報告を行い5大学の状況を把握している（根拠資料5-29、5-33、5-34）。

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

学部、研究科（修士課程、博士課程）ともに以下のように実施している。

試験問題については、入学試験委員長を長とする試験問題作成委員会で作題者の選定を行い、複数の点検作業を踏む作題プロセスを確認している。問題の内容は、厳密に保管管理を行っている。試験当日に、最終確認を行ない、ミスのないよう行っている。

試験当日に向けて、実施体制を教授会、研究科委員会で周知し、試験担当者には、事前にオリエンテーションを実施している（根拠資料5-35、5-36）。感染症対策として、入学者選抜に関する、インフルエンザ等の感染症に対応するマニュアルを策定(2017)しており、実施前のオリエンテーションにおいて、全学的に周知し対応できる体制をとっている（根拠資料5-37）。令和2年度には、文部科学省や大学入試センター等の対応を参照した新型コロナウイルス感染症への対策を加え、安全に入試を行えるよう教職員に周知徹底し、実施した（根拠資料5-38）。令和2年度、受験当日は、前述のマニュアルに則り、当日のマスク着用を義務付け、試験会場は、席の間隔を確保し、適宜換気を行い、適切な消毒を行った。また体調不良者の対応として、専従する要員を配置し、再受験への対応等を整えていた。また受験生には、受験日1週間前からの体温測定と健康確認を行うよう求めており、発熱や体調不良が生じた場合には、予定する追試験に受験を変更するよう案内を行っていたが、該当者はでない（根拠資料5-39）。感染症対策を含め、すべての入学者選抜において、事故なく実施している。

採点は、数名で確認している。判定にあたっては、入試委員会において定めた「入学者選抜合否案作成手順」に則って、学力検査、面接、調査表を検討し、入試委員会で合議の下、合否案を決定している。合否案は、教授会、研究科委員会で審議され、その後経営会議の承認を得て最終決定となる（根拠資料5-40、5-41、5-42、）。受験生には、学力試験の結果について求めにより開示に応じるとしている（根拠資料5-1, p.8、5-2, p.8、5-43）。

修士・博士課程については、令和元年度に、入学者選抜の実施後に、作題プロセスにおける課題を発見したため、次年度以降の作題手順に反映させた（根拠資料5-44）。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策を講じながら実施した。加えて、入学者選抜の実施後に、個別出願資格審査の基準における課題を発見したため、次年度に向けて改善した（根拠資料5-45）。また、受験者確保については、受験希望者と指導教員による事前面談内容を入試委員会で情報共有しながら、研究科委員会に進捗状況を報告している（根拠資料5-46）。

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

配慮が必要な受験生の対応としては、学部及び研究科ともに、受験にあたって相談を得るよう周知している。特に学部においては、平成29年度に、弱視の受験生に対する配慮について検討を行った。本人、家族、高校の担当教員より障害の程度、高校での学習方法等の情

報を得ながら、具体的な配慮事項を検討し、試験時間は、センター試験に準じて 1.3 倍とし、小論文 80 分、英語 60 分とし、面接については、他学生と同様に対応することとして、受験当日のスケジュールおよび配置図の見直しを行った（根拠資料 5-47）。

以上、AP に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学の学部、研究科修士課程・博士課程の入学定員及び収容定員については、下表のとおりである（大学基礎データ表 2、3）。

表 各課程の定員

	入学定員	収容定員
学部	100 名	400 名
研究科	12 名	26 名
修士課程	10 名	20 名
博士課程	2 名	6 名

定員管理については、当該年度の入試において確保すべき入学者数またはその適切な範囲を、各課程の入試委員会で検討し、経営会議で決定することで管理につなげている。特に学部については、『文科省通知 27 文科高第 593 号』により定員の 1.15 倍未満を原則的な基準としつつ在籍学生数を加味して算出した値の適切性を、学部入試委員会で検討し、その結果を踏まえて経営会議で審議・決定している。近隣の看護系大学の合否発表の時期等の影響により歩留まり率の想定が難しく、入学者比率が定員の 1.2 倍を超える年度もあるが、翌年度に調整を図ることにより、在籍者数全体が原則的基準である定員の 1.15 倍未満、460 名未満となるよう管理している。

＜学士課程＞

○入学定員に対する入学者数比率

学部においては、開学以来、入学定員数を確保することができている。入学定員に対する入学者数は、選抜にあたって学部入試委員会で検討している。入学定員数は 100 名であるが、上記の表から定員を下回っている年度はなく、順調に入学者を確保している。入学者数

比率は、以下の示すとおりであり、適正な数を維持している。

【入学定員に対する入学者数比率】 入学試験状況（2018～2021 年度）

年 度	募集 人員	出願者数	倍率	受験者数	合格者数	入学者数	入学者 比率
2021 年度	100	431	4.3	419	217	116	1.16
2020 年度	100	453	4.5	437	207	103	1.03
2019 年度	100	362	3.6	351	222	124	1.24
2018 年度	100	387	3.9	379	202	101	1.01

○編入学定員に対する編入学生数比率

編入学については、学則に基づき対応する準備を行っているが、現在まで志願者はいない。

○収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員に対する在籍学生数比率は、以下のとおりである（R3. 10. 21 現在）

収容定員	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
400	116	108	122	99	445

学部の収容定員は、400 名である。在籍学生数比率は、445 名÷400 名=1.11 となっている。留年・退学等により入学者数から若干の人数変更があるが、各学年ともに十分な教育環境を整えることができている。

○収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

年度により入学者数に若干の差はあるものの、収容定員を考慮して適切な定員数を確保している。入学者数の確保作業する段階での情報分析については、学部入試委員会及び経営会議において十分に検討しており、結果、目標入学者数の確保につながっている（根拠資料 5-48、5-49）。

<修士課程、博士課程>

○収容定員に対する在籍学生数比率

修士課程、博士課程においても、ほぼ入学定員通りの入学者数を確保している。在籍学生数は、収容定員に対して適切な数を維持できている。

研究科（博士課程）においては、共同大学院が 5 大学で 10 名の定員数であるため、1 大学の入学者受け入れ人数は 2 名である。開設以降、本学は例年 2 名以上の入学者を確保している。

	入学定員	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
修士課程	10	8	9	10	8
博士課程	2	2	3	2	2

以上、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、各課程の入試委員会で確認し、年2回の自己点検・評価委員会において検証している（根拠資料 5-50）。各課程の AP に基づく学生募集方法、入学者選抜実施体制、定員管理等の検討・実施状況を点検・評価し、次年度の取り組みの改善に繋げている。また、学生の受け入れに関しては重要事項であることから、各課程の入試委員会には経営会議構成員が委員として含まれており、学長または経営会議の方針が入試委員会の取り組みに速やかに反映されるよう体制上の工夫を図っている。

これらの毎年度の定期的な点検・評価に加え、令和元年度には、経営会議の指示により、総括的に各課程の 3P の点検・評価を行っており、PDCA を好循環させているといえる。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学部入試委員会は、原則として月1回開催おり、年度初めに掲げた目標と計画を実施している。委員会の議事は議事録を作成しており、点検・評価の際に活用している。例として、学生募集については、入試結果と入学後の学修状況の関連性を確認しながら、選抜方法の内容を確認している。全国的に受験者数が減少する傾向にあるなか、継続して安定的に学生を確保するため、高校、他大学、予備校等から受験情報を得ながら、募集活動を戦略的に行うよう検討している（根拠資料 5-51、5-52）。学生の募集に向けた取り組みでは、実施後に担当教職員を対象にアンケートを実施して、課題を把握し、翌年度の改善点としている（根拠資料 5-53、5-54）。また、全学で学生募集活動に取り組むよう、入学者選抜試験の実施計画および実施にかかる必要な関連情報について、教職員会議において周知している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従前の計画を大きく見直さざるを得なくなった。しかし、オンラインで可能な取り組みは実施形態を変更するなど柔軟な対応を行い、試行と改善を重ねつつ取り進めた。新型コロナウイルス感染症の影響により物理的な距離の確保への配慮が必要となった令和2年度の経験を活かし、令和3年度には、新たな取り組みとして大学と高校生との精神的距離を縮めるべくインスタグラムの活用による学生募集の強化を検討している（根拠資料 5-55、5-56）。入学者選抜においても、感染防止等安全面を重視しながら目標を達成することができた。令和3年度も、継続して安全性を重視することとしている。選抜方法の適切性について、入学後の学年毎の成績を追調査しており、その結果をもとに選抜方法を検討している（根拠資料 5-20）。

修士課程では、毎年、入試委員会内で学生の受け入れの適切性について検討している。令和元年度には、学生の受け入れ方針の内容を他の方針との関連から見直し、一部修正した。加えて、入学者選抜の実施後に発見した作題プロセスにおける課題を改善し、次年度以降の作題手順に反映させた。また、令和2年度には、個別出願資格審査の基準における課題に気づき、次年度に向けて改善した（根拠資料 5-45）。

博士課程は、自己点検・評価委員会が半期に一度、博士課程の受け入れ方針に基づきながら、学生確保に対する点検を実施している。大学毎に自己点検評価を実施したのちに連絡協

議会で情報の共有化を図ることによって、定員数 10 名を確保するために、各大学定員の 2 倍（最大 4 名）を原則とする方針を策定する一助となり、令和 4 年度入試から適応されており、改善につながっている（根拠資料 5-57）。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

年度ごとに中間・最終評価を行い、点検・評価を行いながら、運営している。自己点検評価委員会から改善・是正を求められてはいない。課題とする事項については、解決に向けて幅広く情報を集めながら検討し、さらなる取り組みを行なっている。

以上、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を適切に行っており、結果をもとに各課程の入試委員会、教授会・研究科委員会、経営会議で検討しながら、改善・向上的に取り組んでいる。

（2）長所・特色

- ・建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るという理念に基づき、学生の受け入れ方針である AP を設定している。策定にあたっては、CP 及び DP との整合性を図ることで、本学の理念に合う学生の受け入れ体制を整備することができている。
- ・学生募集では、全国的に受験生が減少傾向になるなか、またコロナ禍で計画した広報活動が思うように行えないなか、オンライン等活用するとともに、個別対応を丁寧に行うことで受験生を確保するに至っている。
- ・奨学金制度では、本学独自のものを準備しており、募集にあたって案内している。
- ・入学生の定員は満たしており、収容定員を超えないよう在学生の全体数及び受験者数の推移とともに適切に管理をしている。
- ・選抜の適切性について、入学後の学年毎の成績を追調査しており、その結果をもとに選別方法について検討している。
- ・大学院の学生確保は、研究科領域代表者会議と情報共有を図り、各研究指導教員と連携を図れたことで、定員を満たすことができている。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

AP については、本学の理念に基づき、CP 及び DP との関連性を検討し適切に定め、公表している。学部及び修士課程については、令和元年度に 3P の点検・評価を行い、AP と CP、DP との関連性、さらに、AP と選抜方法との対応について検討し、整合性を図れるよう、一部修正を行なっている。博士課程については、設置後 5 年の実績を基に、令和 4 年度にあらためて検討する予定である。すべての課程で、AP と選抜方式、評価方法など、学生募集に関する資料及び媒体に明示し公表している。

AP に基づいた学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については、学長の指示の下、各入試委員会が運営している。実施にあたっては、年度初めに立案した計画に基づき、委員会を開催し、課題検討を行なっている。学部では、県下の受験生確保が年々厳しくなる社会情勢の中、AP に適う受験生を確保するため、選抜方法の改正、指定校制度導入、オープン

キャンパスの実施計画の見直し等戦略的に取り組んでいる。経済的支援としては、本学独自の奨学金制度を準備している。平成 28 年度熊本地震以降、被災した受験生の経済的負担軽減のための措置を行なった。また経済的困窮度が高い学生に対しては、給付奨学金制度も設けている。配慮が必要となる学生について、公平に受験できるよう検討した結果、適当な選抜方法を準備することができた。以上より、適切に実施する体制を整えている。

定員の管理については、適切な数として、在籍学生数を収容定員に基づき設定している。

学生の受け入れの適切性については、内部質保証体制に基づき、毎年、入試委員会で定期的に適切性について点検・評価を行っている。委員会の運営の過程で、確認できた課題、また自己点検評価委員会において指摘された課題については、対応を検討し取り組んでいる。なお、博士課程については、本学での点検評価の結果を共同大学院自己点検評価委員会の審議を経て、連絡協議会に報告されている。このように、適切に点検評価を行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、学生受け入れの取り組みは概ね適切である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。これにもとづき、本学の「求める教員像」を策定し、特に、赤十字の理念に対する理解のある人、看護学もしくは関連領域に関する教育実践と研究開発の能力と相応の実績を有する人、としていることから、求める教員のあり方を適切に明示できていると判断できる。また、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、「教員組織編成方針」を策定し、教員組織の編成、領域・分野の配置、連携の在り方を示していることから、適切に明示できていると判断できる（根拠資料 6-1、2-2、2-3, p. 70-76）。

以下、評価の視点ごとに詳述する。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

本学の求める教員像は、平成26年度に「本学教員に求められる能力（指針）」として設定した。令和元年度に、求める教員のあり方や各教員の役割、連携のあり方等、本学の理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から、教員組織編成方針と併せて見直しを行った。「求める教員像」は、以下のとおりである。

- (1) 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- (2) 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- (3) 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- (4) 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- (5) 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- (6) 学術団体、職能団体、地域社会等に貢献する意思と相応の実績を有する人
- (7) 看護学教員においては、自律的に看護を実践できる能力を有する人

「求める教員像」は、教授会・経営会議で審議し承認され、教職員会議において教員へ明示するとともにホームページにも掲載し、令和2年度から施行した。

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

平成26年度に策定した「教員組織編成方針」を令和元年度に「求める教員像」と併せ見直しを行った。「教員組織編成方針」は、以下のとおりである。

- (1) 教員の任用・昇任は、学校法人日本赤十字学園の定める「看護大学・短期大学における教職員の選考基準」に基づき、人格、教育研究業績、社会活動等に関して、公正かつ

厳正な審査及び手続によって行う。

- (2) 教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成する。教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする。
- (3) 教育課程を運営するために、適切な領域・分野を配置する。
- (4) 教員の数は、関連法令の基準を満たすことはもとより、教育特性に見合った人数を配置し、適切な年齢構成及び職位バランスを考慮する。
- (5) 教員の配置には、教員の教育・研究の専門性を考慮するとともに、適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育を行う教育組織を編成する。
- (6) 各領域代表者は領域内を総括し、教育・研究の質の向上を図るとともに、他領域と連携して調整する。

見直しを行った「教員組織編成方針」は、教授会・経営会議で審議し承認され、教職員会議において教員へ明示するとともにホームページにも掲載し、令和 2 年度から施行した。

以上により、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針を適切に設定し、明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることがないバランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

本学では、教員組織編成方針にもとづき、さらに、第 4 章で示した CP を実現していくために、教員組織を編制している。以下、評価の視点ごとに詳述する。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学は看護学の単科大学であり、研究科を担当する教員は教員組織編成方針に示しているとおりの学部と兼務である。よって、学部の教員組織が大学全体の教員組織となっている。

本学の専任教員数は大学基礎データの表 1 に示したとおりであり、専任教員数は学長を除き 47 名である。本学の理念・目的を達成するため教員組織編成方針に基づき、教員募集中の一部領域の職位を除き、必要な教員数及びその職位構成が満たされていると考えている。

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

本学の教員組織は、表6-1及び表6-2に示すとおりである。本学の理念・目的は、日本赤十字九州国際看護大学学則第1条に「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」としている。

この目的とCPを実現するため、学部の領域は「リベラルアーツ・専門基礎」「看護の基盤」「成育看護」「老年・慢性看護」「ヘルスプロモーション・在宅看護」「メンタルヘルス」「クリティカルケア・災害看護」「国際看護」の8領域の編成としている。研究科は保健コース、看護コース、CNSコース、助産教育コースの4つのコースに、「国際保健・国際看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」「基盤看護学」「助産学」「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」の7領域の編成としており、教員組織の編成に関する方針との整合性は図れていると判断できる。

表6-1：学部領域と専任教員数（令和3年5月1日現在、学長・センター長を除く）

	リベラルアーツ・専門基礎	看護の基盤 (基礎看護、看護教育、看護管理)	成育看護 (母性看護・小児看護)	老年・慢性看護	ヘルスプロモーション・在宅看護	メンタルヘルス	クリティカルケア・災害看護	国際看護
教授	4	2	1	2	1	1		1
准教授		1	1	2	2	1		
講師	1	1	3	2	1		1	
助教		4	2	3	3	1	3	1
助手		1						
合計	5	9	7	9	7	3	4	3

表6-2：研究科領域と専任教員数（令和3年5月1日現在、学長を含む、<>は重複）

	国際保健・国際看護学	生涯発達看護学	広域看護学	基盤看護学	助産学	在宅看護学	クリティカルケア看護学
教授	2	4	1	3	<1>	1	
准教授		1	2	1	1	<1>	
講師					1		
合計	2	5	3	4	3	2	0

・各学位課程の目的に即した教員配置

学部の教育課程の科目区分は「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」としてい

る。専門基礎科目は看護専門科目の基礎となる「自然科学系」「社会科学系」「人文科学系」の各科目としている。専門科目は「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」に細分し、さらに看護学演習・実習科目はⅠ～Ⅴのレベルで段階的に学修できる構成とし、先に述べた8領域に教員を配置している。また、学部科目の責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、各領域には教授または准教授を各1名以上配置するようにしている。ここ数年、クリティカルケア・災害看護領域で、教授、准教授ともに不在であったが、令和4年度には教授1名が着任することとなり、配置の基準を満たすことができている（根拠資料2-3, p. 61、6-2）。

研究科の研究指導体制は1名の研究指導教員と1名以上の研究指導補助教員の2名以上の体制である。研究指導においては、専門分野の主たる指導教員に加えて、先に述べた7領域を横断して研究指導を受けることができる総合研究指導体制とし、教員を配置している（根拠資料2-3, p. 62、6-3）。

各課程の教育体制については、経営会議で決定し、教授会、研究科委員会で報告し、教職員会議での報告及び教職員ハンドブックで学内共有している（根拠資料6-4）。

・国際性、男女比

海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。看護教育の特性から女性教員の割合が多く、男女比は1:6である。

・特定の範囲の年齢に偏ることがないバランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

教員の年齢構成は表6-3に示したとおり30歳代から60歳代に分布しており、大きな偏りはない。しかし、本学は開学から21年となり、今後、定年退職となる教員も見込まれることから、バランスのとれた教員の年齢構成を考慮した教員採用に留意が必要となる。

表6-3 専任教員職位別年齢構成（令和3年5月1日現在、学長を除く）

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
60以上	6			1		7
50-59	5	2	1	5		13
40-49	2	5	5	5		17
30-39			3	6	1	10
合計	13	7	9	17	1	47

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授）の適正な配置

学部の教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、リベラルアーツ・専門基礎、看護の基盤、看護の展開と応用、看護の統合の必修科目は、リベラルアーツ・専門基礎を除き専任教員が科目責任者となり複数で担当している。これらの科目責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、前述のとおり各領域には教授または准教授を各1名以上配置するようにしている。また、本学専任教員が科目責任者ではないリベラルアーツ・専門基礎科目については、福岡赤十字病院の医師を中心に臨床教員として、また福岡教育大学の教員に科目責任者を依頼している。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の担当教員の資格については、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」を定めている。研究科教員となることができる者の資格要件を明示し、修士課程、博士課程の各々において、研究指導教員・研究指導補助教員・授業科目担当教員の資格審査基準を定めている。研究科教員の資格審査は、内規に定める研究科所属教員で構成する資格審査委員会において、内規に明示する審査基準及び教員個人調書及び教育研究業績書により審査を行う。審査結果は経営会議において審議され、承認を得て、研究科委員会に報告している（根拠資料 6-5、6-6、6-7）。

教員の配置は本学審査基準に基づき承認された研究科の教員は、修士課程において研究指導教員 13 名、研究指導補助教員 5 名、授業科目担当教員 4 名で構成している。博士課程においては日本赤十字学園の 5 大学（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、本学）で共同看護学専攻として運営しており、本学は 5 名の研究指導教員を配置している（根拠資料 6-8）。修士課程、博士課程後期ともに適正な配置をしている。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の配置については、関連法規及び本学の諸規程に基づき、授業科目を担当するにふさわしい専任教員を配置している。しかし、本学は看護の単科大学であり、組織として附属病院等の実習病院がなく、学生が赤十字病院を主として多くの外部病院で実習を行うことから教員の負担は大きい。また、学部教育と大学院教育を兼務する教員も多く授業負担は大きい。これらの諸問題を解決するために領域代表者会議を毎月開催し、領域を横断した支援体制を構築している。また、本学の DX 推進計画に基づき、教室の ICT 化及びオンライン学習（オンデマンド型、ハイフレックス型）への環境整備を進めている。

教員の勤務については、労働基準法第 38 条の 3 に定める専門業務型裁量労働制に関する協定を締結し、授業負担への対策を行っている。

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

本学の教養教育は先に述べた教育課程の科目区分「リベラルアーツ・専門基礎」とし、「リベラルアーツ・専門基礎」を領域として領域代表を配置している。領域代表のもと領域会議を開き教養教育に関する情報交換と共有を図っている。また、領域代表者会議において各領域との教育連携を行っている。教養教育科目は、学内の教員及び学外の非常勤講師により運営している。そのうち英語科目は、英語力向上のためのインターネットを利用した e ラーニングを導入し、業務の効率化を図っている。

以上、本学では、大学の理念・目的、大学として求める教員像及び教員組織編成方針にもとづき、さらに、第 4 章で示した CP を実現していくために、教員組織を編成している。具体的には、教員組織の編成に関する方針と整合性のとれた教員組織体制とし、各学位課程の目的に即した教員配置をしている。特に、教授・准教授の配置については、令和 4 年度より、クリティカルケア・災害看護領域で、教授 1 名が着任することとなり、配置の基準を満たすことができている。国際性、男女比、年齢構成に多少の偏りはあるものの、適切に編成していると判断できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の募集、採用、昇任は、学長を委員長とする日本赤十字九州国際看護大学人事委員会において審議を行う。人事委員会は委員長である学長のほか、学部長、研究科長、学務部長、事務局長により構成され、議決を要する事項は出席者の過半数をもって意見を決する。教員の募集、採用、昇任の基準及び手続は以下のとおりである。

・教員の採用

教員の採用は、「日本赤十字九州国際看護大学教員任用選考規程」に基づき、人事委員会委員長は人事委員会に選考する専攻領域及び職位、時期を諮り、経営会議において審議し、学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告している。

募集は原則として公募を行う。審査は応募書類による書類選考及び面接とし、書類選考は、人事委員会において「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」及び「日本赤十字九州国際看護大学 教員公募基準」に基づき審査を行う。面接者は、人事委員会委員とし、人事委員会委員長が必要と認める場合は、学部又は研究科の領域の中から1名を指名し、面接者としてとることができるとしている。選考の決定は人事委員会委員長が選考結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が任用の可否を決定する（根拠資料 6-9、6-10、6-11、6-12）。

・教員の昇任

教員の昇任は、「日本赤十字九州国際看護大学教員昇任選考規程」に基づき、学長が必要と認める時期に経営会議に諮り時期等を学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告する。

申請は承認申請書に教授の推薦状を添え、学部長を経由して学長に申請する。候補者の選考は、人事委員会において経歴、教育研究業績及び学会活動等についての書類審査及び面接を行う。審査の経緯及び結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が決定する（根拠資料 6-13、6-14）。

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

各規程に基づき、教員の採用、昇任を行った結果を、表6-4に示す。

表6-4 教員の採用、昇任の状況

年度	平成31年度					令和2年度				令和3年度			
	教授	准教授	講師	助教	助手	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教
採用		1	1	4	1	1	1		4	2		1	1
昇任			3	1								4	4

以上、本学では大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針及び諸規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等について、公正、適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、FD の定義を「本学の教員が行う授業及び研究指導の内容及び方法の改善等の教育能力及び研究能力の向上を図るために行う研修等」とし、全教員を対象として行うもののほか、特定の教員を対象として行うものとに区分して実施している。FD 活動は、FD/SD 委員会を中心に担っているが、カリキュラムに関する FD など各課程に特化したテーマについては、必要に応じて、FD/SD 委員会と学部・研究科の各課程の教務委員会等とが共同で企画し実施している。全学での FD については、毎年、研修会やその後の教職員から得られた意見をもとに FD/SD 委員会において研修のテーマ等を検討するとともに、他の委員会等が検討している研修計画について情報集約を行い、活動の充足を確認している。ただ、こうした FD/SD 委員会での検討にあたっては、単科大学であることから全学または学部に主軸を置いたテーマ設定が多くなる傾向にある。そのため、研究科では独自の FD として、教員の研究指導能力向上を目指した研修会を企画・実施している。研究倫理研修や事例研究など、研修会によっては博士課程の学生も対象に含み、プレ FD として実施している。これに加えて、毎月の研究科委員会において大学院を兼務する教授・准教授が輪番で自身の研究報告を行うなど、教員の研究指導の内容及び方法の改善・向上に取り組んでいる（根拠資料 6-15、6-16、6-17）。

全学的かつ複層的に開催する FD 活動については、求める教員像を目指して実施していることを学内で共有するため FD ガイドとして体系化・可視化しており、FD のテーマとなる軸を設定して開催するようにしている（図 1）。具体的には、テーマの軸を、教学、研究、マネジメント、赤十字、国際として定め、さらに教学をテーマとする FD については、①授業レベル、②教育課程レベル、③全学レベルのそれぞれのレベルに狙いを定めた FD であるか対象者が意識できるように明示している。各レベルでの FD について、近年の実績を例示すると、表 6 - 5 のとおりとなる。研究をテーマとする FD については、継続的な取り組みとして、科学研究費助成事業の申請に伴う研修、奨励研究・指定研究発表会、新任教員の教育研究発表会を実施しており、一定の効果があがっていると考えている（根拠資料 6-18、6-19、6-20）。

表 6 - 5

FD のレベル	テーマ（開催年月日）	対象
授業レベル	実習における教授活動に係るワークショップ（平成 30 年 8 月 26 日、令和元年 2 月 26 日開催）	学部の実習指導教員
教育課程レベル	学部の新カリキュラムに向けた検討会（令和 3 年 8 月 30 日開催）	全教員
全学レベル	内部質保証に関する研修会（令和 2 年 8 月 18 日開催）	全教員

FD/SD 研修会の参加率は、100%を目標として研修会企画・運営を行い、授業や実習等で何らかの理由で参加できなかった場合は、その映像を研修会後に期間を決めて配信している。新型コロナウイルス感染症拡大により、オンライン研修やオンデマンド研修を取り入れ、令和2年度と令和3年度の多くのFD/SD研修会は参加率75%以上に達成している。

令和2年度は、特に、教学マネジメントの確立と内部質保証の推進を図る目的で、教学マネジメント研修会を実施した。前期の本学の内部質保証と第3次中期計画を踏まえた全学的取り組みについての研修会では、参加率72.4%で、本学の教員の能力向上、国際活動、ICT活用、DPの活用など教育に関する意見、学生の確保に関する課題と改善についての意見交換が行われた（根拠資料6-21）。また、後期の教学マネジメント指針に関する研修会は教職員の70%が参加し、その後のアンケート（回収率96%）でも教学マネジメント指針について、大変よく理解できたと答えた者が41.2%、どちらかといえば理解できた58.8%であった。また、本学の内部質保証に関する現状と課題について関心をもったものが56.9%であった（根拠資料6-22）。さらに、教員としての能力向上のため、臨床の場で経験を積み、現状の看護実践について学びなおす機会を得たいという意見から短期間の教育研修・研究期間制度規程が新たに作成され運用されている。

令和元年度から令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながらもFD活動は、FD/SD委員会主催の研修会以外に、質保証・IR室、学部教務委員会、研究科教務委員会、研究促進委員会、研究倫理委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会など、他の委員会と連携し、教職員の資質向上のための研修会が開催した。研究促進委員会との協催の研究倫理教育セミナーはコロナの影響を踏まえて、外部講師を招くことを控え、ビデオ視聴によるセミナー受講形式とし、教職員全員が視聴した（根拠資料6-23）。また、感染防止のために、ICT化を導入し教育に活かすことを目的に、質保証・IR室、学部教務委員会と連携し、多くの研修会が開催された。「ICTを活用した双方向型授業及び自主学习支援ツールの使用方法についての研修（参加率75%）」、「ICTを活用した双方向型授業及び自主学习支援ツール（Moodle）の使用方法についての研修：概論（参加率83%）、演習（参加率85%）」は教職員の関心が高く、教員の教育力を高めることに貢献した（根拠資料6-19）。

令和3年度には、特に、新カリキュラムに向けた研修会を開催し、全員の教員が参加し、カリキュラムとしての学修成果の可視化とカリキュラムとしての学修成果の評価方法についての内容で実施され、カリキュラムの構成、運営、実施、評価等について理解を深め、カリキュラム改正に向けた本学の取り組みを知り、各教員の参画につながる機会となった（根拠資料6-24）。また、令和3年度は、目的に応じたFD/SD研修会を開催し、大学教職員の質向上のための研修のうち教育能力向上を目的として赤十字の基本理念に対する理解を深める研修会を実施し、教職員の参加率100%で、その後のアンケート（回答率76.0%）において、自校教育を行っていく上でも、教職員が赤十字のことを理解しておくことが重要であるという意見を認めた（根拠資料6-25）。さらに、研修科領域代表者会議と共催で研修指導のための研究能力向上のための研修会として事例研究のFD研修会を開催し、教員の参加率79%で、学生に対する的確な研究指導法を考えるためのヒントを得ることができたという意見を認めた（根拠資料6-15）。さらに、本学では毎年1回、新任教員の教育研究活動を発表する機会をもっている。令和3年度の新任教員の教育研究発表会の参加率100%で、

その後のアンケート（回収率 79.5%）により、自己の教育活動の参考になったことを述べられていた（根拠資料 6-26）。

以上より、FD の取り組みが、教員の各種活動の活性化や向上につながっていると判断できる。

なお、FD に関連し、SD についてもガイドとして整理した（図 2）。SD は、事務職に従事する事務局所属職員（司書・技術職員含む）を主眼に整理しているが、事務職員のみならず学長等の経営会議構成員や教育職員など、全ての教職員を対象としている。SD ガイドは、事務職と教育職の職位ごとに求められる研修を階層別研修、目的別研修として、基礎知識、語学、教育課程・学生支援、大学評価、外部研修、自己啓発の区分で各 SD 研修を示し、職位ごとに求められる資質や役割を認識し研修を受けることにつながっている。

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育活動の評価と教員表彰制度として、令和元年度から学部科目について、Good アクティブ・ラーニング賞を設け FD/SD 委員会で選考し表彰を行っている。この表彰に関しては、制度運用するため、令和 2 年度に、学生の科目別到達目標の達成度、授業評価アンケート、教員の科目の自己評価の結果をそれぞれ得点化し、合計得点より評価することを規程として整えた。本制度に則り学部の授業において貢献した科目担当教員を表彰し、報告会を行っている（根拠資料 6-27、6-28）。

さらに、令和 3 年度、教員の教育活動以外に、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価を行う大学貢献賞表彰制度を整備し、教職員の活性化につなげている（根拠資料 6-29）。

図1 FDガイド

2021.8 FD/SD委員会

日本赤十字九州国際看護大学 教員研修 (FD) ガイド

このガイドは、本学の教員像を分かりやすく明示し、教員が身につけるべき資質・能力を整理し、それらの資質・能力の向上を目指した教員研修(以下、ファカルティ・デベロップメント:FD)を体系化したものです。FDとは、本学の教員が行う授業及び研究指導の内容及び方法の改善等の教育能力及び研究能力の向上を図るために行う研修等をいい、全教員を対象として行うもののほか、特定の教員を対象として行うものをいいます。本学が、大学設置基準第25条の3並びに大学院設置基準第14条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)の定めに基づき行うFDは、本ガイドに沿って実施します。
 なお、大学設置基準第2条の3並びに大学院設置基準第1条の4(教員と事務職員等の連携及び協働)の趣旨に鑑み、事務職員についても、内容により対象となります。

求める教員像

本学は、次のような教員を求める。

- 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- 看護学教員においては、自律的に看護を実践できる能力を有する人
- 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- 学術団体、職能団体、地域社会等に貢献する意思と相応の実績を有する人

■ 教員研修体系

区分	教 学	研 究	マネジメント等	赤十字	国際
大 学	学生生活支援・合理的配慮を必要とする学生対応研修 大学のジェネリックスキルに関する研修	科学研究費助成事業の申請に伴う研修 研究倫理研修(APRIN含む)	大学教職員の質向上のための研修(研究能力向上) 奨励研究・指定研究発表会	赤十字関連科目の受講	英語力向上のための研修
教育課程	新任教員FD研修 ICT活用研修 カリキュラム検討研修 シラバス作成研修	教育研究・研修期間制度 教員の教育研究発表会	学長基本方針説明 教職員の健康管理についての研修 一次救命処置・BLS研修 コンプライアンス研修 ハラズメント研修	赤十字関連科目の受講	
授 業					

※教学の区分「大学」、「教育課程」、「授業」は日本赤十字九州国際看護大学 教学マネジメント体制図の用語に基づく。
 ※教学のFDの目的・内容は区分に応じた内容に配慮する。

図2 SDガイド

2021.7 FD/SD委員会

日本赤十字九州国際看護大学 職員研修(SD)ガイド

このガイドは、本学の職員像を分かりやすく明示し、職員が身につけるべき資質・能力を整理し、それらの資質・能力の向上を目指した職員研修(以下、SD)を体系化したものです。ここでは、事務職に従事する事務局所属職員(司書・技術職員含む)を主眼に整理していますが、SDは、事務職員のみならず学長等の経営会議構成員や教育職員など、全ての教職員を対象としています。本学が、大学設置基準第42条の3並びに第2条の3、大学院設置基準第43条並びに第1条の4、本学職員就業規則第59条の定めに基づき行うSDは、本ガイドに沿って実施します。

求める職員像

本学は、次のような職員を求める。

- 本学の理念・目的及び教育目標を理解する人
- 赤十字の基本原則を理解し、その実践に努める人
- 学内外の関係者との信頼・協力関係を築ける人
- 多面的・総合的視野を持って、自律的・創造的に業務を遂行する人
- 職員として身につけるべき資質と能力の向上に努める人

日本赤十字九州国際看護大学「求める職員像」参照

職員が身につけるべき能力・資質 本学の職員として、身につけるべき能力・資質を次のとおり定義する。

- ① 知識・識見 業務に必要な知識を有し、役割を認知して、知識・技術の修得・向上に努めること。
- ② 企画立案力・構想力 業務を正確に理解し、課題を発見・分析して、対応策の企画立案・提案に努めること。
- ③ 意思決定力・判断力 明確な基準を持って、迅速・適切に意思決定・判断し、自律的な判断に努めること。
- ④ 行動力・実行力 安定した態度で、機敏な行動を取り、意欲的・主体的な業務遂行に努めること。
- ⑤ 折衝・調整力 内外の人脈を活用し、関係者と良好な関係の下、解決策の提案・調整に努めること。
- ⑥ チームワーク・統率力 方針を確認して「報連相」を的確に行い、相互の信頼・協力関係の構築に努めること。
- ⑦ 接遇・安全管理行動等 相手の立場に立ち柔軟かつ適切な対応をし、業務上の安全管理に努めること。
- ⑧ 参加意識・経営意識 参加・経営意識を有し、資源を有効に活用して、業務の合理化・効率化に努めること。
- ⑨ 法令遵守・服務規律 関係法令や規則を遵守し、倫理上の自己管理を行い、服務規律の維持に努めること。
- ⑩ 問題解決力・組織管理力 問題に関する因果関係の把握等、情報を分析し、課題を見極めた行動に努めること。

学校法人 日本赤十字学園 職員勤務評価実施要綱 一般職員用勤務評価記録簿「評価要素・着眼点」より

■ 職員研修体系

区分	階層別研修	目的別研修				外部研修	自己啓発
		基礎知識	語学	教育課程・学生支援	安全・安心		
事務局	経営会議構成員・教授 准教授・講師・助教 若手・中堅職員勉強会 新規採用者説明会	FD/S D委員会企画研修 赤十字関連科目の受講 新規採用者説明会	英語力向上のための研修	キャリア支援・就職支援関連研修 奨学金・修学支援関連研修 カリキュラム・コーディネーター養成研修	健康安全管理教育 一次救命処置・BLS研修 研究倫理研修 コンプライアンス研修 ハラズメント研修	福岡未来創造プラットフォーム主催研修 九州大学基幹教育院 次世代型大学教育開発センター主催 専門的職員養成研修 日本看護系大学協議会主催研修 日本私立看護系大学協議会主催研修 その他各種団体主催研修 日本私立大学連盟・協会等 私立大学情報教育協会等 日本能率協会	文献・書籍による自学自習 外部団体主催講座の受講等
教育職員	経営会議構成員・教授 准教授・講師・助教 若手・中堅職員勉強会 新規採用者説明会	FD/S D委員会企画研修 赤十字関連科目の受講 新規採用者説明会	英語力向上のための研修	キャリア支援・就職支援関連研修 奨学金・修学支援関連研修 カリキュラム・コーディネーター養成研修	健康安全管理教育 一次救命処置・BLS研修 研究倫理研修 コンプライアンス研修 ハラズメント研修	福岡未来創造プラットフォーム主催研修 九州大学基幹教育院 次世代型大学教育開発センター主催 専門的職員養成研修 日本看護系大学協議会主催研修 日本私立看護系大学協議会主催研修 その他各種団体主催研修 日本私立大学連盟・協会等 私立大学情報教育協会等 日本能率協会	文献・書籍による自学自習 外部団体主催講座の受講等

点線枠の研修は、令和2年度時点では開催されていないが、本学独自の人材育成研修として実施に向けた検討を行う。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、年間を通して、経営会議が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している（根拠資料 1-32）。その結果より、令和2年度に「求める教員像」、「教員組織編成方針」を修正した。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部において、充足が必要な人材については人事委員会及び経営会議で検討し、人材確保に向け適切な昇任や採用募集活動につないでいる。令和6年度以降のカリキュラム改正が決定されたことを踏まえ、教育体制の適切性を検証し改善・向上を図っている。

研究科において、令和4年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図っている。

（2）長所・特色

- ・ 本学の目的である、赤十字の人道的任務に関わる看護専門職の育成のために、海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。また、FD/SD研修として、赤十字の国際救援活動に関する研修会を実施している。これらは、本学の目的の実現に資する事項であり、本学の卒業生の多くが、赤十字施設に就職していることから成果がみられると判断できる。
- ・ 令和元年度から令和2年度にかけて、教職員の能力向上のためのFDガイドと教職員の管理運営の資質向上のためSDガイドを作成し、本学の目的の実現のために体系的にFD/SD研修会を実施することが可能となった。
- ・ 令和2年度に、教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。また、令和3年度に、教員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価として大学貢献賞受賞制度を整えた。これによって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価ができ、その結果の活用が可能となると期待できる。

（3）問題点

- ・ 教員組織の編成方針に基づき募集活動を行ったが一部の領域で教員確保ができなかった。

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編成し、教員組織の適切性につ

いて定期的に点検・評価を行っている。これより、大学基準に照らして良好な状態であり、大学の理念・目的に基づいた、教員・教員組織の編成が概ね適切に行われている。教員組織の編成方針に基づき募集活動を行った結果、一部の領域で教員確保ができなかったため、学部では令和 6 年度以降のカリキュラム改正が決定されたことを踏まえ、研究科においても令和 4 年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図る必要がある。

FD/SD 活動について、FD ガイドと SD ガイドを基に、FD/SD 委員会と他の委員会組織が連携して研修会を開催している。教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。令和 3 年度、教員の教育活動以外の研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価について検討を行っている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力を持った看護専門家の育成および看護学の発展に寄与することを理念・目的としている。この理念・目的を踏まえて令和元年に学生支援に関する方針を定めた。学生支援に関する方針は学部及び大学院ともに学生便覧等に掲載し、学内外に公表し、その内容に基づいた支援を行っている。方針では、学生が学修・研究に専念し、有意義な大学生生活を送るために、①修学・研究支援、②生活支援、③キャリア支援の3つの方針での支援を定めている（根拠資料1-4, p. iii）。

- ① 修学・研究支援では、学生が学修・研究に専念できるように環境整備に努め、奨学金制度、経済支援等の充実により経済的な側面からも支援を行う。具体的な支援内容としては、アカデミックアドバイザー（AA）等による相談体制の整備、気がかり学生の情報収集と支援体制の整備、学習環境や課外活動の活性化に向けた整備、奨学金制度の充実、障がい学生への支援体制の整備を行っている。
- ② 生活支援では、学生の人権尊重を基本とし、一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために、必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、自らが主体的に研究・学習活動ができるように支援を行う。具体的には、健康管理体制の整備、相談体制の整備、正課外活動の支援、危機管理体制の整備を行っている。
- ③ キャリア支援では、学生自らが職業の適性、専門職としての潜在能力、希望・動機を確認することで自身にとってふさわしいキャリア形成が行えるよう、必要な情報提供等の支援を行う。具体的には、キャリア形成支援のための各種講座を実施している。

上記方針の実現のため、全学的な学生支援に係る各種施策は、学生支援委員会が中心となり、教員、職員、保健室職員等の教職協働による学生支援体制を整備している。さらに、学部の教務委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会等が連携を図り、支援体制を強化している。加えて、大学院生のみを対象とする支援策の企画実施については研究科の教務委員会が補完する体制としている。これらの取り組みを進める中で課題となる事案については、教職員会議で情報を共有し全学的に学生支援に取り組んでいる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補修、補充教育
- ・正課外教育
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、学部・大学院共に「学生支援に関する方針」を定め、学部では学生支援委員会、大学院では研究科教務委員会が管轄し、修学支援、生活支援、進路支援の観点から、学生支援に取り組んでいる。以下、評価の視点ごとに詳述する。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学生支援に関する方針を実現するため、全学的な学生支援に係る各種施策は、学生支援委員会及び研究科教務委員会を中心に担い、事務局学務課学生支援係等との連携のもと、企画検討・実施・評価を担当している。さらに、学部の教務委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会等が連携を図り、支援体制を強化している。単科大学であるため、学部生対象の施策を大学院生にも適用する場合も多いが、大学院生のみを対象とする場合は、別途、研究科教務委員会が施策の検討実施・評価等を行い、補完する体制としている。これらの取り組みを進める中で課題となる事案については、教職員会議で情報を共有し全学的に学生支援に取り組んでおり、教員、職員、保健室職員等の有機的な連携のもと、教職協働による学生支援体制を整備している。

特に学部においては、学生支援委員会の委員が分担する方法で各学年担当を配置し、学年全体にかかわる課題については、学年担当が中心となり指導を行っている。これに加えて、平成30年度に、アカデミック・アドバイザー制度を導入した。アカデミック・アドバイザー制度とは、少人数制で異学年相互の学習機能の向上を狙った縦割り形式のゼミナール（以下、「ゼミ」という。）であり、教員一人が14～16名の学生（各学年3～5名）を担当している。ゼミは30ゼミを基本として編成し、助教以上の教員を主担当者として編成している。アカデミック・アドバイザーは、学生の課題に応じて個別面談を実施し、学生がいつでも相談できるような関係性を構築している。また、異学年での情報共有の機会をつくるため、年2回程度のゼミを開催している。個々の学生への対応については、アカデミック・アドバイザーが学生の相談を受けるが、大学生活全般に関することやキャリア支援に関することは学務課学生支援係と協働し対応している。健康状態やメンタルヘルスに関することは、学校医や保健室職員、学校カウンセラー等と連携をしながら対応を行っている。また、課題がある学生の対応については、学内で情報共有をしながら対応を行う必要があるため、学生に関する情報収集と支援体制を整備している（図1）。このような教職協働体制の整備により、少人数の教職員でも有効かつ適切な学生支援につなげている。特に教員は、講義や実習等でタイムリーに対応できないことがある。その為、学務課は、一次相談窓口として機能しており、多くの学生が利用しており重要な役割を担っている。メンタルヘルス不調を訴える学生の対応については、協議すべき内容を対応および教職員の基本姿勢を整備し支援を行っている（図2）。さらに、メンタルヘルス不調を訴える学生への教職員の対応能力向上のため、研修会を実施している（根拠資料2-3, p. 65-66、7-1、7-2、7-3）。

研究科においては、主に指導教員が学部のアカデミック・アドバイザーの役割を担っており、入学から卒業まで一貫して研究指導及び学生支援を行っている。学務課は学部同様、大学院生にとっても一次相談窓口としての機能を果たしている。

図1 学生に関する情報収集と支援体制

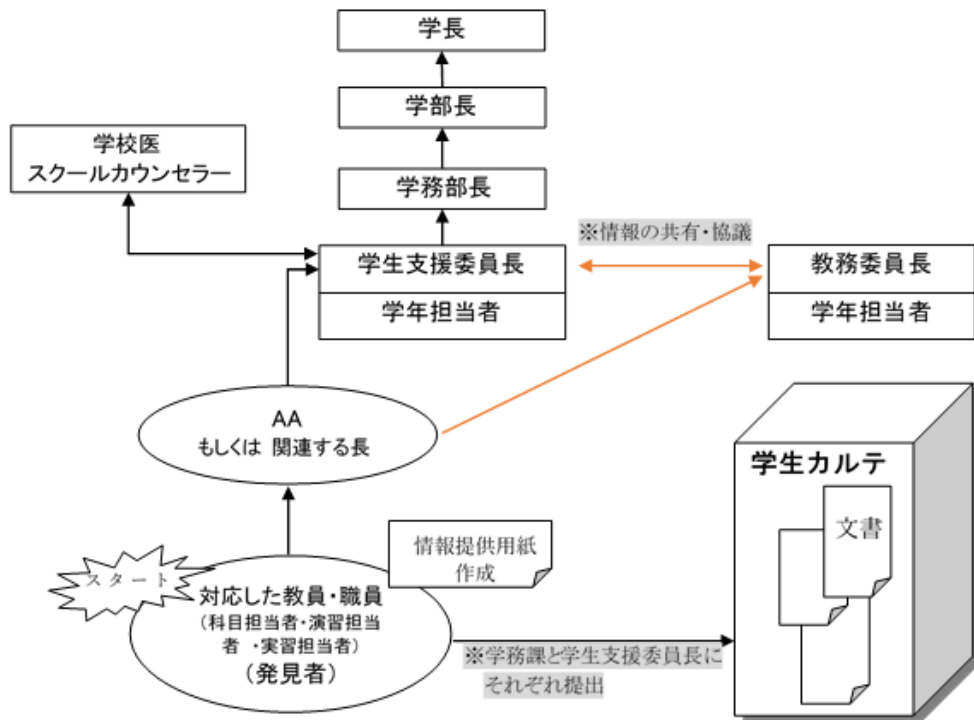
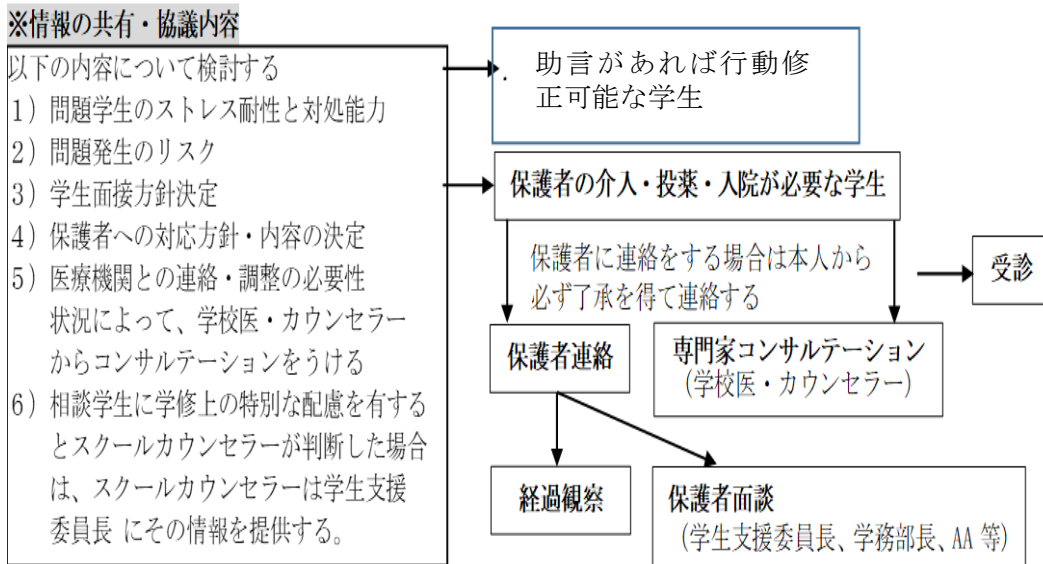


図2 メンタルヘルス不調を訴える学生の支援体制



評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

1) 学生の能力に応じた補修、補充教育

研究科においては、指導教員が個々の学生の研究の進捗状況に応じ助言等を行うことで、適切かつ有効な補充教育に繋げている。学部においては、以下の詳述のとおり、入学から卒

業までの過程における適切な時期に、入試委員会、教務委員会、学生支援委員会等の関係委員会が連携し、必要な支援策の企画検討・実施・評価に取り組んでいる。

まず、入学時においては、入学生が高校時代に学んできた基本的知識を再確認し、専門的知識を身につけることができるよう、例年入学式前に3日間、理科系科目の補講および確認テストで構成する入学前補講を実施している。令和2年度、新たな試みとして理科系科目と看護との連動および理科系科目の学習目的を理解できるよう「看護における生化学」を追加し実施する予定であった。しかし新型コロナウイルス感染症の影響により入学前補講は中止せざるを得なくなった。令和3年度は、令和2年度に予定していた計画を実施している。また、解剖生理の課題（人体の仕組みと働き要点整理&ドリル）を入学者予定者全員に課し、一年次前期科目の事前学習としてつなげている。今後に向けて効果的で継続的に補習ができるe-Learningの導入を教務委員会、入試委員会合同で検討している。

在学期間中は、成績不振の学生に対しては、学生の能力に応じた講義内容を検討し補講を行っている。学生の主体的な学びをサポートする環境整備として、学内無線LANの整備や自習スペースとしてラーニングコモンズや情報処理室、CALL教室を開放している。

また、国家試験受験対策支援として、学生支援委員会に担当者を配置し学生の支援を行っている。国家試験対策は、各学年の学生数名が対策委員となり、学生が主体となり模擬試験の実施や試験後の解説会、苦手科目克服のための補講の企画を行い、学生の希望を尊重しながら、学生支援委員の担当者が運営の支援を行っている。

2) 正課外教育

学部では、学生の学修成果は、正課のみならず正課外の活動を通じても培われるものであると捉え、カリキュラム・ポリシーにも「学修成果を活かして社会の発展に関与できるよう、実習施設・就職施設・地域社会等とも連携し、正課並びに正課外プログラムを実施する」旨を明示している。正課外活動での多様な学修成果を可視化するために、令和元年に正課外活動ガイドラインを作成した。本ガイドラインにおける「正課外活動」とは、単位付与を目的とする教育課程上の科目等ではないが、本学のディプロマ・ポリシーに照らし教育的効果が期待される実践的・学術的活動と定義し、正課外活動とディプロマ・ポリシーの関連を示した。例えば、福岡赤十字病院看護部が企画実施する病棟内でのクリスマス・キャンドルサービスへのボランティア活動の参加は、ディプロマ・ポリシー1-②（1. 人間の尊厳と権利を擁護する力②赤十字の理念である人道に基づき、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護することができる。）に関連する、などである。

令和2年度より活用を予定していたが、コロナ禍における活動制限のため令和3年度後期より活用を開始した（根拠資料7-4、7-5）。これらの活動は、学生自身がポータルサイトに連動したポートフォリオに入力し管理できるようにした。

3) 障がいのある学生に対する修学支援

合理的配慮を必要とする学生に対する支援ガイドラインを平成30年度に作成した。障がい学生から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、ガイドラインに基づき対応を行っている。相談窓口は学務課学生支援係とし、関係各部署が連携を図り支援を行うことができるように障がい学生支援体制フローチャートを作成している。支援

については、学生がその障がいにより学ぶ機会の平等性が損なわれないよう、修学支援を希望する者に対して学生の障がいの状態・特性に応じて支援を行う。申し出があった場合、入学までの期間に必要な支援内容を確認し受け入れ体制を整備し、入学後は、学修支援、生活支援、就職支援に分類し内容を検討している。これまでに、弱視やLGBTQプラスの学生から支援の申し出があった。弱視学生については、学内生活における支障はなかったが、修学に対しては資料拡大や座席位置配慮を行った。臨地実習に関しては受け入れ施設との調整を行い、学生の視覚をサポートするために視覚補助教員を配置し、病院との連携を図り実習を修了できるように支援した。国家試験受験に関しては受験申請時に視覚に対する配慮の申請を行い、合格することができた。LGBTQプラスの学生に対しては、障がい学生支援フローチャートに基づき、学生の希望を確認しながら、更衣室等の環境調整を行った。加えて、臨地実習においては、施設の教育担当者と連携を図り、更衣室等の環境調整を行った（根拠資料7-6、7-7、7-8）。

4) 成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振学生については、学部ではアカデミック・アドバイザーが、研究科では指導教員が中心となり把握し指導を行っている。特に学部では、カリキュラム・ポリシーに「科目担当教員と、学修・生活上の指導助言を行うアカデミック・アドバイザー教員とが連携し、入学から卒業まで一貫して、ディプロマ・ポリシーに示す力を身につけられるよう、きめ細かで効果的な学修支援を行う。」と明示しており、平成28年に導入したポータルサイトにあるポートフォリオを利用して学生と教員が履修状況等をデジタルで共有できるようになった。学生には、入学から卒業まで、自身の将来の夢・目標、自己評価などの学修履歴をポートフォリオに適宜入力するよう指導している。アカデミック・アドバイザーは、個人面談を行う際に入力情報を活用しながら学生の指導を行うことができている。また、出欠管理も可能となった。成績不振学生は、授業の欠席が多くなる傾向もあり、欠席しがちな学生は、科目担当からアカデミック・アドバイザーに情報が共有されサポートできるように基準を設けて、AAサポートガイドに明記し学内で共有している。アカデミック・アドバイザーは、その情報をもとに個人面談等を行い指導している。指導内容は、学生に関する情報収集と支援体制に基づき学内で共有し、学内全体で継続して支援を行っている。

5) 留年者及び休学者の状況把握と対応

各課程の留年者及び休学者は、各期末に教務委員会で把握し必要な対応を講じている。特に学部においては、学生支援委員会と連携をして、保護者を含めた面談を行っている。面談では学修スキルや生活上の課題を確認し、今後の履修についての指導や休学中の生活について協議し課題解決に向けた話し合いを行っている。休学中のサポートは、アカデミック・アドバイザーが行っている。復学時には必要に応じて保護者も含めて教務委員と学生支援委員（アカデミックアドバイザー）で面談を行い、復学後の履修及び生活指導を行っている。

6) 退学希望者の状況把握と対応

学生が退学意思を示すまでの支援は、学部はアカデミック・アドバイザーが、研究科は指導教員が主に担当しており、必要に応じて各課程の教務委員会等に報告し対応している。学

部の退学者は、表1に示すとおりであり、退学理由の多くは、進路変更であった。退学に至るまでに留年をする学生もおり、アカデミック・アドバイザーが支援を行っている。退学希望者には、科目担当者やアカデミック・アドバイザーが事前に学生の意思を確認した上で、保護者を含め、教務委員長や学生支援委員長が中心となり、今後の進路希望を踏まえた助言や支援を行っている。

表1 学籍異動の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
退学数	4	2	8	7	4
除籍数	0	1	0	1	0
中退率	0.9%	0.6%	1.7%	1.7%	0.8%
留年者数	19	11	9	13	11

7) 奨学金その他の経済的支援の整備

経済的支援には、奨学金制度（大学基礎データ表7）や特待生制度、海外研修費補助、ワークスタディがある。本学独自の奨学金制度としては、給付型奨学金制度（学部生対象）、上田奨学会奨学金（大学院生対象）、国際ソロプチミスト福岡大学院助産師教育助成金（大学院生対象）がある。大学院では、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会の奨学金貸与制度、学校法人日本赤十字学園教育・研究および奨学金基金がある。本学の特徴的な奨学金としては、将来赤十字で勤務することを希望する学生のための赤十字奨学金があり、各赤十字病院等から本学を通じて主に学部生に対し募集されるものである。赤十字の奨学生は、就職希望者が受給しておりキャリア支援とも密接な関係があるため、アカデミック・アドバイザーとも連携しながら学生を支援する体制を整備している。令和2年度、新型コロナウイルス感染防止対策のため、学生の課外活動に対する行動制限を行った際は、学生がアルバイトを出来ない状況となり、同年度の学生生活調査においても3割程度の学生が経済的にやや苦しいと回答する結果となった。そのため、教職員、卒業生、赤十字関連施設等から募った支援金と本学の財源を活用し、「新型コロナウイルス感染症対策学生支援給付金」として前後期にそれぞれ1万円を全学生に給付した。

8) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済的支援に関する情報提供は、学生便覧に掲載するとともに、事務室前掲示板及びポータルサイトにて行っている。看護学臨地実習においては、福岡県外の施設でも実習を実施しており、宿泊を伴う場合がある。宿泊に係る費用は、学部生保護者等で構成する「学生支援の会」や本学同窓会「遥碧会」が学生からの申請に基づき間接的・直接的に補助している。宿泊に関する経済的支援の情報提供は、科目オリエンテーションの際に情報提供を行っている。また、各種奨学金や公共機関からの情報等を随時ポータルサイトにて提供している（根拠資料1-4, p.9）。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生からの相談は、学部ではアカデミック・アドバイザーが、研究科では指導教員が中心となり応じ、相談内容によっては、関連部門と連携を図る体制を整備している。学部では、

学修支援については科目担当教員や学務課教務係と、国家試験受験支援については学生支援委員会内に配置する国家試験受験支援担当者と、キャリア支援については学務課学生支援係や学生支援委員会キャリア支援担当者と、アカデミック・アドバイザーがそれぞれ連携して支援を行っている。研究科においては、研究指導教員が大学院教務委員会と連携を図りながらサポートを行っている。健康相談・健康管理については、保健室職員や学生支援委員会健康管理担当者が、心理相談については、外部委託によるスクールカウンセラーによる面談もしくは「日赤九州看護大学生相談ダイヤル」での電話相談にて応じる体制としている。このように学修支援を行うアカデミック・アドバイザー以外にも学生が抱える様々な相談に、専門的な視点で支援ができるように体制を整備している

2) ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制整備

ハラスメント防止策の実施及びハラスメント相談は、ハラスメント防止委員会が所管しており、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程及び日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止規程に基づいて活動している。ハラスメントに関する苦情・相談に対応するため、相談員を配置し、学生からの苦情や相談の申し出を受ける仕組みを学生便覧及びホームページ等で周知している。さらに各期のガイダンスにおいて「ハラスメントのないキャンパスを」というリーフレットを配布し、ハラスメントについての説明を行っている。ハラスメントに関する研修として、年1回、教職員、学生、ハラスメント相談員を対象に、学外から招聘する専門家からハラスメント事案の具体例を示し講話をいただいている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンライン研修講座により実施した（根拠資料1-4, p. 28）。

3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

学生の健康管理は、学生支援委員会の中に健康管理担当者を配置し対応を行ってきたが、令和2年度より保健室職員を配置し学生が保健室を利用しやすい環境を整備した（根拠資料2-39）。また、学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、学生の健康状態を把握している。受診率は、100%を維持している。健康診断の結果、要観察となった学生には、学校医や保健室職員が保健指導し経過を観察している。さらに、学生自らが自身の健康診断結果、アレルギーの有無、ワクチン接種状況等を把握し健康管理が行えるようセルフチェックシートを作成し支援した。セルフチェックシートを活用することで、適切な受診行動や感染管理を行うための健康教育の機会となっている。

メンタルヘルスの支援としてスクールカウンセラーおよび学校医と連携し早急な支援と対応を行っている。更に、第2期認証評価の概況で改善への提言なされたことを踏まえ、学生支援委員会、経営会議で検討した結果、令和2年度には新たにティーペック株式会社と委託契約を締結し「日赤九州看護大学生相談ダイヤル」に365日相談ができる体制とし、手厚く支援を行えるようにした。令和2年度の相談実績については、スクールカウンセラー相談件数が3件、日赤九州看護大学生相談ダイヤル利用件数が8件である（根拠資料1-4, p. 28-29、7-9、7-10、7-11）。

感染予防対策については、抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎）を行い、学内で集団接種ができるようにしている。従前は、入学前に学生が個別にワクチン接種を行うよう指導していたが、点検・評価の結果、接種完了時期によっては十分な抗体ができていなまま実習を開始している学生がいる可能性があるなどの課題が判明し、学内で一斉にワ

クチン接種する機会を提供する方法に改善した（根拠資料7-12、7-13）。さらに、看護実習で必要となるT-SPOT結核検査も行い、自他ともに感染防護に努めている。またインフルエンザについては、冬季の施設実習において学生のインフルエンザ予防接種を義務づけられるところもあり、修学に影響なく接種できるよう学内での集団接種の機会を提供している。予防接種実施情報は、実習指導教員をはじめ教職員にも周知し、接種を呼びかけている。学生支援委員会では、インフルエンザやノロウイルス等の流行時期には関連情報を学生及び教職員にメールで配信し予防的行動をとるよう促している。学生支援委員会は、ノロウイルス等の感染性胃腸炎流行の兆しがあると判断すると、学内約50箇所のトイレ内に消毒薬を設置し、消毒方法や手洗い方法に関するリーフレットを掲示している（根拠資料7-14）。また、様々な感染症のアウトブレイク発生時に迅速に対応できるよう「学校感染症他感染症疾患発生に伴う対応マニュアル」を作成し周知している（根拠資料7-15）。令和2年度からは、COVID-19感染対策として、環境調整（手指消毒剤、環境消毒用シートの配備）、週1回の健康状態調査、有症状時の相談・報告窓口として保健室メールの設定、保健室メール対応体制を整備し、24時間体制で学生の相談を受け付けることができるようにした。また、学年ごとに健康教育の機会を持った。臨地実習においては、感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防護具の配布も行った。

表2 保健室利用件数

年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	26	27	54	27	16

学生生活の安全への配慮として、学部・研究科ともに学生便覧に生活上の留意点を記載し、ガイダンス等で周知している。例えば、犯罪に巻き込まれないための工夫として福岡県警察防犯アプリの紹介、危険ドラッグや急性アルコール中毒に関する注意喚起、盗難や置き引きに関する注意喚起を学生便覧に明記してガイダンスの際に説明を行っている。特に学部では、悪徳商法やクレジットカード、路上アンケートの被害防止については、新入生ガイダンスの際に消費生活センターより講師を招聘し啓発している。また、宗像市及び福岡県における犯罪や薬物乱用の現状と護身術を学ぶために福岡県警宗像警察署生活安全課の職員による講義を依頼している。本学は女子学生が多く、自身を守る護身術習得の要望に応えられるよう、護身術のDVDを図書館におき閲覧できるようにしている。学内に不審者が侵入した際の対応マニュアル（根拠資料7-16）を作成し、各学年のガイダンスで配布・説明している。このマニュアルは前述の警察職員に依頼し適切な対応についてのアドバイスを受け作成したものである。災害等緊急時の対応については、学生便覧に記載し、ガイダンス等で説明を行うとともに、大規模災害マニュアルやアクションカードを作成し、発災直後から速やかに対応し、学生及び教職員の安否を確認する方法を確立した（根拠資料7-17）。安否確認の方法を検証するために抜き打ちで緊急連絡訓練を継続している。令和3年度よりインターネットを活用する安否情報システム「ANPIC（アンピック）」を導入し、初回訓練での24時間以内の報告率は、89.2%であった。

本学は地域に開かれた大学であり、地域の住民が図書館や食堂を利用したり、授業の看護演習での模擬患者役として本学を訪問したりしている。過去に訪問者の体調が急変し、応急処置を実施し救急搬送した経験から、学内での緊急体制の見直しを行った。救命救急処置が

必要な場合の対応として、より速やかに対応できるようコードブルーマニュアルを作成した。そのマニュアルに沿って、年に1度、教職員を対象とした研修や学生も参加する抜き打ち訓練を実施している。

また、研究科においては、安全・衛生への配慮として、COVID-19感染症状況下における大学院生研究室の利用について掲示し安全な学修環境への配慮をしている。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

1) キャリア教育の実施

学生支援に関する方針には、キャリア支援を行うことを明示しており、特に学部では、カリキュラム・ポリシーにもその旨を明示したうえで教育課程の中で、職業観を養うための科目の設定を定めている。学部2年次後期に、「キャリアデザインⅠ」を設定し、キャリア教育を実施している。本科目は、自分の将来像を模索し、看護専門職としてのキャリア形成について考えることを目的としている。授業では、看護職の人材育成や看護職の仕事の特徴、就業の特徴、看護職のキャリアにおける障壁などの学習看護職としての生涯をイメージできるように展開している。また、1年時に実施したジェネリックスキル（PROG）の測定結果をもとに、自身の傾向を分析し、将来像を描きつつ、自身にキャリアについて考えることができている。看護職のキャリアにおける障壁を学ぶ中で、将来像に不安を感じる学生もいるため、エキスパートナースの講演を取り入れ、新人時代からどのように成長したかの体験を聞く機会を作っている。

大学院（修士課程）については、看護コースでは、ほぼ全ての学生が看護職としての仕事を継続しながら通学しているため、キャリア教育の必要性はあまりない。一方で、助産教育コースの学生は、助産師国家試験を受験するための準備と、就職活動をするため、主に助産教育コースを担当する教員と、学務課学生支援係が、情報提供と相談に応じる体制としている。

2) 学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備

キャリア支援を行うための体制は、学部では、学生支援委員会にキャリア支援担当者を配置し、学生支援係と連携を図りながら面接対策講座などのキャリア支援プログラムの策定や求人情報の集約と情報発信を行っている。大学院（修士課程）では、助産教育コースを担当する教員と学務課学生支援係が連携して、学生のキャリア支援を行っている。求人情報は、学生が自由に閲覧できるようにラーニングコモンズ内のキャリアデザインスペースに掲示している。ここには求人情報のみならず、内定を受けた学生が受験した就職試験の体験記録を読むことができるようにしており、多くの学生が利用している。また、赤十字医療施設との連携を強化し、就職後も学生の支援ができるように、キャリア支援担当者が赤十字医療施設へ訪問し情報交換を行っている。就職先へのアンケート調査結果について就職先と共有し情報交換を行うことでキャリア支援のあり方を評価する機会を持っている。

また、平成28年度に文科省の大学教育再生加速プログラム（AP）テーマV「卒業時における質保証の取り組みの強化」に採択された。具体的には、「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指して4年間の取り組みを行った。学生には卒業時4年間の学びの課程が記録されたディプロマ・サプリメント（根拠資料4-75）を発行し、就職先

との連携を行っている。

進学希望の学生に対しては、助産師希望者には本学大学院教員が、保健師希望者には保健師課程担当教員が説明会の開催や、個別に支援を行っている。

3) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

進路指導に関わる指導・ガイダンスは、正課科目と正課外プログラムを連携させて実施している。2年次に正課科目であるキャリアデザインⅠを導入として、3年次からは正課外プログラムを運営している。プログラムは、就活スタート講座で病院研究方法について説明したのち、赤十字施設合同就職相談会、卒業生による講演会などを開催し進路選択の支援を行っている。赤十字合同就職相談会は、赤十字施設への就職希望者以外にも参加しており、看護部長や教育担当者と直接話ができ、自身の進路を考える機会となっている。また、3年次の12月には、主体的に就職活動を進めることができるように就職活動ガイドブックと進路指導票を配布している（根拠資料7-18、7-19）。

学生個々に対する指導は、卒業研究担当教員が行っていたが、平成30年度アカデミック・アドバイザー制度導入後は、4年間を通してアカデミック・アドバイザーが行ない、学生の能力や希望に応じた進路指導を行っている。教員の指導をサポートするために、学生支援委員会でAAサポートブックを作成した。このAAサポートブックは、年度末に見直しを行い、就職活動支援についてQ&A式で説明し、指導時の参考にしてもらえるようにした。さらに、令和2年度よりKMソリューションズと契約を行い、就職活動の最新情報の提供や、個別面接講座を行い、学外の意見を聞く機会を作った。

4) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機関に関する情報提供

博士課程在籍学生を対象に、令和3年度からプレFDを実施として、研究方法に関する学修会を行い、学識を教授するために必要な研究指導能力を向上することについて考える機会としている。

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施

学生の課外活動団体には、スポーツ系7サークル、文化・表現系6サークルが活動している。課外活動施設は、体育館、グラウンド、テニスコート、弓道場があり平日は20時まで使用可能である。サークルごとにサークル室があり活動の拠点となっている。各サークルには専任教員が顧問を務め活動のサポートを行っている。地域へのボランティア活動やオープンキャンパスでの活動など積極的に活動している。しかし、令和2年度新型コロナウイルス感染拡大に伴い活動を制限せざるを得ない状況になった。大学の行動指針に応じて活動が再開できるようにサークルごとに感染対策マニュアルを作成し提出してもらい、学生支援委員長及び副委員長で内容を確認し、安全に活動できるように支援を行っている（根拠資料7-20、7-21、7-22）。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生相互の親睦、学生生活の向上、体育活動の増進を通じて豊かな人間性を培うことを目

的として、学部生全員が会員となる学生自治会がある。学生自治会は、年1回、学部長、学務部長、教務委員長、学生支援委員長と意見交換をする機会があり、個々の学生から集約した意見や要望を学生自治会として大学に伝えている。自治会からの意見・要望については、経営会議等で共有・検討し、学生自治会にフィードバックしている。また、学生意見箱を構内に設置し、学生の要望を汲み取る工夫を講じている。意見箱に投函された内容は、経営会議等で対応を検討し、後日、意見箱の横に大学からの回答を掲示する方法で学生にフィードバックしている。学生自治会は、令和2年度以降、感染症拡大防止のため、自治会活動やサークル活動が制限される中、学生自らが有志団体「バスケット(微・助っ人)」を立ち上げ、新入生オリエンテーションやサークル活動紹介、歓迎会を兼ねたオンラインミーティングなどを企画し実施した。学生支援委員会では、学生および教職員への周知や学外に学生の自主的な取り組みとして紹介するなど、この活動を支援した。令和3年度になりコロナ禍の影響として自治会役員間の引継ぎが十分にできておらず活動が停滞している状況が明らかとなった。学生のみで活動する限界があったため、教員がサポートに入り立て直しを行っている。

研究科では、学生へのアンケート調査を前期・後期に行い、学生の要望を汲み取り、ガイダンス等で学生にフィードバックしている。ここでの要望に応じるかたちで、夜間の学習環境や土曜日の冷暖房等、学修研究環境を整備した(根拠資料7-23、7-24)。

以上のように、本学では、学部・大学院共に「学生支援に関する方針」を定め、学部では学生支援委員会、大学院では研究科教務委員会が管轄し、修学支援、生活支援、進路支援の観点から学生支援に尽力してきた。その結果、学生の中退率や留年数を低く維持できている。さらに、看護師国家試験合格率、就職率ともに90%以上であり、点検・評価項目③で示す学生対象のアンケート結果からも、適切に支援できていると評価できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく点検・評価

学生支援の適切性については、学部では学生支援委員会、大学院では研究科教務委員会を確認し、年2回の自己点検・評価委員会において検証している(根拠資料2-21)。具体的には、下記のように点検・評価を行った。

1. 学生支援体制の適切な整備について

学生支援体制の適切な整備に対する点検は、学生生活調査による学生の意見聴取と年度末にアカデミック・アドバイザーに対するアンケート調査を実施し評価している。令和3年度の学生生活調査では、アカデミック・アドバイザーのサポート状況について1年生は94%、2年生は95%、3年生91%、4年生94%が満足したと回答している。学生からは「親身になって相談に乗ってくれた」「登校できない期間、相談したらすぐに対応してくれた」「家族や友人以外の大切な相談者である」などの意見があった。一方で、満足度が低かった学生の意見は「レスポンスが遅い」「他のAAゼミとの対応の差が激しい」などであった。令和2年度

のアカデミック・アドバイザーへの調査では、ゼミの実施回数は、各期に1回ずつが68%、前期に1回が16%、適宜実施が13%であった。アカデミック・アドバイザー導入時は、年3回期日を決めて実施していたが、個人面談を含めて効果的な支援が行われている状況がわかり、各教員の裁量により実施できるように変更した。アカデミック・アドバイザーの対応の質向上を目指しアカデミックアドバイザーサポートガイドを作成している。内容は活動評価に基づき毎年改訂し、必要に応じて利用ができていたこともアンケート結果から明らかとなっている。以上より、適切な支援が行えていると評価する。

2. 修学支援について

学生生活調査により、学生の学習意欲や学習への専念の状況、学習時間を調査し、学年ごとの学習課題を抽出し、学年担任がガイダンス等で課題解決に向け学習の動機付けやアドバイスをを行っている。修学状況に課題のある学部生に対しては、学生に関する情報収集と支援体制に基づき、学生支援委員会と教務委員会、アカデミック・アドバイザーが連携し対応している。心身の問題を抱えた学生への対応については、メンタル不調を訴える学生の支援体制に基づき学校医やカウンセラーと連携し支援を行っている。以上より、学生の修学支援および課題のある学生の支援は、早期に介入でき体制を整備しており、適切な支援ができていると評価する。

3. 生活支援について

学生生活調査を実施し、アルバイトの有無を含む大学生生活全般に課題がないかどうか等を確認している。調査結果は、全教職員で共有し、学生の生活支援に活用するとともに、学生へのフィードバック資料を作成・公開している。また、例年9月に開催している学部生保護者懇談会においても本指標を用いて学生の学修状況及び学修成果を説明している。

看護学実習に関連した予防接種等の感染対策や、学生個々の健康管理の周知・対応できるよう学生支援委員会、実習委員会、各科目担当教員、学校医、健康管理担当責任者、保健室職員、事務局学務課で情報を共有し、協働している。また、心身の健康問題を抱えている学部生・大学院生についても関連委員会、関係教職員間で共有し、必要に応じて介入及び専門家に引き継ぎ健康管理並びに生活への支援を行っている。学部生・大学院生並びに教職員全員がハラスメントに関する基本的知識を理解し、防止への意識を向上している。ガイダンス等を通して学内の制度について周知し、課題を早期に発見及び予防できるように取り組むことができている。以上より適切な支援ができていると評価する。

4. キャリア支援について

進路支援については、今後も国家試験合格率、就職内定率100%を目標とし、学生主導の国家試験対策を支援するとともに、就職、進学についてはキャリア支援担当教員が中心となり、アカデミックアドバイザーと連携し進路及び就職活動支援を行っている。令和2年度の看護師国家試験合格率は、看護師95.8%、保健師93.3%であった。就職率は100%であり、就職を希望する学生全員（ほぼ全員）が就職できた。進学については90%の合格率であり、適切に支援ができていると評価する。助産教育コースでは、助産師国家試験合格率は100%、就職率も100%であり適切に支援が出来ていると評価できる。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年、年2回、自己点検・評価委員会において適切性を検証した結果、具体的には、下記

のように改善・向上を行った。

学生を支援する体制として、平成30年度よりアカデミック・アドバイザー制度を導入した。それまでは、学生支援委員会の委員が分担する方法で各学年担当を配置し、学年全体にかかわる課題については、学年担当が中心となり指導を行ってきた。この体制は、毎年度、担当教員を変えるため、当該学年の一部の学生への支援に偏る傾向があり、担当教員のみでは当該学年の全ての学生に対して支援の手や目を充分に行き渡らせることが難しい側面があった。また、毎年度教員が交代するため学生の進級時あるいは留年時に教員間で学生情報の引継ぎを行うことが難しく継続支援や異学年の学生間の交流に課題があり、4年間を通して支援することが十分ではなかった。それらの課題を改善するため、従来の学年担当を置きつつアカデミック・アドバイザー制度を導入した。アカデミック・アドバイザーが4年間を通して学生を支援することにより、学生の学修課題や希望を尊重しながらきめ細やかな支援を行うことができている。

正課外活動の支援については、正課外活動の規定を作成した。今後の活動推進に向けて、学生への周知と活動支援を行うべきところではあるが、コロナ禍における規制により実現できていない。今後は、コロナ禍における活動の在り方を検討し支援する必要がある。

経済的支援については、奨学金制度等を充実させ支援を行っている。しかし、コロナ禍におけるアルバイトの制限等で、経済的負担感を感じている学生がいる。ワークスタディなどを検討し、新たな経済的支援を検討する必要がある。

研究科では学生支援に関する方針に基づき、中間期に進捗状況を、年度末に最終評価を行い次年度の課題を明確にしている。修士課程、博士課程における、学習環境に関するアンケートの内容は例年見直しを行っている。令和2年度はコロナ禍においてどのような影響があるのか、経済支援、学修支援を重点的にアンケート調査し、不安を抱える学生の声を把握し、印刷費用軽減のために、講義資料の配布が出来る科目に対して講義資料を学生に郵送し、印刷費用の負担がかからないようにした（根拠資料7-24）。

（2）長所・特色

- ・学生支援体制の整備として、平成30年度に、アカデミック・アドバイザー制度を導入した。
令和3年度の学生生活調査では、アカデミック・アドバイザーのサポート状況について学生の90%が満足した、と回答しており、学生生活全般を支援できている。
- ・学生の心身への支援として、令和2年度以降、COVID-19感染対策として、環境調整（手指消毒剤、環境消毒用シートの配備）、週1回の健康状態調査、有症状時の相談・報告窓口として保健室メールの設定、保健室メール対応体制を整備し、24時間体制で学生の相談を受け付けることができるようにして支援し、大学構内での感染拡大を防ぐことができている。
- ・学生に対してきめ細かな進路支援を行った結果、令和2年度の国家試験合格率は、看護師95.8%、保健師93.3%、助産師100%であった。また、就職率は100%であり、進学については90%の合格率であった。このことから、進路支援として優れた成果をあげていると評価できる。

（3）問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学では、学部・大学院共に学生支援に関する方針を定め、学生便覧やホームページに継続的に掲載し、公表している。

学生支援は、学部では学生支援委員会、大学院では研究科教務委員会が管轄し、平成27年度に受審した第2期認証評価の結果を受けて、点検・改善に取り組んできた。

具体的には、学生支援体制は、従来行っていた担任制度から、アカデミック・アドバイザー制度に変更した。従来の方法では、4年間を通して支援することが十分ではなかったが、アカデミック・アドバイザー制度を導入したことにより、4年間を通して継続的に支援を行うことができ、学生の課題に応じて個別面談を実施し、学生がいつでも相談できるような関係性を構築することにより、学生にとってアドバイザーは良き相談相手となった。

キャリア支援については、学生支援委員会内にキャリア支援担当を配置し、キャリア支援に関するプログラムの充実化を図ることができた。

健康状態やメンタルヘルスに関することは、学生支援委員会内に健康管理担当教員を配置する共に保健室職員を配置し、学校医や学校カウンセラー等と連携をしながら支援を行っている。

以上より、大学基準に照らして極めて良好な状態であり、学生支援に関する取り組みは卓越した水準である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方略を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」、さらに学生や教員の研究活動については、「研究推進基本方針」を定めている。また、COVID-19 パンデミックへの対応から ICT 化の推進が求められ、令和3年4月にデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進計画を策定した。各方針はホームページで公表している。また、教職員ハンドブックに掲載し、教授会、教職員会議等において周知している。以上より、本学において、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方略を適切に明示している、と判断できる（根拠資料 2-3, p.70-76、2-59、8-1、8-2、8-3、1-35）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備していると判断できる。以下、詳述する。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

校地面積については 54,841 m²を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。校舎面積についても 11,047 m²を確保しており、大学設置基準上必要な面積と比較しても十分な校地・校舎を整備している（大学基礎データ表1）。大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。本学は令和3年に開学20年を迎えた。経年劣化による修繕は平成23年度に補修を実施し、その後も設備備改修を含め逐次行っている。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

令和2年度、コロナの影響により急遽オンライン授業への対応を迫られた。そこで、新型コロナウイルス感染症対策本部に ICT 教育検討ワーキンググループを設置し、教職員向けに Teams や Forms などを用いた教材作成や zoom での授業動画の撮影と編集に関する研修会を企画・実施した（根拠資料 4-44、4-45、4-46）。学生向けにも授業へのアクセス方法、授業動画の視聴、課題の提出方法等について、学年別に研修を行った（根拠資料 4-42、4-43）。令和3年度には、当該ワーキンググループを経営会議直下の ICT 推進会議に改組し、継続して ICT 教育の推進に取り組み、LMS（Learning Management System）として Moodle を導入し、その使用方法についても教職員および学生への研修を数回実施した（根拠資料 8-4、4-25、8-5）。パソコン操作に慣れていない学生には、個別に指導する機会を設け対応した。

また、本学では、ICT 機器として、情報処理室のパソコン 66 台、CALL 教室のパソコン 54 台、ラーニング・コモンズ 10 台、図書館 20 台を配置し、学生が学内で使用できるように整備している。パソコンを持っていない学生がオンライン授業で困らないよう貸し出し用の iPad20 台を準備したが、利用者は少なかった。その理由は、1 年生は高等学校でオンライン授業を経験しているため、すでに何等かのデバイスを持っていたこと、また、上級生は学習課題や発表資料等でパソコンを使用する機会も多く、ほぼ全員がパソコンを所有していたこと等が考えられる。学生の情報機器必携に備え、台数や環境を整備する（根拠資料 8-6）。

ICT 推進会議はネットワーク環境や ICT 機器に関する現状の課題を分析し、DX 推進計画およびそれに基づく重点計画を立案した。その概要は①学内基幹ネットワークの拡張・強化と授業や教材のデジタル化を想定した総合的なシステムの更新、②業務改善のための推進事業、③ファイルサーバーへのアクセス範囲の拡張、④データ管理、である。以下、具体的に述べる。

①については、学内ネットワークシステムは開学時に開設したものから更新が進んでいなかった。進化が早い先進的な最新デジタル技術を有効に活用できるシステムの構築検討にあたり通信回線と通信機器に課題があった。現在、既存のネットワークの設定変更および新規回線の増設を進めている。学修環境の向上のために講義室のプロジェクター、マイク、遠隔授業用カメラ等を令和3年度中に取り替える。これにより授業動画の収録や共有が容易になり、さらに LMS を活用することで学習の質を向上させることができる。②については、日進月歩で進化する ICT に適応するために計画的な ICT 教育に特化した携帯性にも優れた高性能な情報機器を整備する。③については、シン・テレワークシステムを導入した。これにより在宅勤務や実習施設からのアクセスも可能にし、より業務を効率化できる。④については教学マネジメント指針に示された各種データの整理と管理を行い、IR の充実と強化を目指す（根拠資料 1-35）。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針にもとづき計画的に整備し、自己点検・評価を実施している。特に臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的実施し、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。

近年シミュレーション教育の重要性と充実がますます求められている。本学では認定看護師教育課程研修生用に購入した心電図モニターや人工呼吸器を装備する高機能シミュレーター(人体模型)を学部や大学院生の教育でも使用し、映像機器と連動させることでより臨床現場に近い状況を再現している。実習棟3階・4階には医療・福祉施設、助産施設を模した実習室があり、看護物品・医療器具も常時点検補充を行っている。講義演習時以外は、学生の申し出により開放し、技術練習に支障がないよう体制を整えている(根拠資料7-20)。実習室での身体侵襲を伴う看護技術演習に際しては、十分な教員を配置し教員指導の下、安全に留意している(根拠資料8-7)。

令和2年度はコロナの影響を受け、実習受け入れ中止の連絡が相次ぎ、学内実習への切り替えを余儀なくされた。そこで、臨床現場で遭遇する事例の看護展開(ロールプレイを含む)、臨床現場と大学をzoomでつなぎ臨床現場の見学やケース・カンファレンスの実施、360度カメラで臨床現場を撮影し、その映像をVRで視聴する疑似体験学習等、ICTも活用しながら対応した。また、大学院助産教育コースでは助産演習に必要な分娩介助演習モデル、腹部触診モデル、助産診断シミュレーター等を整備し活用している。

安全及び衛生については、安全衛生委員会が主に担当し、点検・評価を行っている。学生や教職員からの意見もふまえ、学内の安全衛生管理に努めている。感染症流行時期には、関連する委員会や部署、学生らと連携し、情報配信とポスター掲示による啓蒙活動、消毒薬の設置等を実施している。

本学は宗像市と災害時における支援協力に関する協定を結んでいる。令和3年度には、危機管理委員会が中心となり、専門家による災害時のインフラストラクチャー(インフラ)を含む災害時の整備状況の調査を実施した。その結果、構造上の問題(ほぼ全ての建物にガラスが多く使用されていること、一方向への壁が多く直交する壁が少ないこと等)に加え、機器や棚等の固定が不十分であることを指摘された(根拠資料8-8)。指摘事項については改善に取り組み、災害発生時、地域住民の避難所として活用できるよう整備する。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応についてである。本学の主要校舎は3棟あり、各校舎の1階には多目的トイレ、建物の中央にエレベーターが設置されている。各校舎は廊下でつながっている。また、廊下や空間は十分なスペースがあり車椅子等での通行にも問題はない。また、随所にテーブルや椅子などを配置し、本学を利用する人すべてに支障がなく快適に過ごせるよう整備している。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の多様な学習形態に対応するスペースを整備するため、平成29年に実習棟2階の演習室の一部を改装し、ラーニング・コモンズを開設した。ラーニング・コモンズは少人数の授業やプレゼンテーションの練習が出来るプレゼンテーションスペース、組み合わせ自由な机と椅子で人数に合わせた学習が出来るオープンスタディスペース、プロジェクターや映像を利用したグループワークが出来るグループワークスペース1、映像を視聴しながらグループワークが出来るグループワークスペース2、国家試験の過去問や問題集が閲覧できるキャリアデザインスペースがあり、学生は課題や実習のまとめ、プレゼンテーションの

練習など主体的な学習活動の場として利用している。また、地域に開かれた大学として本学が企画する研修の開催、国際を標榜する大学として独立行政法人国際協力機構（JICA）の委託研修事業として実施している外国人研修生受け入れ事業等でも利用している。コロナ禍においては、3つの密を回避するため入室者数の制限①テーブルと椅子の配置変更（1テーブル一人で使用）、②入室時の名前の記載、入退室の手指消毒の励行などにより感染対策を徹底している。

以上の取り組みについて、学生及び教員が、学習や教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備等であるかという点について、学生の意見を確認している。具体的には、学部については学生自治会との意見交換会を年1回開催し、大学院についてはアンケート調査を実施している。学生からの要望は経営会議および関係部署で確認し、対応を検討している。主な要望は、インターネットの接続問題、共有スペースや食堂、大学院研究室の利用時間、冷暖房の温度や時間、休講に関する周知、通学時間帯の西鉄バスの本数の増加に関する内容である。バス以外については、学生にも協力を求めながら改善してきた。したがって、教育研究等環境として適切であると判断できる（根拠資料 2-53、4-34）。

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教職員および学生の情報倫理に関する取り組みは、オンライン授業導入との関連から ICT 教育検討ワーキンググループと図書館が中心となり実施している。教職員向けの内容は、オンライン教材作成時の著作権に関する情報や資料の提供、著作物利用申請手続き等である。学生については、「情報リテラシー」に関する動画（①情報リテラシーとは/②SNS の利用/③オンライン授業での情報リテラシー/確認クイズ）を作成し、全員が視聴した。その後情報リテラシーに関する誓約書を提出するようにしている。特にオンライン授業については著作権に関する Q&A を作成し、教員からの問い合わせに対応している。以上より、情報セキュリティ、プライバシーならびに知的財産権の保護の観点から、本学における必要性や社会的な趨勢等を踏まえた適切な取り組みであると判断できる（根拠資料 8-9、8-10）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を適切に整備し、機能させていると判断できる。以下、詳述する。

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

○学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館内の閲覧席は、収容定員の約 20%の座席数 109 席を設けている。すべて個人用の閲覧席であるため、グループ学習は別棟にあるラーニング・ commons の利用を促している。開館時間は、平日 8:45~20:00、土曜日 8:45~18:00 である（根拠資料 1-4, p. 22）。学生の利用が集中する時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員を平日は 2~3 名、土曜日は 1 名配置している。

○図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館の蔵書数は、令和 3 年 4 月 1 日現在、50,678 冊（和書 43,221 冊、洋書 7,351 冊、電子和書 106 冊）である。購読雑誌数は和雑誌 2,233 タイトル、洋雑誌 1,870 タイトルの合計 4,103 タイトル、うち電子ジャーナル 3,214 タイトルである（大学基礎データ表 1）。看護系大学・大学院として通常備えるべき書物を超えて、学生・大学院生・教職員に、通年で図書購入のリクエストを受け付けたり（根拠資料 8-11）、雑誌の利用頻度や新規購読希望のアンケートを実施したりするなど、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に利用者の声を反映し、整備を行っている。令和 3 年度は、洋雑誌の利用に関するアンケートを実施し、利用の少ない 3 誌を購読停止、リクエストのあった 3 誌を令和 4 年度から新規に購読することを決定した（根拠資料 8-12）。

赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を遺漏なく収集するとともに、本学図書館の特別コレクションとして災害看護・人道科学関連の図書購入費の特別枠を設置して整備している（根拠資料 8-13）。

また、平成 28 年度末から「大学古本募金」事業に参加し、得られた募金を、学生からのリクエスト等、学修に必要な図書の購入に充てている。本学のホームページに大学古本募金専用ページを設置し、同窓会の協力を得て、福岡赤十字病院でチラシを配布するなどして、学外者からの寄付も得られている（根拠資料 8-14）。

これらの図書を活用した学生の読書活動を促進するために、図書館運営委員会では、毎年、知的書評合戦「ビブリオバトル」を開催している。これは全国大学ビブリオバトルの予選会でもあり、本学学生は過去 6 回全国大会に出場している（うち 1 回はオンライン大会）。令和 2 年度はコロナ禍によりオンラインで実施した（根拠資料 8-15、8-16）。

また、上記ビブリオバトルで学生から紹介された図書や、教職員の勧める図書のコメントを記載した冊子を写真やイラスト付きで作成し、毎年の入学式で配布して本学ホームページの図書館サイトにも掲載している。その他、図書館ホームページには学生、教職員が、お勧めの本をリレー形式で紹介していく「本でクロス！もっとクロス！」コーナーも設けており、勧められた本を通して新たな興味や関心を広げる機会をつくる等、読書活動を促進している（根拠資料 8-17【ウェブ】、8-18【ウェブ】）。

○国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

○学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出等とは別に、ホームページ上のメニューにより、学内外からオンラインで所蔵資料の検索や予約が可能である。また、国立情

報学研究所の提供する ILL サービスを利用し、学外から文献複写の取り寄せ、図書の相互貸借も実施している。令和 2 年度は、大学の立入り制限の状況に鑑み、図書や複写物の郵送サービスも実施した（根拠資料 8-19、8-20）。

また、医学中央雑誌 Web、CINAHL、メディカルオンライン等の看護・医学情報のデータベースや、新聞データベースのヨミダス歴史館、文献情報管理ツールの RefWorks を導入し、学外からも利用できるよう設定して利用者、特に働きながら通学する大学院生へも便宜を図っている（根拠資料 8-21）。令和 2 年度には、オンライン授業や自宅や実習での学修に有用な看護技術の学習用データベース「e ナーストレーナー」、令和 3 年度には DVD 教材をオンラインで視聴できるよう「ビジュランクラウド」を導入し、いつでもどこでも学習に活用できるよう整備した。これらについては利用方法を含めホームページや在学生ポータルで周知した（根拠資料 8-22、8-23）。その他、学外からアクセス可能な電子書籍を積極的に購入し、利用者の学術情報へのアクセスに配慮している。

上記のサービスを学生が効率的に活用できるよう、教員と司書が連携して指導を行っている。まず初年次教育の充実を目的とした「基礎力総合ゼミナール」では、情報の収集や利用方法に関する基礎的技能を習得できるよう、「図書館・インターネット利用の基礎」及び「情報活用の方法と倫理」の時間を設けている。具体的には、教員は情報の引用方法や注意点、出典の書き方等を、資料や練習問題を提示して授業を行い、司書は学生がデータベース等を用いて実際の課題に沿った情報検索及び収集を行う際の指導を行っている。指導後は、分かりにくかった点、資料検索時に困っている点等についてアンケートを実施し、指導内容を見直している（根拠資料 8-24）。アンケート結果には、資料検索や出典の書き方に不安を覚える学生の声が多いため、科目担当の教員とも情報を共有し、その後の授業においても教員と図書館で連携しながら対応している。また、図書館の利用マニュアル動画および提供するサービスを、一部在学生ポータルで公開しているが、今後、さらにホームページでも公開し、学生が資料検索等で困った際に、随時、確認できるようにする予定である。3 年次の「看護研究方法」の課外授業として、医学中央雑誌 Web、CINAHL 等、4 つのデータベースの検索ガイダンスを実施している。大学院生には「文献クリティーク演習 英文献の検索」の授業にて英文献の検索ガイダンスを実施している（根拠資料 4-26, p. 98, 275）。コロナ禍により、令和 2 年度は一部のガイダンスをオンライン（オンデマンド動画視聴を含む）で対応した（根拠資料 8-25）。

上記支援の他、4 年生及び大学院生へは、個々人の卒業研究、修士・博士論文のテーマに応じた文献検索支援（オーダーメイドガイダンス）を実施しているが、これらについても、令和 2 年度はメールで対応した。オーダーメイドガイダンス後には、受講したきっかけや、ガイダンスへの感想等をアンケートで聴取しており、「テーマに沿った文献を見つけることができた」「的確な指示が得られた」等、概ね良い意見を得られていることから、十分な支援ができていると思われる（根拠資料 8-26）。教員へもニーズに応じて、研究に必要な資料の検索支援を行っている。また、教員の研究成果は、オープンアクセスリポジトリ推進協会が提供するサービス JAIRO Cloud を利用して構築した本学学術機関リポジトリにて積極的に公開するよう促している（根拠資料 8-27【ウェブ】、8-28）。

他図書館とのネットワークの整備においては、宗像市図書館と相互貸借を実施しているが、令和2年度は市民図書館の閉館や、本学の学外者の利用制限による影響もあり、本学から市民図書館への貸出実績はない（根拠資料8-29）。

令和2年度はコロナ禍により図書館活動が大幅に制限された。本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針のレベルに応じて図書館の対応も整理し、マニュアルを作成した。令和3年度も本学の行動指針に基づき、図書館の利用やサービスの提供を学生、教職員に周知し、柔軟に対応している（根拠資料8-30）。

以上のように、学生・大学院生及び教員の意見を取り入れながら、学習、教育研究活動を十分に展開できるような図書館、学術情報サービスを提供しているが、今後は、図書館の利用に関する全般的なアンケートも実施し、さらなるサービスの向上に努める必要があると考える。

点検・評価項目④：教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学の大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示し、公表している。

具体的には、下記のとおりである。

1. 研究の多様性を尊重し、真理の探究、普遍的課題解決のための活動を通して、新たな知を創出する。
2. 質の高い特色ある研究を遂行し、その成果を社会に発信し、人々の健康、生活、保健医療福祉・看護の発展に貢献する。
3. 大学連携、産学官連携や国際共同研究を推進し、学術交流の強化を目指す。
4. 研究成果を積極的かつ効果的に発信・公表する。
5. 客観的かつ公正な視点で研究活動および成果を評価・検証し、研究基盤の整備・発展を図る。
6. 研究活動を推進する環境を整備し、研究倫理に則り、公正かつ適正な研究を安全に実施する体制を整備する。

教員研究費の総額は、令和2年度は、27,028,340円である（大学基礎データ表8）。研究費は職位に応じた個人研究費が適切に支給されている。また、学内措置として研究資金及び学会活動参加資金（発表のための出張旅費（国外を含む））を支給する奨励研究制度がある（根拠資料8-31）。教員の研究費及び研究活動旅費については、令和2年度には奨励研究費等取扱内規を見直し、若手教員の積極的な応募と学会での発表を促すよう改訂した。研究機会を逃すことのないよう支援を活用し、成果を公表している（根拠資料8-32）。

外部競争的研究費の獲得の場として、公的研究費の他、災害看護領域、赤十字活動等に関する研究を促進するため学園が設けている「赤十字と介護・看護に関する研究助成金制度」等がある（根拠資料 8-33【ウェブ】）。これら外部競争的研究費の獲得に向けた応募情報提供は、令和 2 年度までは研究促進委員会が中心に行っていたが、現在は財務課が主に担当している。応募にあたっては、FD/SD 委員会が中心となり申請方法に関する指導・助言の機会を設けている（根拠資料 8-34、資料 8-35）。教員の科学研究費獲得と科学研究費応募の促進のための研修会も実施し、研究調書作成のために学外機関からの支援体制も構築した。その結果、学外機関による支援への応募は増え、採択数も増えた。令和 2 年度の実績は応募 12 件、採択は 5 件であった（根拠資料 8-36）。今後も科学研究費をはじめとする学外機関の研究資金獲得のための支援策を実施する。また、研究科の学生に対しても外部研究資金に関する情報提供を収集し、ポータルやメール等で配信するようにしている。

令和 3 年度、本学のある宗像市がコロナ禍において「大学の魅力向上」、「大学と協働したまちづくりの実践」を図り、活気ある「大学のあるまち宗像」を目指すため、「大学生とつくる元気なまちプロジェクト」を企画した。本プロジェクトは学生による応募も可能であり、本学からは学生が主体の提案が 2 件、教職員による応募が 3 件あった。いずれも採択され、学生の提案には 1 件につき 10 万円、教職員の提案には 1 件につき 50 万円の助成がある。大学としては学生および教職員が宗像市と協働しながら取り組めるよう支援している（根拠資料 8-37、8-38）。

研究成果発表の機会を確保するため、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」を毎年発行している（根拠資料 8-39【ウェブ】）。

教員研究室は、講義・研究棟の 3・4 階にあり、研究活動を推進しやすい環境を考慮し整備されている。教員研究室は、助手、助教、講師は二人で一部屋、准教授と教授は個人で一部屋を使用し、集中して研究を行う環境を確保している。教員採用計画や初任者・役職者の決定により研究室の変更等を考慮すると、研究室の不足が問題点として挙げられた。すでに不足している研究室を充足するために、令和 2 年度より教材室や会議室を改修し対応している。

教員が専門分野における教育・研究・実践能力を向上させること、また、研究に専念する期間の整備が課題であったが検討を重ね、令和 2 年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規程」を整備した（根拠資料 8-40）。この制度により教授・准教授から 1 名、講師・助教から 1 名の計 2 名が毎年 3 ヶ月を上限に申請できる。令和 3 年度はクリティカル・災害看護領域から講師 1 名の応募があり、専門分野での研修を行っている。授業や実習等により調整がつかない教員も多いため、全教員が応募できるような職場環境・風土づくりが課題となる。

教育環境の質向上の一環として、学部生ではステューデント・アシスタント（以下、「SA」という。）、大学院生にはティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）を任用する制度がある。TA については、学部生対象の演習や講義の援助を担当してもらうなど、教育の一翼を担う機会を提供している。学部生については、これまで上級学年の学生にボランティアとして授業でのサポートを依頼していたおり、平成 30 年度に、あらためて、SA に関する規程を整備した。学期はじめに SA 任用を希望する科目を募るとともに学生を募集する。応募した学生には事前研修を実施し、その後科目担当教員の指導のもと、受講学生のサポート

てもらう。これまでの実績は、1年次生科目「人間工学」の車椅子移送、2年次生の「老年看護Ⅱ」の演習、3年次生の「クリティカル・ケアⅡ」の演習などである。SAを経験した学生はファシリテートすることの意味や意義、学習の再確認の機会となったこと、受講した学生からは上級生からの的確なアドバイスや学生目線で支援をしてもらえた等、双方において学習効果をもたらしている。

リサーチ・アシスタントについては、教員が各自の研究の中で一部を分担する機会を与えるなどの事例はあるが、制度としては規定していない（根拠資料 8-41、8-42）。

以上より、本学では、大学としての研究に対する基本的な考え方である「研究推進基本方針」にもとづき、職位に応じた研究費の支給、奨励研究制度の運用、また、外部資金獲得のための支援等を行い、結果として、教員の外部資金獲得につながっていることから、教員の研究活動を促進できていると判断できる。一方で、研究時間の確保、研究専念期間の保障等は十分とは言い難く、課題が残る。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する取り組みについては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究者にコンプライアンス教育及び e-ラーニング受講を義務付けるなど、関連規程等を整備し研究不正行為防止の推進に努めている。また公的研究費の不正使用防止に関しては、文部科学省の「ガイドライン（実施基準）」に基づき、研究費の管理・監視体制を整備・充実させるとともに必要な体制と規程等を整備し周知している（根拠資料 8-43【ウェブ】）。なお、本学の不正防止体制は、法人本部の監査を受ける等、研究不正防止に関わる本学の公正性、透明性、客観性を確保している。

実施の当たる規程等の整備についてである。研究活動の不正防止に関しては、研究不正防止推進体制を整備し、学長のもとに学部長をコンプライアンス推進者とした体制を整備し、研究活動について教職員の意識向上と具体的体制を講じている。不正に関する相談窓口は、学内では総務課が、学外では第三者機関として法律事務所が行っている。不正防止対策として公的研究費の不正使用防止に向け、責任体制を整備している（根拠資料 8-44）。平成 27 年には、不正防止に関する研究者等の行動規範を定め（根拠資料 8-45）、不正防止及び公的研究費の適正運営及び管理に関する規程を策定している（根拠資料 8-46）。研究倫理委員会による内部監査制度と実施に関する制度を整えている（根拠資料 8-47、8-48）。また、公的研究費の不正防止計画として、国の「研究期間における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に添って、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及の役割を明記しており、毎年点検評価を行っている（根拠資料 8-49）。その結果はホームページで公表している（根拠資料 2-

15【ウェブ】)。このことより、本学の取り組みは、研究活動の不正防止につながっていると判断できる。

倫理教育について、コンプライアンス教育等は、コンプライアンス推進責任者が行っている。年1度研修会を開催し、研修会終了後に理解度を確認するテストによる確認とルール遵守の「誓約書」の提出等、研究不正防止および研究費の不正使用等の教育・啓発に努めている（根拠資料 8-50）。

令和2年度までは研究倫理に関する教育については、研究促進委員会が担い（根拠資料 8-51）、審査体制を研究倫理審査委員会が担当していた（根拠資料 8-52）。令和3年度、研究促進委員会が廃止され、研究倫理教育を担う研究倫理委員会が新たに創設された（根拠資料 8-53）。研究倫理委員会と研究倫理審査委員会はともに経営委員会の直轄に位置づけられており、人を対象とする医学系研究をおこなう際には、研究倫理審査会の承認を得ることとしている。

研究倫理審査委員会の運営は、国の倫理指針及びガイダンスに則り、本学の委員会規程を策定し、運営を行なっている。研究倫理審査においては、令和3年に国の指針の改正を受け、研究倫理委員会で審議を行いこれまでの実施要領を一部改正した（根拠資料 8-54）。規程および運営要領等は、経営会議の承認を得て、教授会及び教職員会議、ホームページで周知している（根拠資料 8-43【ウェブ】）。研究倫理教育については、研究倫理教育プログラムである APRIN e-ラーニングプログラムを2年毎受講することを教員に周知し、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し研究活動を支援している。受講結果は、研究倫理審査委員会委員長と当該委員会の事務で把握し、未受講者がいないよう管理を行っている。

研究倫理に関する全国的及び公的な指針等の改正や提案等の情報を得た場合には、全学的に周知するよう情報提供を行っている。令和3年の国の指針の改正内容や APRIN による研修会の案内については、適宜、教職員にメールで周知している（根拠資料 8-55、8-56）。令和元年と令和2年度は、研究倫理に関する研修を年1回行い、教職員と大学院生を対象に研究倫理を含む研究能力向上の促進を図ることを目的とした研修会を開催している（根拠資料 8-57、6-23）。令和元年と令和2年度は、研究促進委員会の委員の数名が研究倫理審査委員を兼務しており、審査の過程で提起される課題に関する研修には全員参加とし、当日参加できなかった委員にはビデオを配信し視聴を促した。令和3年度は、研究倫理委員会で開催する予定である（根拠資料 8-58）。学部生については「看護研究方法」の講義と「卒業研究」において、科目担当教員および卒業研究指導教員より研究に即した倫理的配慮を行うことを確認し実施している。研究によっては学部生も研究倫理審査委員会に申請を行っている（根拠資料 8-59）。大学院生については、APRIN e-ラーニングプログラムの受講についてガイダンスで周知し、初年時に ID と PW を付与し受講を促している（根拠資料 8-60）。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、学内審査機関として、研究倫理審査委員会が行っている。審査は、「人を対象とする医学研究に関する指針」に則り、本学の「研究倫理審査委員会規程」を定めており、外部委員2名を含む公正な委員会の構成を行っている（根拠資料 8-61）。人を対象とする研究を行うに当たっては、必ず同委員会の研究倫理に関する承認を得ることを義務付けている（根拠資料 8-52）。なお、研究データの取り扱いについては、定めた指針に従って取り扱うこととしている（根拠資料

8-62)。着手後の管理としては、研究者に、研究終了の報告(根拠資料8-63)、ならびに、有害事象発生時の対応を検討するため事象発生後の速やかな報告を義務付け(根拠資料8-64)、侵襲性のある研究及び介入研究には、進捗状況の報告を義務付けている(根拠資料8-65)。2021(令和3)年には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の一部改正に伴い、研究倫理審査委員会規程の見直し及び実施要領の改正を行った。審査結果については、苦情申立制度を備えているが、これまでに苦情の申立はない。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料・情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している(根拠資料8-66、8-67、2-15【ウェブ】)。

自己点検・評価結果から明らかとなった課題に対して、経営会議が以下の改善を決定した。それは、院生研究室の移転、図書館の開館時間の延長や学術情報の提供の促進、ICT活用環境の整備(講義室のプロジェクターの交換、インターネット回線の補強とともにアクセスポイント数の増加)、教員の教育研修・研究期間制度であり、教育・研究環境を整備してきた。以上より、継続的な点検・評価の結果、改善・向上が図れていると判断できる。

(2) 長所・特色

- ・令和2年度、コロナの影響により急遽オンライン授業への対応を迫られたことをきっかけに、ICT教育検討ワーキンググループを設置し、ICT環境を整備するとともに、教職員ならびに学生に研修を実施することで、オンライン授業を実現した(根拠資料4-42、4-43)。また、ネットワーク環境やICTの整備をさらに進めるために、令和3年4月にデジタルトランスフォーメーションの推進計画を策定した。これを受けて、LMS(Learning Management System)としてMoodleを導入した(根拠資料1-35、8-4、4-25、8-5)。これらのICTへの取り組みは、他大学と比較しても先駆的な取り組みであり、教育環境の整備という観点から評価できる。
- ・教員の研究活動を促進させるための条件の整備として、科学研究費応募の促進ための研修会の実施、研究調書作成のために学外機関からの支援体制の構築をしたことで、応募数は増え、採択数も増えた。さらに、教員が専門分野における教育・研究・実践能力を向上させることを目的に、令和2年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規程」を整備した(根拠資料8-40)。令和3年度に講師1名の利用があった(根拠資料8-68)。このことから、教員の研究活動を促進でき、成果につながっていると判断できる。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に明示している。また、COVID-19 パンデミックへの対応から ICT 化の推進が求められ、令和 3 年 4 月に DX 推進計画を策定した。各方針はホームページ等で学内外に公表している。

校地面積、校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしている。大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。施設・設備については既存施設の修繕や改修計画、情報環境の整備・拡充、キャンパス・アメニティ計画に基づき整備をすすめている。本学は令和 3 年に開学 20 年を迎えた。経年劣化による修繕は平成 23 年度に補修を実施し、その後も設備備改修を含め逐次行っている。

教職員および学生の情報倫理に関する取り組みは、ICT 教育検討ワーキンググループと図書館が中心となり実施している。教職員向けの内容は、オンライン教材作成時の著作権に関する情報や資料の提供、著作物利用申請手続き等であり、実施している。

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として司書の配置を行い、適切に機能させている。

本学の大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示している。そのうえで、研究費の適切な支給を行い、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、ティーチング・アシスタント等の教育研究活動を支援する体制を整備することで、教員の教育研究活動を促進している。

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、規程の整備、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備をすることで、適切に対応している。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

大学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。また、日本赤十字学園第三次中期計画で掲げる項目の1つに「地域社会との連携・社会貢献」があり、これらをふまえて、令和元年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内には教職員会議での周知やハンドブックへの掲載、学外にはホームページの掲載により広く周知している（根拠資料 2-3, p. 76、9-1【ウェブ】）。

本方針では、「大学には、新しい知識の創造と人材の育成を担う教育・研究機関であること、さらに地域活性化や発展を牽引する中核拠点としての役割である社会連携・社会貢献が使命として求められている」ことを前提として謳ったうえで、地域社会からのニーズをふまえ、以下3つの柱で内容を整理し明示している。

- **方針Ⅰ**：生涯学習等を通じて、地域の教育及び文化の向上・発展など、地域社会の発展に貢献する。
- **方針Ⅱ**：自治体や産業界と連携し、本学とこれらの機関が有する資源の共有を図り、地域社会・国際社会の発展に貢献する。
- **方針Ⅲ**：地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会や委員会等の参画により本学の研究成果を還元し、地域の活性化を推進する。

以上、本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」は、大学の目的や地域社会からのニーズを踏まえ、大学として行う社会連携・社会貢献の内容等を明確にし、学内外に公表していることから、適切に定め、公表できていると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

○学外組織との適切な連携体制

本学は、産（近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設などや JICA など）・学（福岡教育大学や近隣の高等学校など）・官（宗像市や福岡県）等と連携をしている。書面による連携協定を締結している例としては、宗像市と平成13年に「宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との

連携協力に関する協定」(根拠資料 9-2)、平成 25 年には「災害時における支援協力に関する協定」(根拠資料 9-3)、平成 24 年に西日本新聞社と「株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協定に関する協定」(根拠資料 9-4) などがある。地域住民との連携については、開学当初から地域に開かれた大学として施設地域開放規程を設け、学内施設の一般開放を明示し、図書館を市民にも開放し、地域活動振興に寄与している(根拠資料 9-5)。

赤十字の「人道」を理念とする本学は、社会連携・社会貢献に係る取組みを、理念・目的の具現化を図る重要な施策と位置づけ、社会の要請を的確に捉え求めに応じることができるよう努めている。社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の 2 つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。センター長は、経営会議構成員であり、各センターが企画する事業についてはセンター長を通じて必要に応じて経営会議に附議・報告されるため、学長の方針が、各センターの取組みに迅速かつ適切に反映される仕組みとなっている。

以下、2 センターの取組みについて詳述する。

1. 地域連携・教育センター

令和元年度まで、地域社会の要請にこたえるための組織として「看護継続教育センター」と「地域連携室」を設置し、これら 2 つの学内組織が大学と地域との連携を強化する役割を担ってきた。

「看護継続教育センター」は、救急看護認定看護師教育課程と九州ブロックの赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者への継続教育支援に取り組み、特に、救急看護認定看護師教育課程は平成 22 年度に開講し、8 期生をもって休講するまでに 207 名の修了生を輩出した。九州の救急看護認定看護師の 7 割強が本課程修了者であり、九州地区の救急医療の充実に寄与してきた。社会的なニーズの変化に伴い、令和 2 年には、救急看護認定看護師教育課程を廃止した。廃止にあたり、看護継続教育センターでは、平成 29 年度に、地域の医療施設を対象に継続教育のニーズ調査を実施し、その結果、「認知症高齢者の看護」や「災害看護」に関するニーズが高いことが明らかになった。そこで、平成 30 年度からは、調査結果に基づき九州ブロックの赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者への継続教育支援に焦点を当てた研修計画を立案し実施している。受講後アンケートの結果から、地域における継続教育の拠点としての本学の役割は重要であることが明らかになった。

また、「地域連携室」は、開学以来地域住民を対象とした公開講座を年 2 回開講し、地域住民の関心が高い介護に関する講演や子育てに関する講座等を実施してきた。テーマや開催日程、広報の仕方によって、参加人数にばらつきがあるが、講座終了後のアンケート等を通じて改善を重ね、宗像市での活動として定着しており、教育研究の成果を社会に還元してきた。また、学びを深める出前講座として宗像市を通じて市民団体等に講師を派遣する「ルックルック講座」に本学の教員がそれぞれの研究教育成果に関連した講座を毎年登録し(令和 3 年 14 講座)、定期的に講座を実施している。

社会の要請にこたえるための組織として「看護継続教育センター」と「地域連携室」を設置し運営してきたが、社会のニーズが多様化してきたため、より機能を拡大するために改組

が必要となった。

上記の検証の結果、より有機的に大学の社会貢献・社会連携を推進し、教育・研究の成果を地域・自治体・産業界と連携し広く社会に還元する組織とするため、令和2年度に「地域継続教育センター」と「地域連携室」を統合した「地域連携・教育センター」を設立し、「地域連携部門」と「教育研修部門」を設けた。

2. 国際看護実践研究センター

本学の国際活動は「国際看護実践研究センター」が所管しており、同センター規程では設置目的を「国際活動に関する一定の評価を更に高め、確実かつ強固なものにしていくために、国際活動のあり方やその推進方策等を専門的に研究・提言し、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」こととしている。活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、ランチョン・ミーティング、講演会等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営している（根拠資料3-4）。また、変容するグローバル社会、多文化共生社会に貢献できる人材育成をすることを目的に平成29年度より、学部の教育課程に国際看護コースを設置した。

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学の社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動等について、方針ごとに代表的事例を踏まえつつ詳述する。

また、社会連携・社会貢献に関する活動については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により専門職対象のオンライン講座の実施に活動が制限されたが、令和3年度からは、本学の新型コロナウイルス感染症に係る行動指針を踏まえて個々の活動の目的・内容に照らして実施の適否を検討している。特に、学生が参加する地域活動については、課外活動として一律制限するのではなく、活動の目的・内容を踏まえ教育効果が高いと判断できるものについては授業に準ずる扱いとし、感染防止策を講じつつ積極的に活動に参加できるよう進めている。

1. 方針Ⅰに基づく取組み

方針Ⅰに基づき、主に以下4つの活動を実施し、学部及び研究科の教育・研究の活性化につなげている。地域に根差した大学として、継続的・発展的に取り組む活動も多くある。

① 公開講座

教育研究成果の公表の場として本学の教員が講師を務め、生涯学習として地域ニーズに合致した内容、地域の専門職者および地域住民を対象とした講座を開講している。

② 施設設備の地域住民への開放

大学の構内にあるバス停は、近隣の赤間駅及び福岡市博多・天神地区への発着点であり、地域住民の交通拠点として機能している。学生が利用する、図書館、レストラン・運動場・テニスコートなどの施設は、地域住民に貸出を行っている。

③ 高大連携

高校教育と大学教育とをシームレスにつなぐため、地域の高校と情報共有を図っている。具体的には、令和2年度、経営会議で協議・決定した計画を東海大学附属福岡高校の生徒指導担当教諭の意見等を踏まえながら、高校生のキャリア意識醸成策を検討・実施している。令和3年度より本学主催で「地域で学ぼう！One Day Challenge～日本赤十字九州国際看護大学キャンパス体験プログラム～」を継続的に企画・実施している（根拠資料9-6）。

④ 宗像市との連携

● むなかた大学のまち協議会

本協議会は宗像市内に所在する大学、高等学校(以下、「大学等」という。)及び宗像市が相互に連携して、大学等がもつ機能と情報を広く地域社会へ開放し、地域と大学等が一体となった魅力ある「大学のまち」を創造するために、総合的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に平成29年度に設立された。本学は、協議会の構成員としての取組み、まちの課題解決プロジェクト、市の取組みへの協力(夏の課外授業、子ども大学)など、各年度のテーマに基づき連携活動を開始している(根拠資料1-13、9-7、9-8、9-9、9-10)。

● 災害時における支援協力に関する宗像市と本学との協定

災害発生あるいは恐れがある場合において、市民等(市民、在学者、在勤者及び市内訪問者)時の安全確保を図るため、大学施設の一部を、(1)避難所として、(2)救援物資等の集積及び配送拠点として提供する。被災者の支援するために、(3)教職員を避難所へ派遣、(4)学生ボランティア募集の支援を行うこと、などの協力体制について定めている。

● 宗像市との共同研究

平成27年度より宗像市との連携協定に基づく事業として「モデルコミュニティ健康スポーツ de ハッピー事業」において共同研究を実施した。健康スポーツ検討会議を2回(部会6回)開催し、本学にてプロジェクトチームを編成し赤間地区コミュニティをモデル地区とし、ウォーキングマップの作成や体力測定を実施した(根拠資料9-11)。平成26年度、科学技術振興機構社会技術開発センター(RISTEX)「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域創造」研究開発プロジェクトに採択された「災害マネジメントに活かす島しょコミュニティレジリエンスの創出:福岡県西方沖地震で被災した玄海島の事例より」の研究成果をふまえ、宗像市健康づくり課、生活安全課の協力を得て、大島、地島での防災に関連する調査を行い、その結果は宗像市と共有し、大島における避難支援モデルの構築につなげている。令和2年度には、「コロナ禍におけるスポーツ観光調査研究業務報告書」作成にあたり、本学の教員が具体的な感染対策とスポーツ大会・合宿における感染者発生時のマニュアルの作成を行い活用されている(根拠資料9-12)。また本学の生育看護領域の教員が、「暴力の加害者・被害者を予防する10代の若者向けeラーニングとDVD映像教材の開発」(科学研究費助成事業)のDVD及びeラーニングの教材を開発し、10代の若者を暴力被害から守ることに貢献している(根拠資料9-13【ウェブ】)。

2. 方針Ⅱに基づく取組み

方針Ⅱに基づき、主に以下3つの活動を実施し、学部及び研究科の教育・研究の活性化につなげている。特に、地域社会・国際社会の発展に向け、学生・教職員が積極的に赤十字の

活動に触れる機会を創出している。学部及び研究科が共通してディプロマ・ポリシーに掲げる人間の尊厳と権利を擁護する資質・能力は、赤十字の理念である人道の実現に欠かせないものであり、本学の特色としても重視する活動といえる。

①日本赤十字社との連携

建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、日本赤十字社名誉副総裁のご訪問時のボランティア、災害訓練への参加（授業科目において支部との協働開講あり）、国際活動、ナイチンゲール記章受章者講演会による理念の浸透、教員の国際人道研究センターへの協力、学生の献血サークルの活動などの活動を行っている。

具体的な例として、平成28年熊本地震災害時には、発災翌日に「日赤看護大学学生として、今できること」をテーマに学生と教職員とともに学生復興支援委員会を立ち上げ、募金及び献血活動、被災地での片付け作業、社会福祉協議会及び日本赤十字社福岡県支部でのボランティア活動、熊本赤十字病院及び大分赤十字病院での看護補助者としての活動を行った。また福祉避難所へのボランティア支援として教員とともにボランティアとして活動した。これらの活動実績は、表1のとおりである。また、教職員についても、表2のとおり、事務職員を連絡調整員として6名、災害支援ナースとして教員1名が学生とともに福祉避難所での活動に3名が参加した。（根拠資料1-11、1-12）

さらに、平成29年7月九州北部豪雨災害におけるボランティア支援として学生及び教員が表3のとおり活動した。教職員5名は被災した朝倉市を中心に避難所での夜間常駐及びこころのケアを行うボランティアとして参加した。

表1：平成28年熊本地震災害時の学生ボランティア活動概要

活動期間	活動場所	活動内容	参加者
平成28年4月16日、5月3日 5月8日、5月21日、6月18日、	福岡県宗像市 (サンリブくり えいと宗像、ゆ めタウン宗像)	募金活動	学生復興支援委 員会メンバーの べ55名
平成28年5月14日、5月21日／ 6月25日、7月2日、7月9日	熊本県御船町/ 熊本県上益城郡	瓦礫の撤去／福 祉避難所でのボ ランティア活動	学生復興支援委 員会メンバーの べ16名
平成29年1月14日～10月28日 (うち30日)	熊本県上益城郡	移動図書館の運 営	サークル 「KDNS」メンバ ーのべ約100名

表2：熊本地震災害時の日本赤十字社との連携による職員の救護活動概要

活動月日	参加職員数	活動場所
4月16日	事務職員 1名	日本赤十字社福岡県支部救護対応支援
4月16日～4月19日	事務職員 1名	日本赤十字社災害対策本部要員(日赤熊本県支部内)

4月20日～4月23日	教員 1名	災害支援ナースとして派遣協力
4月22日～25日	事務職員 1名	日本赤十字社災害対策本部要員(日赤熊本県支部内)
4月28日～5月1日	事務職員 1名	同 上
5月1日～5月4日	事務職員 1名	同 上
5月5日～5月8日	事務職員 1名	同 上

表3：平成29年九州北部豪雨におけるボランティア活動概要

活動期間	活動場所	活動内容	参加者
平成29年7月27日～31日	福岡県朝倉市	避難所での夜間常駐及びこころのケア	教員5名
平成29年8月1日	大分県日田市	日田市における被災者宅の泥だし、家具移動、片づけ等	サークル「KDNS」メンバー16名
平成29年8月17日	福岡県朝倉市	朝倉市における被災者宅の泥だし、家具移動、片づけ等	サークル「KDNS」メンバー14名
平成29年8月10日、8月24日	福岡県宗像市(道の駅むなかた)、福岡県福岡市(博多駅前)	募金活動	サークル「KDNS」メンバーのべ10名

②赤十字病院との連携

本学は、文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)」に平成28年度に採択され、【卒業時における質保証の取り組み強化「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指して】をテーマとする事業に平成31年度まで取り組んだ。本事業では、生涯学び続け、成長し続ける看護人材を育成するために、学士課程教育と就職先での現任教育とをシームレスに接続する「看護職キャリアパス基礎スケール」と「ディプロマサプリメント(学位証明書補助資料:DS)」を開発した。これにより、卒業時の学修成果を社会から評価することを可能にした教育システムの確立に貢献することを目的としている(根拠資料4-14)。卒業生の主な就職先である赤十字病院等医療施設との連携は強化され、令和2年から導入および普及をした。利用促進のために、ホームページの表示を工夫し、普及・推進を行っている。赤十字施設の利用状況を把握しながら、意見交換会やフォローアップの研修等を通して評価を行いながら推進している。

赤十字病院における継続教育の一環としてのキャリア開発ラダーのレベル別研修では、本学の教員が看護管理、災害看護、グローバルヘルス等の講師として専門性及び研究的な視点での支援を行っている。

③大学間連携

日本赤十字学園内の5大学による共同看護学専攻博士課程を平成28年に設置した。また、

福岡都市圏大学による包括的連携協定を締結し「福岡未来創造プラットフォーム」に参画している（根拠資料9-14）。

3. 方針Ⅲに基づく取組み

学長、学部長、研究科長を始めとする教員は、日本学術会議、看護協会、日本看護系大学協議会などの委員を務め、大学としても当該団体との連携・協力を行っており、これらの団体主催の活動にも積極的に参加しており、教員のみならず学生にも参加機会を提供している。令和3年度には、日本看護系大学協議会の委員を務める教員を通じ、世界保健機関（WHO）と国際看護師協会（ICN）が連携して行うNursing Nowキャンペーンに関連し日本看護学会で実施された「Nursing Nowニッポン宣言交流集会」において、日本看護系大学協議会・全国助産師教育協議会・全国保健師教育機関協議会・日本看護学校協議会の4団体の推薦による本学学部生1名がスピーチを行った（根拠資料9-15【ウェブ】）。

また、教授職の教員を中心に、自治体や広域連合の行政・審議委員会に有識委員として参画し、本学の研究成果の還元と地域の活性化に努めている（根拠資料9-16）。

○地域交流、国際交流事業への参加

1. 地域交流

近隣自治体のコミュニティ運営協議会、住民自治会等が主催するイベント等にも学生がボランティアとして参加している。学生はさまざまなサークルでの活動を通して地域と交流をしており、例えば、舞踊サークル「ゆいまーのわ」は地域の小学校や病院、福祉施設、企業、コミュニティのイベントに参加し、沖縄伝統舞踊であるエイサーを披露している。また、年に1回開催される宗像市一斉清掃行事「釣川クリーン作戦」は、サークルに拘らず多くのボランティア学生・教職員が参加している（根拠資料9-17）。令和2年・令和3年度は、COVID-19禍で学生の地域での活動は停止状態であるが、感染予防対策の徹底と感染状況を踏まえ、参加できるイベントには積極的に学生を参加できるように支援している。

2. 国際交流

本学の理念を具現化する「国際」をテーマとする取組みは、先の日本赤十字社等との連携活動において述べたとおりである。本学が主催するランチョン・ミーティング、国際シンポジウム・フォーラムなどでは多彩な講師を招聘し、また、看護実践・看護学研究成果を国際社会に還元するための取組みとして、JICA研修事業の受託も行っている。

・国際交流協定大学との国際交流協定

これまで、海外の4つの大学（①ラ・ソース大学：スイス、②インドネシア国立アイルランガ大学：インドネシア共和国、③ナムディン看護大学：ベトナム社会主義共和国、④タイ赤十字看護大学：タイ王国）と交流協定を締結している。インドネシアのアイルランガ大学は令和3年2月に両大学の看護教育及び研究協力を目的に覚書を更新した。また、令和3年4月には新たにアメリカ合衆国のイリノイ大学看護学部シカゴキャンパスとMOU（Memorandum of understanding）合意覚書を取り交わし、イリノイ大学との交流記念講演会を令和4年2月から3月の間に実施することを企画した。

協定校との交流の一環として、ナムディン看護大学の研究科の講義に本学の教授を講師

として派遣し、また、ラ・ソース大学からの講師を招聘し講演会なども開催している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は具体的な交流や共同研究等を計画することが困難な状況であったが、令和3年度はオンラインを利用した講演会等を企画している。

学部教育においても協定校等との交流の機会を設けており、リベラルアーツの選択科目「異文化コミュニケーション」の一環の海外研修では国際交流協定大学や国際機関(国際保健機関、国連難民高等弁務官事務所、国際赤十字・赤新月社連盟)等での研修を行っている。国際看護コースを履修する学生は「国際保健・看護Ⅱ・Ⅲ」の科目において、ナムディン看護大学、アイルランガ大学、ラ・ソース大学での短期研修を実施している。平成31年には「赤十字活動Ⅱ」の科目でアイルランガ大学、ラ・ソース大学の学生を短期留学生として受け入れ、本学の学生とともに学修した。(根拠資料1-15、1-16)

・独立行政法人国際協力機構(JICA)からの受託事業

本学は開学当初から独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施するリプロダクティブや地域保健改善事業など、国別事業、中東地域における地域別事業、課題別事業で、約10数か国からの研修生を受け入れ、地域保健向上のための保健人材養成に継続的に貢献している。

以上、本学では社会連携・社会貢献に関する方針にもとづき、地域連携・教育センターと国際看護実践研究センターが、公開講座の開講、高大連携、自治体との連携、日本赤十字社との連携、国際交流事業への参加を通して、社会連携・社会貢献に取り組んできた。受講者のアンケート結果等(点検・評価項目④参照)より、本学の教育研究成果を有益に地域社会に還元できており、適切であると判断できる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

各センターは、規程に基づきセンター会議を開催し、前年度の評価を踏まえ活動計画を立案し、企画書を作成し実施している。実施後は参加者への質問調査を実施し、課題や改善点を明確にし、センター会議で共有及び検討をしている。各事業の活動計画及び実施結果については、経営会議、教授会、教職員会議で報告し、改善を行っている。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

各取り組みは、年間を通して、センターが自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している。

具体的には、以下のように改善・向上を行った。まず、看護継続教育センターでの取り組みについて述べる。本センターでは、平成30年度より地域の看護職者向けの研修を開催した。研修を企画するにあたり平成29年度に、九州ブロック赤十字病院及び宗像市・福津市内の保健医療福祉施設を対象とした学習ニーズ調査を実施した。その結果をもとに、平成30年度からは、「地域包括ケアシステムに強化のための研修」として、認知症看護と看護管理に関する講座を企画した。また赤十字の看護大学として地域の期待が高い「災害から身を守るための研修」を企画した。各講座の評価は、アンケート調査を実施した。令和2年度から

は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてオンライン研修を導入したため、アンケート調査についてもオンラインで実施できるようにした。いずれの講座も、受講者の満足度は高かった。具体的には、認知症に関する研修は、3年間継続して講座を企画した。内容についても講師の研究領域である認知症高齢者の家族看護に焦点を当て研究成果をもとに講座を展開し、家族の看護負担の評価方法などを紹介したことで、実践に活用できる内容であったとの意見が多く、7割の受講者が満足度90%以上と回答していた。災害に関する講座は、静穏期である時期での開催のため、備えとしてBCPに関する研修を企画した。自施設でBCPを立案したいという受講動機があり、8割の受講者が満足度90%以上と回答していた。また、各講座のアンケートを活用し、学習ニーズの調査を行い、次年度の講座の企画を検討した。

次に、国際看護実践研究センターでの取り組みについて述べる。JICA 研修修了後には、参加者にアンケート調査を行い、結果を「令和2年度 JICA 課題別研修 地域保健向上のための保健人材強化 業務完了報告書」としてまとめている。

(1) 案件目標（アウトカム）では、研修員の自己評価では、案件目標の達成度を11名中5名が4段階のうち4、残る5名が3とした。

(2) 単元目標（アウトプット）には、単元目標が①から④までであるが、研修員からのアンケート回答では、全項目が4段階のうち、“3（概ね達成できた）”以上の評価を得ている。これは、各単元の実践的講義やその際の質疑応答、および振り返り時間における研修員間の活発な意見交換と、本学教員による補完的な情報提供による効果と分析し、継続的に実施することとしている。

令和2年度ならびに令和3年度は、コロナ禍のため、来日して本学の大学施設での研修は叶わなかったが、本学が構築したオンラインでの研修プログラムと指導は、JICA 研修員にとって多大な成果をもたらしたと考える。また、本年度の JICA 研修もオンラインでの研修になっているが研修内容（動画による講義）は、本学の教職員並びに学生（院生も含め）自由に視聴できるように設定しており、研修が JICA 研修員だけでなく、本学の関係者に対しても、学習機会を提供している。

以上より、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

（2）長所・特色

・大学の理念・目的である「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」の実現に向けて、平成30年度より、九州ブロックの赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者向けの研修計画を複数立案し実施してきた。受講者より高い評価を得ていることから、本学の理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果と捉えることができる。

・国際看護実践研究センター事業として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・院生の国際経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA 等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー等の開催・支

援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究を行ってきた。特に、JICA 研修の参加者からは、高評価を得ている。このように充実した国際プログラムは、わが国の高等教育において先駆性であり、有意な成果と捉えることができる。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、公表している。方針にもとづき、学外組織である、産(近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設などや JICA など)・学(福岡教育大学や近隣の高等学校など)・官(宗像市や福岡県)等と連携をしている。社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の2つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。

地域連携・教育センターでは、九州ブロックの赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者への継続教育支援に焦点を当てた研修計画を立案し実施してきた。また、地域住民に対する公開講座等の生涯教育を実施してきた。

国際看護実践研究センターは、活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・院生の国際経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関(国際赤十字、JICA 等)との連携・協力、国際フォーラム、セミナー等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営してきた。また、変容するグローバル社会、多文化共生社会に貢献できる人材育成をすることを目的に平成 29 年度より、学部の教育課程に国際看護コースを設置した。各取組みは、年間の自己点検・評価の中で、取組みを担当する組織が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認したうえで、その結果を経営会議で審議・決定してきた。

以上より、大学基準に照らして良好な状態にあり、本学は、方針に基づき、社会連携・社会貢献に積極的に取り組み、教育研究成果を適切に社会に還元していると考えられる。

第10章 管理運営・財務

【1】大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第二次中期計画においては本学の教学機能、事務機能を向上させ大学組織を構築するとともに本学の教育の質の確保に取り組んだ。質の高い教育、研究活動に不可欠な安定的な経営基盤の確立にはまだ目標達成の余地を残すが、全体的には所期の目的は概ね達成されたと考えた。近年の文部科学省の教育行政施策及び第二次中期計画の達成状況等を踏まえ、令和元年度からの5か年計画として次の5項目「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」を目標に掲げた第三次中期計画を策定した。第三次中期計画は本学ホームページで学内外へ公表している（根拠資料10-1【ウェブ】）。

○学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

大学の運営に関する方針は第三次中期計画に基づき、令和元年度に「大学運営・財務に関する方針」を策定した。教職員には、教職員会議で周知及び教職員ハンドブックにて明示している（根拠資料2-3, p.76）。

管理運営に関する方針は、以下の5項目である。

- ・学長をトップとするガバナンス体制を構築し、役職者等の権限・役割・責任を明確にして、迅速確実に意思決定が行われるよう管理運営体制を継続的に改善する。
- ・経営会議は、運営上の重要事項を審議し、事業運営の適正化を図る。各種会議等の審議にあたっては、学内諸規程等を遵守する。事務局は、企画調整機能を果たす。
- ・教職員に対し、理念・目的、各種方針、計画に基づく諸施策について十分な認識を図り、教学組織と事務組織が連携して、中長期計画を確実に実現する。
- ・中長期計画に基づく諸施策の遂行にあたって、自己点検・評価によるPDCAの好循環を目指し、積極的に情報を公表し、継続性・組織性・透明性・客観性に基づいた内部質保証の推進を図る。
- ・教職員自らが建学の精神である赤十字の基本理念「人道」を実現できるよう、また職業人としての専門性と総合的視野を持って自律的・創造的に業務を遂行できるよう、教職員の資質・能力向上を目的としたFD/SD研修を行う。

なお、大学運営に関する各種方針及び重要事項、学長の方針について、毎年度、教職員会議で周知を行っている（根拠資料 10-2、10-3）。

また、各種方針は本学ホームページで学内外へ公表している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。

以上から、大学の理念・目的、中期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示し、周知していると判断できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

○適切な大学運営のための組織の整備

適切な大学運営のための組織及び権限については、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（以下、「大学規程」という。）第3章に職員の配置、職員の任免、学長等の職務の職員に関すること、第4章に経営会議、教授会、学則、組織分掌等の運営に関することが定められている（根拠資料 10-4）。また、学校法人日本赤十字学園理事会（以下、「学園理事会」という。）で制定された「学長候補者選考規程」（根拠資料 10-5）及び法人本部通知「看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」（根拠資料 10-6、10-7）により選任方法等を規定、本学組織分掌規程（根拠資料 3-1）及び「日本赤十字学園決裁規程」（根拠資料 10-8）に基づき、所要の職と組織を設け、権限等を明示している。また、大学ガバナンスの維持向上及び大学運営の方針を推進するため、管理運営に係る経営会議、教授会の規程を令和元年度に改正し令和2年度から施行した（根拠資料 2-5、2-6）。さらに、大学の経営と教育の質保証及び円滑な大学運営を行うための情報を分析し、大学機能と財政・経営基盤の強化を図るため、企画情報室を質保証・IR 室へ改組し、経営会議の下に業務を行う組織とした（根拠資料 2-12）。これらの規程は、諸規程集として教職員の共有フォルダに投函し、いつでも閲覧できるように整備している（根拠資料 10-9）。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の選考方法及び任期については、学長候補者選考規程において、「赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者」としており、同規程に、「理事長は、学長候補者選考委員会による選出結果を踏まえ次期学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用する。」と明示している。任期は理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に定められている（根拠資料 10-5、10-6）。

学長の解任については、「学長の解任手続に関する経営会議内規」を定めている（根拠資料 10-7）。

また、学長の権限については、大学規程第 9 条に「大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と定められている（根拠資料 10-4）。

・役職者の選任方法と権限の明示

役職者の選考方法及び職務権限について、学部長及び研究科長については理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に基づき、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第 9 条に各々の職務が定められている（根拠資料 10-6、10-4）。また、学務部長及び図書館長については、本学で各候補者選考規程を定めている（根拠資料 10-10、10-11）。各役職者の権限については、大学規程第 9 条に各々の職務が定められている（根拠資料 10-4）。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定及びそれに基づく執行については、大学規程第 12 条に設置が定められている経営会議を学長が招集し議長となり、本学経営会議規程に規定する審議事項について審議し、学長の業務決定を助けることを明示している（根拠資料 10-4、2-5）。

・教授会の役割の明確化

教授会は、日本赤十字九州国際看護大学教授会規程に規定する事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとするを明示している。また、会議は毎月 1 回開催し、学長の了承を得て学部長が招集し議長なることを明示している（根拠資料 2-6）。

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学の最高責任者である学長の意思決定にあたり、教授会は教授会規程に定めた審議事項及び教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる（根拠資料 2-6）。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人については、学校法人日本赤十字学園寄附行為に役員（理事・監事）に関する事項及び理事会・監事・評議員会に関する事項が定められている（根拠資料 1-1、10-12）。また、日本赤十字学園理事会業務委任規程に理事会の決定事項を定め、第 5 条に理事会の決定事項及び理事会の常務理事会への委任事項を除き、大学の管理運営に関する業務を理事長は学長に委任することを定めている（根拠資料 10-13）。

・学生、教職員からの意見への対応

教職員からの意見については、毎月開催している教職員会議において、前述した経営会議、教授会、研究科委員会等の審議に関する情報共有と意見交換を行い、事業計画を含め個々の計画の実行推進を図っている（根拠資料 10-14）。

学生からの意見については、学生の組織である自治会との意見交換会において要望等について協議し、必要な事項について対応している。また、学内に意見箱を設置し学生一人一人の声も聞きながら、改善を要する事項の把握と改善に努めている（根拠資料 2-52、2-53）。

○適切な危機管理対策の実施

本学の危機管理対策については、地震、火災、風水害、その他による大規模災害の発生に備えて被害を未然に防止するため、また災害が発生した場合に被害を最小限にとどめる

ため、本学における防災の組織、災害時の対応等を災害対応マニュアルに定めている（根拠資料 7-21）。

本学の災害危機、健康危機、環境危機及び社会問題発生等の危機管理に関する事項を審議し、その結果に基づき対応する組織として危機管理委員会を設置している。災害発生時には学長を本部長とし本学危機管理委員長及び経営会議メンバーを構成員とする災害対策本部を設置し、情報の集約や被災状況を踏まえ、大学の機能継続のため様々な意思決定を行う。また、災害や事故等が発生した場合に学生及び教職員の早急な安否確認など迅速かつ確実な連絡体制を構築するため、令和3年度から安否確認システム「ANPIC」を導入した。防火管理については危機管理委員会と防火管理者において、消防訓練を実施するなど防災教育を行っている（根拠資料 10-15、10-16）。

新型コロナウイルス感染症への対応については、経営会議の下に学長及び経営会議メンバー、学部・大学院の教務委員長・学生支援委員長、保健室担当者、衛生管理者、保健衛生の専門家を構成員とした新型コロナウイルス感染症対策本部を令和元年度末に設置した。本対策本部では感染防止対策と教育、教育の質保証、学生生活の支援、感染者及び疑い者が発生した場合の情報整理と対策、復帰の基準などについて、学校医・産業医の意見・指示を基に行動指針及び指針に応じた基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知するなど臨機適切に対応している（根拠資料2-37、10-17【ウェブ】）。

また、情報の管理については、「学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程」「学校法人日本赤十字学園特定個人情報取扱要領」に基づき、個人情報保護管理者および同補助者、事務取扱担当者を配置し、個人情報の適正な取り扱いを行っている（根拠資料10-18、10-19）。

以上、方針に基づき、所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限を明示しており、また適切な危機管理対策を実施していることから、適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

予算の編成及び執行については、「学校法人日本赤十字学園経理規程」において明確化されており、法人本部からの事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定し、執行している（根拠資料10-20）。

予算編成にあたっては、経営会議において事業計画を策定し、当該計画および当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成する。作成した予算案は経営会議において審議し、教授会へ報告している。本学が作成した予算案は日本赤十字学園寄附行為および理事会業務委任規程に基づき、理事会及び評議員会で審議を経て承認されている（根拠資料 1-1、10-13）。

予算執行は学園経理規程および同施行細則に基づき、各課、関係部署からの予算要求書必要性・適切性などを稟議のうえ予算を執行し、予算執行の明確性、透明性を確保している（根拠資料10-20、10-21）。

予算管理については、法人監事及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査により内部監査を行い、内部統制を確保している。

・**予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定**

事業活動の収支状況および光熱水費の使用状況については、経営会議及び教授会、教職員会議で四半期ごとに報告しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応などがあり、定期の報告ができなかった（根拠資料10-22）。

令和2年度、経営会議の下に大学の経営と教育の質保証及び円滑な大学運営を行うための情報を分析し、大学機能と財政経営基盤の強化を図るため、質保証・IR室（以下、「IR室」という。）を設置した。今後、IR室において予算執行の効果を分析し、経営会議へ報告する仕組みを構築する予定である（根拠資料2-12）。

以上、予算編成及び予算執行について、関係規程、監査に基づき執り行われていることから、適切に行っていると判断できる。しかし、予算執行に伴う効果の分析検証については、IR室が行うこととしており、その実効性が課題である。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学運営に関わる組織及び分掌業務は本学の組織分掌規程に制定している（根拠資料3-1）。事務局組織は5課9係で編成し、大学運営を有効に機能させる適切な人員配置に努めている（根拠資料10-23）。組織及び分掌業務に変更を要する場合には日本赤十字学園看護大学規程施行細則に基づき、法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている（根拠資料10-24、10-25）。

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

職員の採用及び昇格については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱及び関連諸規定を整備し明示し、選考等は職員採用規程に基づき人事委員会において行っている（根拠資料10-26、10-27、6-11）。専門化に対応する職員体制については、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員に代わり、大学が採用する専任職員を増やす対策を数年かけて進めている（根拠資料10-28）。教職協働は大学運営の重要な体制であることから学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有及びより一層の連携を目的とした教職員会議を毎月1回実施している（根拠資料3-2、10-29）。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職については10月に事務局長による各課長へのヒアリングを実施した。ヒアリングでは業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課題・目標及び考慮してほしい人事上の措置について人事ヒアリング資料に基づき、意見交換を行っている。また、各職員は人事調書を作成し業務実績や懸案事項、人事異動希望などについて情報把握を行っている（根拠資料10-30、10-31、10-32）。メールと勤務評価は「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」に基づき自己評価、評価者による評価を行っている。評価者は必要に応じて面談において評価をフィードバックするとともに、期初に向けての抱負や課題を確認する。令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施できていない（根拠資料10-33）。

以上、大学運営に関わる組織及び分掌業務は大学の組織分掌規程に制定し、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、事務組織の専門化に対応する職員体制整備を行い、また、教職協働の取り組みを実施していることから、大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）は、必要に応じて教員、職員が協働で参加できるよう、FD/SD委員会を中心に企画し、大学運営・教育研究・学生支援等に必要情報を共有し、大学職員として身に着けるべき知識を共有できる機会を設けている（根拠資料10-34、10-35、10-36、6-19、6-20）

学外の関連研修会に可能な範囲で参加するよう取り組んでいるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できていない（根拠資料10-37）。

令和2年度は、オンラインでFD/SD研修を実施した（根拠資料6-21、6-22、10-38）。また、ハラスメント防止研修及び公的研究費コンプライアンス研修を3月に実施した（根拠資料10-39、10-40）。

令和3年度に「日本赤十字九州国際看護大学職員研修（SD）ガイド」を策定し、計画的に研修を実施していく予定である（根拠資料10-41）。

以上、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織は関係規程に基づき適切に機能している。また、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るため、令和2年度から毎月開催している教職員会議において、経営会議、教授会、研究科委員会等の審議に関する情報共有と意見交換を行い、大学運営を適切かつ効果的に行うなどの方策を講じていることから、適切に行っていると判断できる。さらに、SDガイドに基づく研修体制が令和3年度に整備されており、令和4年度以降その効果が期待される。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

大学運営の適切性については、本学自己点検・評価実施要領に基づき、内部監査として毎年実施している自己点検・評価において「大学運営・財務」の項目を設け、点検・評価を行い、毎年報告書を公開している（根拠資料 2-10、2-15【ウェブ】）。

○監査プロセスの適切性

法人本部による監査は学園内部監査規程に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている（根拠資料 10-42）。また、理事会で選出された監事 2 名による監査についても実施され、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している（根拠資料 10-43）。外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている（根拠資料 10-44）。また、外部委員による大学運営の点検評価として大学運営審議会を設け点検・評価を行っている。令和 2 年度は元年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から文書審議とした（根拠資料 2-42）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価実施要領に基づき、経営会議・質保証・IR室による検証、学長への報告、各教育課程及び各組織の長による改善方策検討、経営会議・質保証・IR室による方策の検証、学長の改善指示を行うPDCAサイクルによる改善を行っている（根拠資料2-10、2-18）。

以上、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることから、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

第三次中期計画に基づき、令和元年度に大学運営・財務に関する方針の策定など各方針の作成、改正及び経営会議規程をはじめ諸規定の見直しを行った。適切適確に運営を遂行し、学長のリーダーシップのもと、コンプライアンスとガバナンスの維持向上、教職員の情報共有と運営への参画意識向上を図っている。

（3）問題点

長期ビジョン、将来構想の策定について、日本赤十字学園グランドデザインを法人として令和 4 年度に策定に着手する予定である。本学は、法人の長期ビジョンを踏まえた大学の長期計画を策定する計画である。

（4）全体のまとめ

本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第三次中期計画の確実な遂行に努めている。また、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。さらに国際を掲げている大学として、ブランドを確立するため学長のリーダーシップのもと教職協働で運営している。

大学の運営・財務に関する方針の策定や経営会議規程等の見直しを行い、積極的な FD/SD 研修の実施・参加などにより、さらなるガバナンスの維持向上を図る体制を整備する努力を

行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、経営会議の下に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、行動指針及び指針に応じた基本的な感染防止対策を策定した。感染防止対策と教育、教育の質保証、学生生活の支援の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知するなどの確に対応している。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、大学運営については適切であるといえる。

【2】財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定
--

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

大学運営・財務に関する方針の策定をしたが、財政計画の策定には至っていない（根拠資料 2-3, p. 76）。次年度策定予定である。

○大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の財務関係比率に関する指標は、日本私立学校振興・共済事業団による私立大学の財務比率の単一学部保健系平均値を参考としているが、実際の予算編成においては決算状況を踏まえ次年度の事業計画に基づき編成しており、指標とは乖離した状況である。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） 評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

本学における令和2年度財務関係比率（経常収入比）は、人件費：63.5%、教育研究費：30.4%、管理経費：3.4%、学生生徒等納付金：82.3%、経常収支差額：1.2%であった。詳細は別表のとおりである（根拠資料 10-45）。

令和2年度はコロナ禍における教育の質保証のための環境整備等を行ったが、収支のバランスを考慮し計画的に執行し、本学の教育活動収支差額は、8,180千円の黒字決算であった。

将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤については次のとおりである。経常収支差額比率は大きく変動することはないが連続して0%以上10%未満である。人件費比率は60%前後で推移している（大学基礎データ表9、表10、表11）。入学定員充足率・

収容定員充足率など、日本私立学校振興・共済事業団による私立大学の財務比率の単一学部保健系の平均値に近い状況である。また、運用資産の保有状況を表す積立率は減少傾向にあるが100%以上で推移している（根拠資料10-46、10-47、10-48）。

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動を遂行するためには、安定的な財政基盤が必要であり、事業計画に基づく予算編成を経営会議において策定し（根拠資料10-49、10-50）、教職員会議で周知している。策定した収支予算案は学校法人日本赤十字学園へ提出し、理事会・評議員会において審議され承認を得ている。教職員会議で周知している。策定した収支予算案は学校法人日本赤十字学園へ提出し、理事会・評議員会において審議され承認を得ており、本学を含めた学園全体の財務の概要について学園の年次報告書（事業報告書）において公表している（根拠資料10-51）。また、私立大学等改革総合支援事業については、経営会議及び各委員会がその獲得に向け教育研究活動に係る改善や新たな取り組みを遂行している。その結果、平成27年度から平成30年度を除き連続して「タイプ1」に選定され、助成金を獲得し教育研究活動を遂行している（根拠資料10-52、10-53、10-54）。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図る仕組みの一つとして、学園の監事及び監査法人の公認会計士による監査を活用し、定期的な改善に努めている（根拠資料10-43、10-44）。

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

外部資金獲得については、科学研究費助成事業への応募と採択の促進、私立大学等改革支援事業補助金等の獲得に向け、積極的に申請を行っている。科学研究費助成事業への応募促進支援として研究調書作成支援を外部支援業者も活用するとともに、学内レビューを行っている（根拠資料10-55、10-56）。また、各種補助金について、あらゆる競争的資金の獲得に向け、大学として積極的に申請し獲得を目指している（根拠資料8-34）。

外部資金の獲得状況は学内に、資産運用状況はHPなどを通じて外部に公表している（根拠資料2-55【ウェブ】）。

（2）長所・特色

特になし

（3）問題点

将来構想の基盤となる財政計画の策定、財政基盤強化策の具体的な検討について、早急な取り組み・策定及び実施のためのロードマップの作成が必要である。

（4）全体のまとめ

本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第三次中期計画の確実な遂行に努めている。また、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。

大学の運営・財務に関する方針の策定を行い、さらなるガバナンスの維持向上を図る体制を整備する努力を行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、財務について適切であるといえる。しかし、経営基盤を強化するための具体的な検討や計画立案には至っていない点は早急に取り組みが必要であり、より一層の健全な運営に向けた対応が課題である。

終章

平成 27 年に大学認証評価（第二期）を受審後、本学は以下のように、内部質保証システムを機能させ、大学教育の質の担保と発展に努めてきた。

1. 理念・目的

本学では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、学部、研究科ともに理念・目的を設定している。これらを、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載し、公表してきた。

また、大学、ならびに、学部・研究科における理念・目的を実現していくために、日本赤十字学園が示す基本方針に基づき本学の中期（5 か年）計画を策定し、年度ごとに事業計画およびアクションプランを策定してきた。特に、令和 2 年度及び 3 年度は COVID-19 禍での本学の理念・目標の実現および教育目的の達成が課題となったため、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、各組織や委員会が柔軟に、COVID-19 禍での本学の理念・目標の実現および教育目的の達成にむけた方策を講じた。

2. 内部質保証

本学では、内部質保証に関する基本方針、内部質保証規程、ならびに、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を定め、学内外に明示してきた。内部質保証システムについては、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の「三つの方針の策定に関する基本方針」、ならびに、教学マネジメント体制図を定め、これにもとづき、教育の PDCA サイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行ってきた。特に、令和 2 年度は、COVID-19 禍での教育の質の担保に尽力した。

毎年、内部質保証システムの適切性について点検・評価を行い、令和元～2 年度にかけて、本学に不足していた、内部質保証に関する方針、内部質保証規程、三つの方針の策定に関する基本方針、および、教学マネジメント体制図を作成し、内部質保証システムを構築した。

3. 教育研究組織

本学は、建学の精神である赤十字の人道的任務の遂行を実現するために、学部、研究科（修士課程、共同看護学専攻博士課程）を擁し、さらに、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター、および各種会議・委員会を設置している。

大学教育改革の推進の動きに対応するため、また、令和元年度の教育研究組織の点検・評価の結果をもとに、本学の組織の一部を改組し、「地域連携・教育センター」と「質保証・IR 室」を新設した。令和 2 年には「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を設置するとともに、COVID-19 禍における本学の理念・目標の実現について検討し、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、「ICT 推進会議」を新設した。令和 4 年度には 2 つの CNS コース（老年看護、精神看護）を新設する予定である。

4. 教育課程・学習成果

学部・研究科ともに学位授与方針、ならびに、教育課程の編成・実施方針を定め学内外に公表してきた。また、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関性について確認し、整合性を図ってきた。

本学学部では、カリキュラム編成の基本となる主要概念を、「人間」「環境」「健康」「国際」「看護」とし、また、授業科目の区分は、「リベラルアーツ・専門基礎科目」と「専門科目」の大きく 2 つとし、カリキュラムを体系的に編成している。さらに、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じてきた。

研究科修士課程では、研究・教育者を目指す「保健コース」と「看護コース」、高度実践看護師を目指す「CNS コース」、助産師国家試験受験資格取得を目指す「助産教育コース」の 4 つのコースと 7 つの領域を設定し、高い専門性を備えた看護・保健医療の専門家の養成のために、共通科目と専門科目を体系的に編成している。研究科博士課程では、共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、体系的なコースワークによる教育課程を編成している。

令和 2 年度は、COVID-19 の感染拡大防止のため、全学をあげてオンライン授業の導入や安定的な受講の実現に取り組み、教育の質の担保の確認を行ってきた。

5. 学生の受け入れ

本学すべての課程で、学生の受け入れ方針、選抜方式、ならびに、評価方法を、学生募集要項及び本学ホームページ等に明示し公表してきた。令和元年度に、学部及び研究科修士課程において、学生の受け入れ方針と教育課程の編成・実施方針ならびに学位授与方針との関連性、さらに、学生の受け入れ方針と選抜方法との対応について検討し、整合性を図れるよう一部修正を行なった。

学生の受け入れ方針に基づき、受験生確保に向けた戦略的な取り組みをし、また、入学者選抜は公正・公正に実施してきた。特に、COVID-19 禍においても、受験生が不利益を被ることのないように、感染対策を講じ、かつ公平・公正な選抜となるよう配慮した。そのうえで、本学の定員数を適切に管理してきた。

6. 教員・教員組織

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編制し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行ってきた。赤十字の人的任務に関わる看護専門職の育成のために、海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。教員組織の編成方針に基づき募集活動を行った結果、一部の領域で教員確保ができなかった。学部では令和 5 年度以降のカリキュラム改正が決定されたことを踏まえ、研究科においても令和 4 年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図る必要がある。

FD/SD 活動について、FD ガイドと SD ガイドを基に、FD/SD 委員会と他の委員会組織が連携して研修会を開催している。本学の特徴として、赤十字の国際救援活動に関する研修会を

実施している。教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。令和3年度、教員の教育活動以外の研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価について検討を行い、「大学貢献賞受賞制度」を整えた。

7. 学生支援

学部・大学院共に学生支援に関する方針を定め公表し、方針にもとづき実施してきた。さらに、平成28年度に受審した第2期認証評価の結果を受けて、点検・改善に取り組んできた。具体的には、学部では、学生支援体制として、担任制度からアカデミックアドバイザー制度に変更し、4年間を通して継続的に学生支援を行うことが可能となった。学部、大学院ともに、キャリア支援に関するプログラムの充実化を図り、学生の健康やメンタルヘルス支援のために、保健室職員を配置し、学校医や学校カウンセラー等と連携をしてきた。さらに、経済面については、奨学金制度等を充実させ支援を行ってきた。

COVID-19 禍においても、就学支援、キャリア支援、生活支援、および、経済的支援の4つの側面から学生を支援してきた。

8. 教育研究等環境

教育研究等環境の整備のために、「施設設備整備基本計画」、ならびに、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し明示してきた。

令和2年度のCOVID-19 禍で、急遽オンライン授業への対応を迫られたことをきっかけに、ICT教育検討ワーキンググループを設置し、ICT環境を整備するとともに、教職員ならびに学生に研修を実施することで、オンライン授業を実現した。さらに、ネットワーク環境やICTの整備を進めるために、令和3年にデジタルトランスフォーメーションの推進計画を策定し、LMS (Learning Management System) としてMoodleを導入した。

本学の研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示し、さらに、令和2年度に「教員の教育研修・研究期間制度規定」を定めることで、教員の教育・研究活動を促進している。

9. 社会連携・社会貢献

本学では「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内外に公表し、学外組織の「学」「官」「産」の3分野と連携を図ってきた。取り組んできた事業は3つに大別でき、1つ目として、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、赤十字関連施設および福岡県内の医療施設に勤務する看護職者を対象に継続教育を実施してきた。2つ目として、公開講座等を通して、地域住民を対象とした生涯教育を実施してきた。3つ目として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・院生の国際経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力等を実施してきた。

COVID-19 禍においては、新型コロナウイルス感染症に関する行動指針を明確にし、安全で安心な社会活動ができるように配慮し積極的に連携を実施してきた。

10. 大学運営・財務

本学の理念・目的を実現するために、令和元年度より第三次中期計画を策定し明示している。さらに、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。また、国際を掲げている大学として、ブランドを確立するために学長のリーダーシップのもと教職協働で取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症への対応については、経営会議の下に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、行動指針及び指針に応じた基本的な感染防止対策を策定した。感染防止対策と教育、教育の質保証、学生生活の支援の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知するなどの確に対応してきた。

課題として、経営基盤を強化するための具体的な検討や計画立案には至っていない点が挙げられ、早急に取り組む予定である。

令和4年3月
自己点検評価委員会委員長
倉岡有美子